



(号外) 発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

○和倉港における港湾管理者の権限の代行を国土交通大臣が開始する件（同八一六）

○和倉港における港湾管理者の権限の代行を国土交通大臣が開始する件

省令

省令

	改	正	前
六	一五 （略）	一五 （略）	一五 （略）
自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊が 締約国の軍隊に対して貨物の輸出を行う 場合	自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊が オーストラリア軍隊に対して貨物の輸出 を行う場合	自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が 英國軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊 がフランス軍隊に対して貨物の輸出を行 う場合
七	（削る）	（削る）	（削る）
自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊が インド軍隊に対して貨物の輸出を行う 場合	自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊 がカナダ軍隊に対して貨物の輸出を行う 場合	自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊 がインド軍隊に対して貨物の輸出を行う 場合	自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊 がドイツ軍隊に対して貨物の輸出を行 う場合
八	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
九	（略）	（略）	（略）
（十一）	（十一）	（十一）	（十一）
自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊 がインド軍隊に対して貨物の輸出を行う 場合	自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊 がカナダ軍隊に対して貨物の輸出を行う 場合	自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊 がフランス軍隊に対して貨物の輸出を行 う場合	自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊 がドイツ軍隊に対して貨物の輸出を行 う場合
十	（略）	（略）	（略）
（十二）	（十二）	（十二）	（十二）
自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊 がインド軍隊に対して貨物の輸出を行う 場合	自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊 がカナダ軍隊に対して貨物の輸出を行う 場合	自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊 がフランス軍隊に対して貨物の輸出を行 う場合	自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊 がドイツ軍隊に対して貨物の輸出を行 う場合

〔その他告示〕

○和倉港における高度港湾工事を国土交通大臣が代行する件
(国土交通八一五)

九

○貿易関係貿易外取引等に関する省令
第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件

○輸出貨物が輸出貿易管理令別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令（経済産業六〇）

〔省令〕

目次

諸事項

〔公
告〕

○經濟產業監督第六十

輸出
製造又
に定め

表を次のように改める。

	改	正	後
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）第四条第一項第三号ハ及び第四号ハに規定する輸出貨物が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（輸出令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、第一号から第三号までに掲げるときとする。ただし、別表に掲げる場合はこの限りでない。	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは記載して單に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることがある旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることがある旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは記載して單に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることがある旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行つた旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が同欄に掲げる貨物の開発等を行つた旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかとなる旨を除く。）	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは記載して單に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることがある旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行つた旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が同欄に掲げる貨物の開発等を行つた旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかとなる旨を除く。）

（新設）

（傍線部分は改正部分）

一 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して單に「文書等」といいう。）において、当該輸出貨物が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることがある旨記録されており、かつ、輸出者が同表に掲げる貨物の開発等を行つた旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかとなる旨を除く。）

（削る）

（削る）

（削る）

（新設）

一 当該輸出貨物を用いて開発等される別表に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者が同表に掲げる貨物がこれらのために用いられる旨輸入者等から連絡を受けている場合

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合
三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送（同活動に付隨して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するためるために貨物の輸出を行う場合

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

三

(削る)

四| 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む）の用に供するため貨物の輸出を行う場合

五| 自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

六| 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊が締約国の軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

七| 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

八| 國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際平和協力業務（同活動に付隨して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

九| 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び捜索救助活動（同活動に付隨して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十| 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第一百四十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十一| 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律

別表

当該輸出貨物を用いて開発等される次に掲げる貨物が産業、娛樂、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者が次に掲げる貨物がこれらとの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている場合

(削る)

(削る)

別表
(新設)

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置（同活動に付隨して防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合
三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送（同活動に付隨して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するため貨物の輸出を行う場合
四 自衛隊法第一百条の五に基づく国賓等の輸送（同活動に付隨して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するため貨物の輸出を行う場合
五 自衛隊法第一百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合
六 自衛隊法第八条の八に基づく自衛隊が締約国の軍隊に対して貨物の輸出を行う場合
七 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動（同活動に付隨して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合
八 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際平和協力業務（同活動に付隨して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するため貨物の輸出を行う場合
九 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び捜索救助活動（同活動に付隨して防衛省設置法第四条第一項第

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合
十 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第一百四十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物の輸出を行う場合
十一 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第一百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物の輸出を行う場合
十二 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第一百十六号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するため貨物の輸出を行う場合
十三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該海賊対処行動に付隨して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するため貨物の輸出を行う場合
十四 國際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び捜索救助活動（同活動に付隨して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合
十五 令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物の輸出を行う場合

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

法規的告示

○経済産業省告示第百二十一号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハの規定に基づき、平成二十年通商産業省告示第百八十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月十八日

経済産業大臣 武藤 容治
(傍線部分は改正部分)

	改	正	後
	改	正	前
一、五 (略)	一、五 (略)	一、五 (略)	一、五 (略)
六、自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊が締約国の軍隊に対して役務の提供を行う場合	六、自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して役務の提供を行う場合	六、自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英國軍隊に対して役務の提供を行う場合	六、自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して役務の提供を行う場合
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
九、自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して役務の提供を行う場合	九、自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がインド軍隊に対して役務の提供を行う場合	九、自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊がドイツ軍隊に対して役務の提供を行う場合	九、自衛隊法第百条の二十に基づく自衛隊が日本軍隊に対して役務の提供を行う場合
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
七、十五 (略)	七、十五 (略)	七、十五 (略)	七、十五 (略)

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 令和七年経済産業省告示第五十九号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を次のように改正する。）

表を次のように改める。

	改	正	後	(傍線部分は改正部分)
	改	正	前	
貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）以下「輸出令」という。）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合を次のように定める。	貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、第一号から第三号までに掲げるときとする。ただし、別表一に掲げる場合はこの限りでない。	貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、第一号から第三号までに掲げるときとする。ただし、別表一に掲げる場合はこの限りでない。	貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、第一号から第三号までに掲げるときとする。ただし、別表一に掲げる場合はこの限りでない。	貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、第一号から第三号までに掲げるときとする。ただし、別表一に掲げる場合はこの限りでない。
一、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的方式による記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることがなる旨記載され、若しくは記録され、若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。	一、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的方式による記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることがなる旨記載され、若しくは記録され、若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。	一、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的方式による記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることがなる旨記載され、若しくは記録され、若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。	一、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的方式による記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることがなる旨記載され、若しくは記録され、若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。	一、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的方式による記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることがなる旨記載され、若しくは記録され、若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。

その他の人の知覚によつては認識すること
ができない方式で作られた記録をいう。以
下これらを総称して単に「文書等」という。)
において、当該技術が輸出令別表第一の一
の項の中欄に掲げる貨物の開発等のために
用いられることとなる旨記載され、若しくは
記録されているとき、又は取引を行おう
とする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物
の開発等のために用いられることとなる旨
当該取引の相手方若しくは当該技術を利用
する者若しくはこれらの代理人（以下「相
手方等」という。）から連絡を受けたとき。
二 その取引に関する契約書若しくは取引を
行おうとする者が入手した文書等のうち別
表二に掲げるものにおいて、当該技術を利用
する者が輸出令別表第一の一の項の中欄
に掲げる貨物の開発等を行う旨記載され、
若しくは記録されているとき、又は取引を行
おうとする者が、当該技術を利用する者
が同欄に掲げる貨物の開発等を行う旨相手
方等から連絡を受けたとき（当該技術の用
途並びに取引の条件及び態様から、当該技
術が同欄に掲げる貨物の開発等以外のため
に用いられることが明らかなときは除く）。
三 その取引に関する契約書若しくは取引を
行おうとする者が入手した文書等のうち別
表二に掲げるものにおいて、当該技術を利用
する者が輸出令別表第一の一の項の中欄
に掲げる貨物の開発等を行つた旨記載さ
れ、若しくは記録されているとき、又は取
引を行おうとする者が、当該技術を利用す
る者が同欄に掲げる貨物の開発等を行つた
旨相手方等から連絡を受けたとき（当該技
術の用途並びに取引の条件及び態様から、
当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等以外
のために用いられることが明らかなときを
除く。）。

(新設)

新設

(削る)

(削る)

当該技術を用いて開発等される別表に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、これらがこれららの用に供される旨当該取引の相手方が若しくは当該技術を利用する者又はこれらの代理人から連絡を受けている場合

四|務の提供を行う場合

五|自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送（同活動に付隨して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するため役務の提供を行う場合

六|自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して役務の提供を行う場合

七|自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊が締約国の軍隊に対して役務の提供を行う場合

八|国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際平和協力業務（同活動に付隨して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するため役務の提供を行う場合

七 国際緊急援助隊の派遣に関する法律 (昭和六十二年法律第九十三号)に基づく国際緊急援助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合	八 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)に基づく国際平和協力業務(同活動に付隨して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合
九 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)に基づく後方支援活動及び捜索救助活動(同活動に付隨して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合	十 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第一百四十五号)に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために役務の提供を行う場合

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十一 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第二百三十三号)に基づく自衛隊による行動関連措置として役務の提供を行う場合	十二 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第二百三十六号)に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために役務の提供を行う場合
十三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動(当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合	十四 國際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第七十七号)に基づく協力支援活動及び捜索救助活動(同活動に付隨して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

(新設)

別表二

(新設)

十五 令和元年十二月二十七日の閣議決定

(新設)

(新設)

一 その取引に関し、相手方等から入手したパンフレット又は最終製品のカタログ及びその他の取引を行おうとする者が入手した文書等

二 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)第四条第一項第三号イ若しくはハ又は第四号イ若しくはハに規定する核兵器等の開発等若しくは同令別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物の開発等の動向に關し、経済産業省が作成した文書等

三 前二号に掲げるもののほか、その取引に際して、取引を行おうとする者がその内容を確認した文書等

そ の 他 告 示

○国土交通省告示第八百十五号
港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第五十二条の二第一項の規定により港湾管理者に代わつて高度港湾工事を行うので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年八月十八日

一 港湾の名称
二 区域

和倉港

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)の地点と(16)の地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1) 北緯三七度〇五分二七秒九三〇八二、東経一三六度五四分五四秒五七八六〇の地点

(2) 北緯三七度〇五分二六秒七二〇四二、東経一三六度五四分五六秒七二三八三〇の地点

(3) 北緯三七度〇五分二六秒一四二三二、東経一三六度五四分五六秒三〇四〇五〇の地点

(4) 北緯三七度〇五分二六秒〇五二八六、東経一三六度五四分五六秒六〇八八〇〇の地点

(5) 北緯三七度〇五分二五秒五六五八四、東経一三六度五四分五六秒一三三一八〇〇の地点

(6) 北緯三七度〇五分二五秒三一六五四、東経一三六度五四分五五秒八九二八〇〇の地点

(7) 北緯三七度〇五分二五秒九八二九四、東経一三六度五四分五五秒五二八一八〇〇の地点

(8) 北緯三七度〇五分二五秒〇六六二四、東経一三六度五四分五四秒九〇三九八〇〇の地点

(9) 北緯三七度〇五分二五秒二四六〇九、東経一三六度五四分五四秒六四四五七〇〇の地点

(10) 北緯三七度〇五分二五秒三三四九、東経一三六度五四分五四秒四七五五九〇〇の地点

(11) 北緯三七度〇五分二五秒五四〇一四、東経一三六度五四分五四秒六四四二〇〇〇の地点

(12) 北緯三七度〇五分二六秒三八四五一、東経一三六度五四分五三秒三六四八〇〇〇の地点

(13) 北緯三七度〇五分二四秒九四九九三、東経一三六度五四分四九秒八一一三八〇〇〇の地点

(14) 北緯三七度〇五分二六秒二六八四〇、東経一三六度五四分四九秒八六六一八〇〇〇の地点

(15) 北緯三七度〇五分二六秒三八九三九、東経一三六度五四分四九秒九四六五〇〇〇の地点

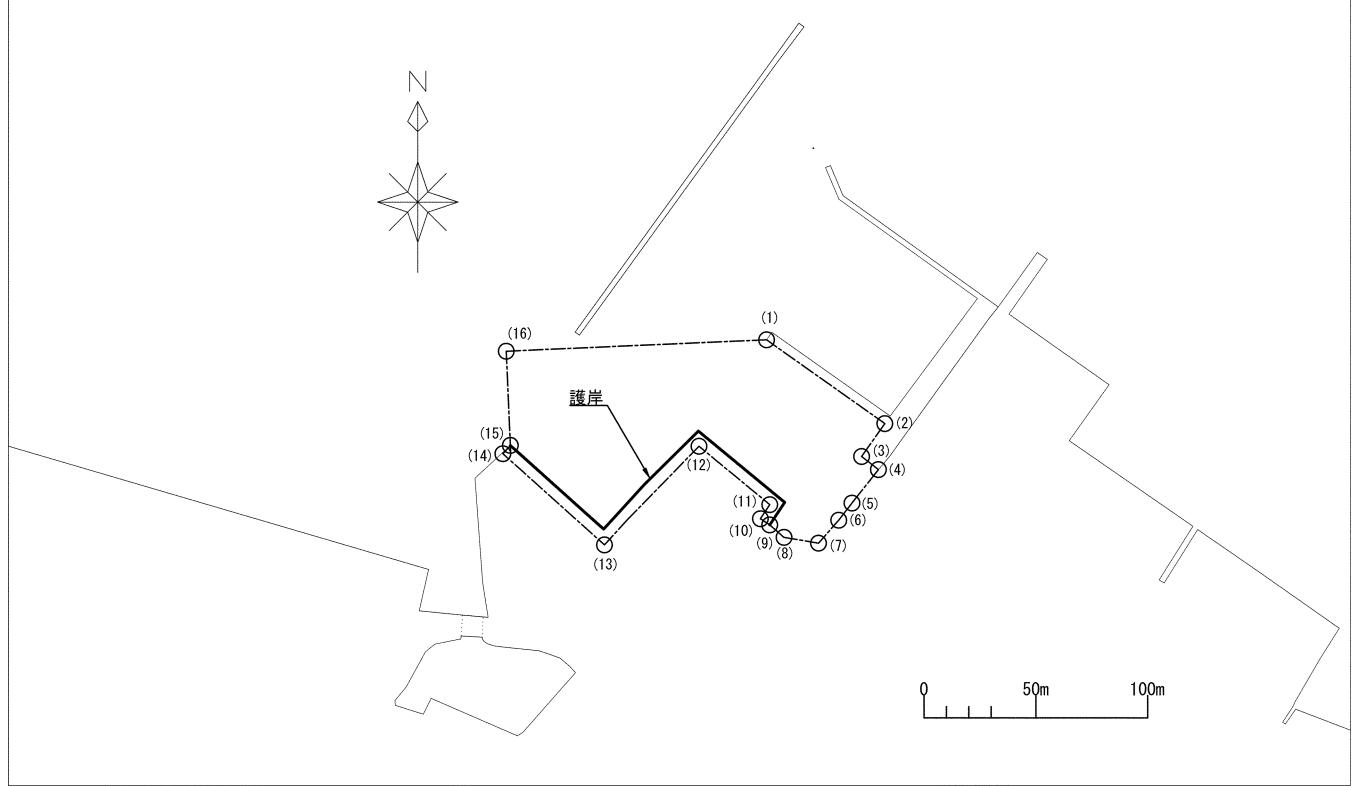
(16) 北緯三七度〇五分二七秒七五五二二、東経一三六度五四分四九秒八六六七二〇〇〇の地点

(区域の詳細を表示した図面は、国土交通省北陸地方整備局のウェブサイトに掲載する。)
令和七年九月一日

国土交通大臣 中野 洋昌

三
工事開始の
日

別図 和倉港工事代行区域



(1)～(16)は、測量に基づき作成したCADデータより算定したもの。

○国土交通省告示第八百十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条の二第三項の規定により港湾管理者に代わつて権限を行つうので、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第十六条の二第二項の規定により公示する。

令和七年八月十八日

和倉港

一 港湾の名称

国土交通大臣 中野 洋昌

二 区域

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)の地点と(2)の地点などを結んだ線により囲まれた区域

(1) 北緯三七度〇五分三七秒九三〇八二、東経一三六度五四分五四秒五七八六〇の地点

(2) 北緯三七度〇五分二六秒七二〇四二、東経一三六度五四分五六秒七二二八三の地点

(3) 北緯三七度〇五分二六秒二四二三三、東経一三六度五四分五六秒三〇四〇五の地点

(4) 北緯三七度〇五分二六秒〇五二八六、東経一三六度五四分五六秒六〇八〇の地点

(5) 北緯三七度〇五分二五秒五六五八四、東経一三六度五四分五六秒一三二一八〇の地点

(6) 北緯三七度〇五分二五秒三一六五四、東経一三六度五四分五五秒八九二八八〇の地点

(7) 北緯三七度〇五分二四秒九八二九四、東経一三六度五四分五五秒五二八二八〇の地点

(8) 北緯三七度〇五分二四秒五〇三〇四、東経一三六度五四分五四秒八七六二八〇の地点

(9) 北緯三七度〇五分二三秒九九七〇三、東経一三六度五四分五四秒三八七七八〇の地点

(10) 北緯三七度〇五分二四秒六五一五四、東経一三六度五四分五四秒九七四九一〇の地点

(11) 北緯三七度〇五分二四秒二〇九三五、東経一三六度五四分五四秒九七四九一〇の地点

(12) 北緯三七度〇五分二四秒〇二三八四、東経一三六度五四分五四秒二一七三三〇の地点

(13) 北緯三七度〇五分二二秒八七一三三、東経一三六度五四分五四秒〇五三九七〇の地点

(14) 北緯三七度〇五分二三秒二五四四、東経一三六度五四分五一秒五〇六九八〇の地点

(15) 北緯三七度〇五分二三秒九五八五二、東経一三六度五四分五〇秒四〇九一五〇の地点

(16) 北緯三七度〇五分二三秒八八〇二四、東経一三六度五四分五〇秒三三五七八〇の地点

(17) 北緯三七度〇五分二三秒八九四七四、東経一三六度五四分四九秒五五二五八〇の地点

(18) 北緯三七度〇五分二四秒三九六一四、東経一三六度五四分四九秒四五二八〇の地点

(19) 北緯三七度〇五分二五秒九一一四四、東経一三六度五四分四九秒三〇七七八〇の地点

(20) 北緯三七度〇五分二六秒三八九三九、東経一三六度五四分四九秒九四六〇五〇の地点

(21) 北緯三七度〇五分二七秒七五五二一、東経一三六度五四分四九秒八六六七二〇の地点

(22) (区域の詳細を表示した図面は、国土交通省北陸地方整備局のウェブサイトに掲載する。)

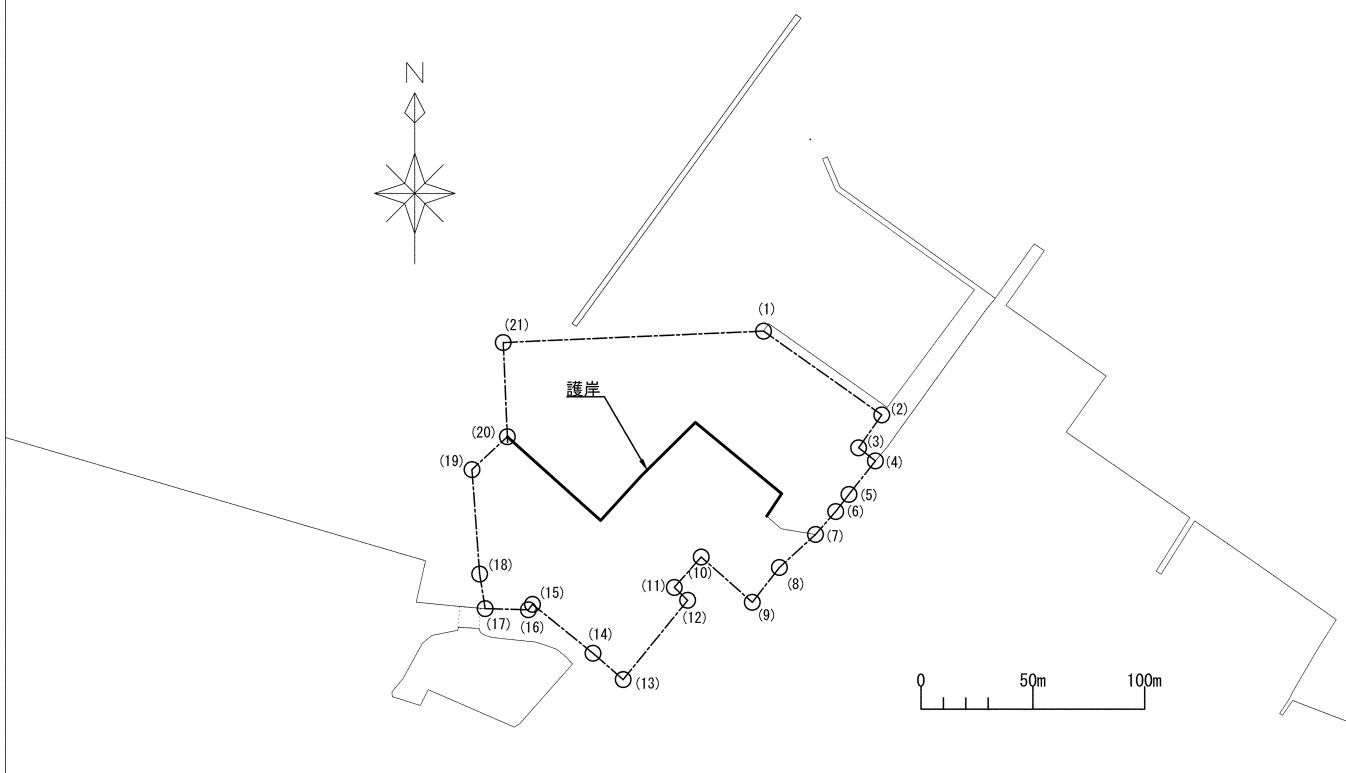
1 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」と言う。）第三十七条第一項の許可を与え、法第六十条の二第一項の規定により当該許可に必要な条件を付し、又は法第五十六条の四第一項の規定により当該許可を取り消し、その効力を停止し、当該条件を変更し、若しくは新たな条件を付すること。

2 法第三十七条第一項の規定に違反した者に対し法第五十六条の四第一項の規定により必要な措置をとることを命じ、又は同条第二項の規定により当該措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくはその委任した者に行わせること。

3 法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により協議に応ずること。

4 法第五十六条の五第一項（法第三十七条第一項の許可に係る部分に限る。）の規定により必要な報告を求め、又はその職員に立入検査をさせること。

別図 和倉港権限代行区域



(1)～(21)は、測量に基づき作成したCADデータより算定したもの。

諸事項

公 告

**那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書についての公
告について**
環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、法第七条の規定に基づき次とおり公
告する。

令和七年八月十八日

一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
事業者の名称 沖縄防衛局長 村井 勝

代表者の氏名 沖縄防衛局長

主たる事務所の所在地 嘉手納町字嘉手納二百九十番地九

二 対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称 那覇港湾施設代替施設建設事業

対象事業の種類 公有水面の埋立て

対象事業の規模 約六十四ヘクタール

三 対象事業が実施されるべき区域

沖縄県浦添市宮城地先公有水面

四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間、公表の方法及び期間
縦覧場所 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納二百九十番地九

沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号

沖縄防衛局一階報道室

沖縄県二階行政情報センター

沖縄県浦添市安波茶一丁目一番一号

浦添市役所五階市民部環境保全課

沖縄県那覇市泉崎一丁目一番二号

沖縄県那覇市役所七階環境部環境政策課

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目一番二号

宜野湾市役所二階市民経済部環境対策課

沖縄県那覇市通堂町二番一号

那覇港管理組合二階総務部管理課

縦覧期間

令和七年八月十八日から同年九月十七日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一七八号）に規定する休日を除く。）

縦覧時間

午前九時から午後五時まで

公表の方法及び期間

令和七年八月十八日から同年九月十七日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一七八号）に規定する休日を除く。）は左記のウェブサイトにて方

六	意見書の提出 法第八条第一項の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により提出することができる。
七	意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項 提出期限 令和七年十月一日まで 電子メールの方法による場合の提出先 沖縄防衛局のウェブサイト (https://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/) から電子メールの宛先及び件名、記入様式を入手した上で提出する 郵送の方法による場合の提出先 郵便番号 九〇四一〇一九五 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納一百九十番地九 沖縄防衛局調達部調達計画課 意見書の提出に必要な事項 意見書には次に掲げる事項を記載すること。 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 二 意見書の提出の対象である方法書の名称 三 方法書について環境の保全の見地からの意見 意見は日本語により、意見の理由を含めて記載すること。
	那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書の説明会開催の公告について
	環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成したので、法第七条の一第一項の規定に基づき次のとおり公告する。
一	令和七年八月十八日 沖縄防衛局長 村井 勝 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 事業者の名称 沖縄防衛局 代表者の氏名 沖縄防衛局長
二	主たる事務所の所在地 嘉手納町字嘉手納一百九十番地九 対象事業の名称、種類及び規模 対象事業の名称 那覇港湾施設代替施設建設事業 対象事業の種類 公有水面の埋立て 対象事業の規模 約六十四ヘクタール
三	対象事業が実施されるべき区域 沖縄県浦添市宮城地先公有水面
四	対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 沖縄県浦添市、那覇市、宜野湾市 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所 令和七年九月一日 午後七時から午後八時半まで 【浦添市社会福祉センター(浦添市仲間一丁目十番七号) 大研修室】
五	令和七年九月二日 午後六時半から午後八時まで 【沖縄産業支援センター(那覇市字小禄千八百二十一番地一) 中ホール】
	令和七年九月三日 午後七時から午後八時半まで 【沖縄コンベンションセンター(宜野湾市真志喜四丁目二二一) 会議棟A会議場A】

六	破産手続開始 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。 令和7年(フ)第1236号 福岡市博多区那珂6丁目9番6号 債務者 三和電気工事株式会社 代表者代表取締役 三宅 信 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本田 裕一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時30分 福岡地方裁判所第4民事部
七	令和7年(フ)第1439号 福岡県鞍手郡鞍手町大字木月3147番地の2 債務者 株式会社サンシャインチトセ 代表者代表取締役 栗山 淳 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 幸太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後3時30分 福岡地方裁判所第4民事部
	令和7年(フ)第106号 栃木県那須塩原市末広町64番地17平山ビルデンス302号 債務者 株式会社オールラウンド 代表者代表取締役 塚原 由明 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白石 直己 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前11時 福岡地方裁判所第4民事部
	令和7年(フ)第262号 静岡県沼津市西椎路469番地の1ローゼンハイムB201 債務者 株式会社ドリームシェア 代表者代表取締役 主藤 貴則 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木 登 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
	令和7年(フ)第737号 広島市南区東雲2丁目8番25号 債務者 株式会社スリー・ケー 代表者代表取締役 新谷 憲三 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中原 良子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時30分 広島地方裁判所民事第4部
	令和7年(フ)第185号 福井市大和田2丁目1212番地 債務者 株式会社ねこせや 代表者代表取締役 味寺 雅子 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上坂 篤 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時20分 福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第455号 神戸市東灘区森南町1丁目18番11号 債務者 ベルツリー株式会社 代表者代表取締役 鈴木 雅晴 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鹿間 健児 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月28日午前10時45分 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 花井 淳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月4日午後3時 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和7年(フ)第172号 和歌山市冬野559番地の1 債務者 株式会社ヤエパック 代表者代表取締役 八塚 久 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬場 大祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月14日午後3時 前橋地方裁判所桐生支部
令和7年(フ)第3479号 大阪市鶴見区放出東2丁目7番8号 債務者 株式会社アゲイン建築工房 代表者代表取締役 佐野 業昌 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐野 貢新 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月30日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上升 栄治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月5日午前11時10分 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1448号 横浜市神奈川区台町9-14-101号 債務者 有限会社シムスデザイン 代表者取締役 島村 和良 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保 博之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月6日午後2時20分 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第650号 堺市堺区山本町5丁110番地の34 債務者 合資会社優あい介護総合サービス 代表者代表社員 齋藤 誠 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小美野達之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月30日午前10時30分 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塚 達生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月5日午前10時20分 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1541号 横浜市中区尾上町2丁目19番地 債務者 エムジエイ・スポーツ株式会社 代表者代表清算人 中島 康博 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 宏昭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月10日午後1時30分 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第741号 広島市安芸区矢野東1丁目2番13号、商業登記録上の本店所在地広島市安芸区矢野東1丁目6番6号 債務者 株式会社矢野橋ペット商事 代表者代表取締役 沖本 秀和 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤岡 達麻 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月10日午前11時30分 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第48号 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪9361番地1 債務者 合同会社SHOUAKASETSU 代表者代表社員 宮戸 真 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒田 信 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月5日午前10時 長野地方裁判所伊那支部	令和7年(フ)第741号 広島市安芸区矢野東1丁目2番13号、商業登記録上の本店所在地広島市安芸区矢野東1丁目6番6号 債務者 株式会社矢野橋ペット商事 代表者代表取締役 沖本 秀和 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤岡 達麻 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月10日午前11時30分 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第74号 広島県尾道市十四日元町1番25号 債務者 株式会社よしもと 代表者代表取締役 山里 嘉彦 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山内奈保子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月31日午前10時30分 広島地方裁判所尾道支部	令和7年(フ)第1471号 名古屋市中区栄5丁目12番24号 債務者 株式会社アライヴァル 代表者代表取締役 山村 保人 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒柳 良子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月6日午前10時10分 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1154号 横浜市神奈川区平川町7番地1 債務者 有限会社坂本工務店 代表者代表取締役 坂本 祐貴 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 康広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月12日午前10時50分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第200号 愛知県刈谷市若松町3丁目25番地2 債務者 株式会社KDR 代表者代表取締役 政年 大介	令和7年(フ)第54号 群馬県桐生市広沢町6丁目551番地1 債務者 星野兄弟運送有限会社 代表者取締役 星野 清志	令和7年(フ)第38号 福岡県大川市大字三丸740番地2 債務者 江上 寛子 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗山扶美香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月5日午前10時30分 福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和7年(フ)第234号

佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里1067番地1 オークラセブン102、前住所佐賀県鳥栖市江島町3256番地228競馬場団地

債務者 田代 敏明

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下津浦 公
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第1317号

名古屋市北区鳩岡2丁目5番7号、住民票上の住所名古屋市北区鳩岡2丁目12番18号 ライオンズマンション鳩岡402号

債務者 長村 薫

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 保之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前11時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第183号

徳島県吉野川市鴨島町上下島135番地1 レインボーマンション 310号室

債務者 河野 英二

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 泉 智之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで

徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第456号

神戸市東灘区深江北町4丁目4番8号 ルミエール東灘 202号

債務者 鈴木 雅晴

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鹿間 健児
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第19号

兵庫県丹波市青垣町桧倉272番地

債務者 野崎 智啓

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大田 健司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで

神戸地方裁判所柏原支部

令和7年(フ)第1209号

福岡市博多区吉塚6丁目10番10-313号 吉塚六丁目市街地住宅10号棟

債務者 井上 博喜

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤村 和正
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第150号

福島県郡山市安積町日出山1丁目47番地 口イヤルアサカ203号

債務者 村山 麻美

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久保田美和
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第164号

福島県郡山市栄町6番19号 ユニティー・プラスパーⅢA-2号

債務者 玉川 庄子

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 宏昭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第1号

栃木県栃木市都賀町家中4974番地1

債務者 荒川 光男

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三宅 愛子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(フ)第3178号

大阪市中央区博労町1丁目4番8-1101号

債務者 干場舞夢香

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田邊絵理子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第365号

兵庫県加古郡稻美町六分-1178番地の212

債務者 石谷 敏男

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 首藤 康智
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第166号

高知市南竹島町2番地14

債務者 下村 良江

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲垣 健吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第167号

高知市南竹島町2番地14 下村良江様方、住民票上の住所高知市瀬戸東町3丁目320番地

債務者 坂本 武

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲垣 健吾

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第633号

横浜市保土ケ谷区桜ヶ丘1丁目9番15-107号

債務者 栃窪 圭二

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤坂 舞
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第266号

静岡県沼津市西椎路469番地の1 ローゼンハイムB201

債務者 主藤 貴則

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高木 登
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第140号

佐賀市三瀬村藤原2520番地

債務者 昌江龍太郎

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 桑原 健
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第205号

佐賀市多布施2丁目12番14号、前住所佐賀市神野東3丁目12番10号 あやめ鮎内

債務者 小柳 光央

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 甲木美知子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

<p>令和7年(フ)第1673号 愛知県知多郡武豊町砂川2-58、住民票上の住所愛知県知多郡武豊町字豊成2丁目13番地7 債務者 立岩 和真 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平野 秀繁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 名古屋地方裁判所民事部第2部</p> <p>令和6年(フ)第6143号 大阪府八尾市永畑町1丁目1番9号 クレシア永畑・壱番館103号、前住所大阪府交野市東倉治4丁目47番6-203号 債務者 玉井 雄介 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 史朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第2498号 代替住所A(旧住所 徳島市沖浜町居屋敷195番地の1 ミライエ沖浜Ⅱ 105号室) 債務者 南 龍二 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋森 正樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第1531号 横浜市栄区桂町125-1-413、住民票上の住所横浜市保土ヶ谷区西久保町115番地 後藤方 債務者 丸中 秀樹 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小嶋 愛斗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第34号 青森県弘前市大字三世寺字鳴瀬166番地、旧住所青森県平川市八幡崎宮本1番地14 債務者 奈良 輝樹 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山 航平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 福井地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第133号 大阪府吹田市千里丘中33番204号 債務者 長森 彩花 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾崎 由香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第1660号 大阪市都島区内代町1丁目3番14-1004号 債務者 岡崎 共子(旧名圭一朗) 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 悠樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第518号 堺市西区浜寺石津町西4丁3番8号 ブルーオーシャン浜寺3-B、前住所堺市堺区南旅籠町東4丁4番16号 レオパレスIZUMI 102号 債務者 鳥山 和真 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 犬塚 竜也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第1227号 埼玉県朝霞市浜崎3丁目11番8号 サンセグン朝霞台305 債務者 浅見 修兵 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 入江 佑典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 富山地方裁判所民事部</p>	<p>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第78号 鹿児島県鹿屋市高須町1109番地3 債務者 園内 有希 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 泉 宏和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第90号 鹿児島県曾於市末吉町諒訪方8375番地3 債務者 宮尾 克秀 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第1号 富山市本郷町38番地1 ヴィル・フォーレ1B棟101号 債務者 山本 浩二 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 春山 然浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 富山地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第93号 富山市曙町6番34-201号 ジョイナス曙町 債務者 山田佐代子 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 入江 佑典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 富山地方裁判所民事部</p>
---	--	--

令和7年(フ)第3399号	大阪市東住吉区今川8丁目5番31号 オクト ハイツしらさぎ 2B号 債務者 梅田 貴也 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小西 穀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月30日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3400号	大阪市東住吉区今川8丁目5番31号 オクト ハイツしらさぎ 2B号 債務者 梅田 沙織 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小西 穀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月30日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3400号	大阪市東住吉区今川8丁目5番31号 オクト ハイツしらさぎ 2B号 債務者 梅田 沙織 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小西 穀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月30日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3480号	大阪市鶴見区放出東2丁目13番14号 債務者 佐野 業昌 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐野 貫新 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月30日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3480号	大阪市鶴見区放出東2丁目13番14号 債務者 佐野 業昌 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐野 貫新 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月30日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6411号	大阪府藤井寺市大井3丁目1番22号 債務者 西田みい子 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本健太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月30日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6411号	大阪府藤井寺市大井3丁目1番22号 債務者 西田みい子 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本健太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月30日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6511号	堺市南区庭代台4丁8番1号 債務者 齊藤 誠 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小美野達之

令和7年(フ)第166号	岐阜県各務原市蘇原栄町1丁目10番地1 債務者 清水彩李愛 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒井 貴弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月28日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第653号	大阪府富林市若松町2丁目10番40号、前住所大阪府柏原市古町1丁目6番39号 ソレイユ アン 202号 債務者 松田 美香(旧姓藤川) 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木由佳子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月30日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第390号	相模原市南区相模大野8丁目2番15号 エクセルマーリエ203 債務者 市原 民子 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮下哲太朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月21日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第3429号	大阪府三島郡島本町広瀬5丁目4番7号 クスの木ハイツ 201号 債務者 楠田 和巳 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒元 博之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月6日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第173号	和歌山市友田町4-130 アトラスター1704、住民票上の住所和歌山市冬野153番地 債務者 八塚 久 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保 博之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月6日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第1525号	神奈川県藤沢市みその台7番3号 債務者 小原 弘一 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 誠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月5日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1525号	神奈川県藤沢市みその台7番3号 債務者 小原 弘一 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 誠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月5日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第3251号	大阪市鶴見区諸口3丁目5番13-209号 債務者 石古 明寛 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久岡 秀行
令和7年(フ)第91号	鹿児島県鹿屋市輝北町上百引3839番地 債務者 富松 貴信 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩井 作太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月3日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年(フ)第103号

北海道帯広市東6条南10丁目1番地2 クラックスハイム帯広303号室

債務者 野表 雄也

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第39号

山形県鶴岡市錦町7番60号 エンゼル愛105号室、前住所山形県鶴岡市西沼字砂停原16番地

債務者 菅原 豊喜

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和7年(フ)第169号

茨城県かすみがうら市稻吉2丁目21番40号
プロスペリティ壱番館104

債務者 加川麻莉紗

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第170号

茨城県つくば市吉沼4895番地4

債務者 猪瀬 緑

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第171号

茨城県土浦市田中1丁目3番25号

債務者 美和 亮太

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第174号

茨城県つくば市花畠3丁目7番地16 サンライフ白井C棟202号

債務者 菅野 明奈

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第176号

茨城県土浦市小野477番地

債務者 関 文子

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第137号

群馬県太田市六千石町99番地60

債務者 須田 昌代

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第518号

川崎市中原区井田1丁目8番6号 グランドステージ元住吉 205

債務者 佐藤 宏美

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第1149号

福岡県糸島市二丈田中5丁目5番14号、住民票上の住所福岡市博多区博多駅南6丁目12番10-404号 日野出ビル

債務者 渡辺 久多

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1219号

福岡市博多区南八幡町2丁目8番12号 サンハイツ壱番館 105号

債務者 執行 故次

- 1 決定年月日時 令和7年7月28日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1232号

福岡市中央区警固1丁目15番52-804号 エスリード天神

債務者 後藤 啓介

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1233号

福岡県福津市宮司浜1丁目9番2号 レグルス203号

債務者 津野 一雄

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1246号

福岡市西区横浜1丁目28番7-516号 サルヴァトーレ今宿

債務者 山下 良春

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1259号

福岡市南区那の川1丁目22番16-506号 フォーラム日赤通り前

債務者 男沢 康雄

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1266号

福岡市博多区南八幡町1丁目8番7号 プレアール南福岡 303号

債務者 宮川 耕介

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1279号 福岡市城南区別府6丁目25番31号 スティアス館別府 201号 債務者 青木 信之 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月29日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月29日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1280号 福岡市城南区別府6丁目25番31号 スティアス館別府 201号 債務者 青木ヒロミ 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月31日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月31日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1286号 福岡市南区柏原4丁目3番2-202号 コスマハイツカルモII 債務者 稲葉 登 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月31日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月31日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1286号 福岡市南区柏原4丁目3番2-202号 コスマハイツカルモII 債務者 稲葉 登 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月31日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月31日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1287号 福岡市南区柏原4丁目3番2-202号 コスマハイツカルモII 債務者 稲葉 美加 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月28日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第1300号 福岡市南区野間3丁目8番18-501号 S-FOR T高宮 債務者 土岐 光	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。
		3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
		令和7年(フ)第1304号 福岡市博多区博多駅南5丁目10番6号 井上ビル 300号 債務者 松下 貴之 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部
		令和7年(フ)第1366号 福岡市南区弥永3丁目11番6号 コーポ原口101号 債務者 藤島 龍雄 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
		令和7年(フ)第1324号 福岡市東区原田4丁目26番20号 プレジデント箱崎 703号 債務者 上大迫まゆみ 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部
		令和7年(フ)第84号 鹿児島県鹿屋市西原2丁目4番9号 債務者 たにばた社会保険労務士事務所こと谷端 英孝 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
		令和7年(フ)第1336号 福岡県古賀市日吉3丁目30番2号 (C B古賀セレナ203号) 債務者 中村 亮一 1 決定年月日時 令和7年7月28日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部
		令和7年(フ)第129号 岡山県岡山市中区国府市場58番地1 債務者 江口美智乃 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
		令和7年(フ)第1269号 神奈川県茅ヶ崎市鶴が台9番9-201号、申立時の住所神奈川県茅ヶ崎市円蔵1309番地3 債務者 石田 侑規 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部
		令和7年(フ)第1346号 福岡市南区若久園地4番4-204号 アベインルネス若久4号棟、前住所福岡市早良区荒江2丁目4番11-201号 Grand tie Karen 西新南 債務者 飯田 貴伸

令和7年(フ)第1278号	横浜市港南区日野南3丁目4番4号 コンフォール港南台105号 債務者 澤谷 絵梨 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1432号	横浜市南区唐沢19番地14 VILL A唐沢204 債務者 塩田 菜月 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1479号	神奈川県茅ヶ崎市赤羽根1332番地1 ル・レザン湘南201 債務者 福田 崇 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1837号	横浜市南区白妙町3丁目34番地9 シティパレス横浜東橋203号 債務者 青木 輝明 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1847号	横浜市旭区さちが丘22番地32 ボヌール102 債務者 羽地 啓稀 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第318号	岡山市中区湊371番地3 カウル湊201、旧住所高知市大津乙1104番地29 債務者 尾谷 千秋 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第27号	長野県小諸市大字菱平350番地3 債務者 斎原 美惠 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 長野地方裁判所佐久支部
令和7年(フ)第53号	長野県佐久市長土呂793番地12 萬里の郷 債務者 山口 一男 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 長野地方裁判所佐久支部
令和7年(フ)第890号	京都市伏見区醍醐檜ノ内町63番地2 債務者 山本 深雪 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第316号	岡山市南区小串1684番地1 債務者 常泉恵美子 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間	令和7年9月30日まで
令和7年(フ)第318号	岡山市中区湊371番地3 カウル湊201、旧住所高知市大津乙1104番地29 債務者 尾谷 千秋 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第382号	岡山県倉敷市林1721番地4 グラン・シャリオⅠ 202 債務者 小林 愛(旧姓酒井) 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第387号	岡山県赤磐市稗田711番地1 債務者 小山ひとみ(旧姓:富田・藤本) 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第593号	福岡市博多区昭南町3丁目3番23-105号 アーベイン昭南 債務者 上田日出男 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1075号	福岡県春日市桜ヶ丘2丁目98番地 エレガンス桜ヶ丘501号 債務者 三島 明子 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1173号	福岡市東区香椎2丁目21番31-103号 アビタシオン香椎 債務者 東 雅広 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1197号	福岡市東区奈多2丁目10番1-108号 ロイヤルハイツ、前住所福岡市東区奈多1丁目12番58-303号 プレアール奈多 債務者 地頭園辰広 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1230号

福岡市南区柳河内1丁目9番29号 鈴木ビル
306号

債務者 杉浦 竜太

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1240号

福岡市城南区梅林1丁目11番41号 レジオンス梅林
206号、前住所福岡市早良区野芥7丁目19番11号 チカコーポ201号

債務者 今井 瑞矢

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1245号

福岡県春日市白水ヶ丘4丁目22番地 ハイツ泉野201号

債務者 永田 恵理

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1257号

福岡市早良区原団地74番305号
債務者 石橋小百合（旧姓新宅）

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1284号

福岡市城南区松山1丁目18番9-205号
フェニックスO・T

債務者 宮本 王廣

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1296号

福岡県那珂川市片縄北2丁目3番2号
債務者 波多野銘奈

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1310号

福岡市東区原田1丁目20番30号 クリオコートイン原田405号
債務者 大尾 真也

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1359号

福岡市東区菅松3丁目4番9号 いまじんビル208号
債務者 豊留 隆一

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第282号

大分市南春日町5番19-3号 REGINA
南春日108
債務者 山本 雅也

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第293号

大分県別府市大字内竈1150番地の1 グループホーム四季の里
債務者 中尾 誠二

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第297号

大分市浜中7番5号 ファミーユ浜中102
債務者 平尾けい子

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第300号

大分市大字政所2625番地の27 R40番館B6
債務者 村上 光義

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第87号

鹿児島県鹿屋市田崎町2350番地1 上田崎市
営住宅56号
債務者 西方 正巳

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年（フ）第48号

秋田県北秋田市坊沢字大野道脇21番地1、借入時の住所秋田県山本郡琴丘町鹿渡字石田10番地4
債務者 成田 久子（旧姓能登）

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
秋田地方裁判所大館支部

令和7年（フ）第1290号

東京都調布市国領町1丁目29番地4コープ三光202
債務者 馬上 智子

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第87号

富山市新庄町2丁目9番47-103号 コントルヴィアNAN、前住所富山県滑川市北野530番地
債務者 堀 博実

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
富山地方裁判所民事部

令和7年（フ）第172号

福井市町屋3丁目17番6号 メゾンイレブン205号
債務者 山平 千晶

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第178号 福井市新田塚2丁目84番37号 スイートアメニティ105 債務者 多田 錦 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 福井地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 福井地方裁判所民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第134号 沖縄県宜野湾市宜野湾2丁目10番7-501号 ピックツリー ピュウ 債務者 城間 将志(旧姓野底) 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第179号 福井県鯖江市幸町2丁目2番14号 債務者 森本 恵美 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 福井地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 福井地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第183号 沖縄県うるま市字赤野785番地1 セブンズ コート304 債務者 比屋根鉢枝 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第180号 福井県あわら市横垣第20号15番地33 シティハイム芦原 101号 債務者 岸田奈緒美 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 福井地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第185号 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目17番1-401号 サンセットたくし 債務者 寺田 正人 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第181号 福井市下荒井町第8号229番地 ビーズガーデンⅠ 102、旧住所福井市引目町第9号309番地 債務者 玉木 玲子 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 福井地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第699号 広島市安佐北区亀山南5丁目20番7号 債務者 瀬川 高次 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第328号 大阪府門真市北島町11番28号 債務者 中田 友和(旧姓松本) 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第700号 広島市安佐北区亀山南5丁目20番7号 債務者 瀬川 信子 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第329号 大阪市西区江之子島1丁目10番15-520号 債務者 平山 和子 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第187号 福井市幾代2丁目1519番地 シルキィ二の宮301 債務者 川野 卓磨 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第182号 福井市天王町第20号39番地 債務者 鳴崎 徹	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。		

令和7年(フ)第188号

福井県吉田郡永平寺町光明寺第6号39番地
債務者 酒井 秋子

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第191号

福井県鯖江市東鯖江2丁目4番3号 フローレNAGATO, 206
債務者 北野 政和

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第32号

沖縄県名護市東江3丁目19番8号
債務者 遠藤 文子

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和7年(フ)第105号

北海道苦小牧市新中野町2丁目13番15号
債務者 小杉由里香

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(フ)第165号

茨城県土浦市霞ヶ岡町5番2-104号 市営
霞ヶ岡第1住宅
債務者 梅津 恵子

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第246号

静岡県浜松市浜名区引佐町井伊谷585番地の2
債務者 神谷 清子

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第200号

三重県四日市市垂坂町373番地1 プレシャスコートB-102
債務者 南川 翔哉

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第202号

三重県桑名郡木曽岬町大字白鷺628番地37
債務者 斎藤 真一

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第627号

神戸市灘区鶴甲4丁目3番18-401号
債務者 斎藤 孝浩

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第631号

神戸市東灘区本山北町3丁目4番9-406号
債務者 小川恵美子

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第33号

兵庫県朝来市八代354番地1
債務者 藤本 達則

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和7年(フ)第87号

山口県下関市川中豊町6丁目7番12号 アジャート202号
債務者 上田 和哉

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第220号

佐賀市木原1丁目21番20号 グランデカーベB202
債務者 川渕 彰洋

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第233号

佐賀県鳥栖市儀徳町2447番地1
債務者 古賀 佳子

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第305号

宮崎市大字新名爪147番地1 栄信ビル208号、前住所宮崎市広島1丁目9番8号 第三常盤ハイツ102号
債務者 黒木 広美

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第316号

宮崎市吉村町下別府乙19番地 清野第2ビル102号
債務者 陳之内 静

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第153号

福島県郡山市安積北井2丁目146番地 メゾンマリーナ101号
債務者 影山 武則

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第85号

栃木県小山市暁2丁目17番30号 コーポアイランド102号
債務者 飯塚 晃
1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(フ)第437号

静岡市駿河区有明町1番4-74号、旧住所静岡市駿河区中島1404番地 サングリーン中島A棟201号
債務者 星屋 香織
1 決定年月日時 令和7年7月29日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第193号

徳島県徳島市北島田町1丁目52番地の3 ハイムオアシス202
債務者 山口 貴之
1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第29号

高知県四万十市蕨岡甲6549番地1、旧住所高知県四万十市佐岡939番地1
債務者 今井 マミ
1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
高知地方裁判所中村支部

令和7年(フ)第93号

山口県山陽小野田市大字西高泊1204番地5
ルーベルシエステ302号
債務者 石田佐津美
1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和7年(フ)第100号

青森県黒石市追子野木1丁目322番地
債務者 松田 涼
1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第102号

青森県弘前市大字向外瀬字豊田319番地1
シニアシティ弘前、旧住所青森県弘前市大字外崎4丁目2番地1 佐々木アパートA号
債務者 今田 繁則
1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和6年(フ)第2432号

福岡市早良区南庄4-13-7-102、住民票上の住所佐賀県鳥栖市古賀町306番地4 ドエル古賀A102
破産者 柴田 忠信
1 決定年月日 令和7年7月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第218号

福岡市南区老司2丁目6番5号
破産者 日下部祥一
1 決定年月日 令和7年7月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第399号

福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘6丁目4番7号、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵850番地1 レオパレスGenius U1
106号

破産者 津川真由美
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第512号

福岡市博多区諸岡4丁目18番20-205号
ハーモニーテラス諸岡VI
破産者 南 正邦
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第538号

福岡市博多区下呉服町5番4号 近藤ビル
503号
破産者 堀内 奈美
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第732号

福岡県宗像市日の里7丁目4番地6
破産者 村上 紘介
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第803号

福岡県那珂川市道善3丁目59番地 清水タウンB103号
破産者 森 美代子
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第811号

福岡市早良区田村7丁目12番37-208号
トゥール・モンド
破産者 コネクトミラージこと 高畠 広志
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第348号

愛知県岩倉市下本町真光寺13番地1
破産者 片岡 聰史
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(フ)第2157号

福岡県福津市光阳台4丁目5番地の4 アネックス光阳台C-101号
破産者 落石 和子
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2158号

福岡県福津市花見が丘3丁目19番1号
破産者 落石 和也
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第339号

福岡市南区筑紫丘1丁目12番1-312号 チ
サンマンション大橋
破産者 市川貴久美

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第351号

住民票上の住所 福岡県古賀市久保460番地
2
破産者 庄司菜々絵(旧姓垣内)

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第405号

福岡県大野城市畑ヶ坂1丁目2番10号
破産者 萩山 仁洋

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第540号

福岡県糟屋郡柏原町仲原2丁目9番8-303
号 ボヌールアビタシオン
破産者 安倍 保裕

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第607号

佐賀県西松浦郡有田町本町丙1558番地3、開始決定時の住所福岡市東区松島3丁目27番21
号 ディアコート松島2号館208号
破産者 武富 智紀

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第837号

福岡市城南区神松寺2丁目16番8-204号
ライオンズマンション神松寺
破産者 濱崎伸太郎

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第101号

鹿児島県志布志市志布志町帖3278番地
破産者 坂元 健二

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第56号

鹿児島県肝属郡肝付町後田3309番地1
破産者 小田 弘樹

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第44号

群馬県太田市宝町150番地1 レオパレスブ
ロシードII-107号
破産者 猪野 琢友

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和6年(フ)第92号

福岡県豊前市大字大西373番地
破産者 岸本 幸枝

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第42号

福岡県行橋市行事8丁目16番31号 グラシア
ス206
破産者 山田 裕也

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第64号

沖縄県沖縄市美里5-18-15 平良マンショ
ンⅢ403、住民票上の住所沖縄県うるま市宇
田場263番地2 池原アパート101
破産者 當山 善彦

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第65号

沖縄県沖縄市美里5-18-15 平良マンショ
ンⅢ403、住民票上の住所沖縄県うるま市宇
田場263番地2 池原アパート101
破産者 當山美夏子

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和6年(フ)第96号

長野県上田市上野1326番地3 ハイツカサブ
ランカ106号
破産者 小島 京子

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和7年(フ)第19号

静岡県菊川市倉沢1392番地の3
破産者 深津 一仁

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和6年(フ)第203号

和歌山市黒田2丁目3番9-507号 ひらた
パークハイツ、開始決定時の住民票上の住所
和歌山市つじが丘6丁目4番地9
破産者 大津 譲

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第243号

和歌山市西小二里2丁目4番82号 西小二里
マンション303、前住所和歌山市有家261番地
8
破産者 高瀬 道

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第384号

和歌山市谷町32番地 ハイツ太田316号、前
住所東京都練馬区富士見台3丁目58番3号
破産者 アドステラこと 山口 俊

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第4号	和歌山市井ノ口381番地6 破産者 山本 泰寛 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第32号	和歌山県岩出市荘本95番地の3 破産者 アクティイブサポートこと 大畠 泰造 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第37号	和歌山県海南市下津町小原142番地1 ハイツ下津 114号、前住所大阪市北区長柄中1丁目3番19-301号 破産者 スキルテックこと 坂口 功 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第43号	和歌山市井辺437番地15 破産者 ヒロの鍼灸整骨室こと 南 宏幸 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第86号	和歌山市黒田2丁目3番9-507号 ひらたパークハイツ、前住所和歌山市つづじが丘6丁目4番地9 破産者 Atelier kikoこと 大津 明子 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第337号	福岡県春日市一の谷3丁目21番地 レジデンス一の谷301号 破産者 堀 茜一郎 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第407号	福岡県春日市大谷8丁目94番地4 フローライン大谷E-201号 破産者 小山 ゆり 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第826号	福岡市東区箱崎ふ頭3丁目1番15-113号 オリエントビルNo. 88 マリナゲートサンズ 破産者 津村 夏海 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第206号	佐賀市川副町大字南里354番地9 破産者 木村 啓祐 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第319号	佐賀市久保田町大字久保田437番地9 破産者 原口 信明

令和7年(フ)第11号	新潟県糸魚川市横町3丁目6番10号 破産者 小野 文義 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第353号	佐賀市本庄町大字袋230番地1 安寿1号室、前住所佐賀市新栄西1丁目5番17号 モートサイドエガミB号101号室 破産者 古川由美子 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第98号	大阪府泉大津市虫取町2丁目8-38、破産手続開始決定時の住所佐賀県鳥栖市山浦町1801番地1 グリーンリバー山浦101 破産者 上野 愛佳 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第18号	福島県郡山市大槻町字北ノ山12番地の8 破産者 安藤 大樹 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和6年(フ)第89号	福島県郡山市中田町黒木字荻ノ窪225番地 破産者 吉田美代子 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和6年(フ)第1258号	広島市安芸区中野3丁目3番11-611号 破産者 曽我部智史 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第63号

千葉県下松市大字末武中41番地6 グランドソレイユ1-12号
破産者 光田 豊

- 1 決定年月日 令和7年8月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和7年(フ)第94号

宮崎市神宮東1丁目4番28号 ル・グラン神宮東204号、前住所千葉県市原市諏訪1丁目1番地1 プレシア305

破産者 島山 静江
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

令和6年(フ)第748号

千葉県柏市根戸103番地10 パークレジナス509号
破産者 船谷 正人

- 1 決定年月日 令和7年7月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第2号

千葉県鎌ヶ谷市北中沢3丁目4番23号(エスペランサ一番館102)、前住所千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷3丁目3番1号
破産者 青木 華爾

- 1 決定年月日 令和7年7月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第103号

千葉県柏市新柏4丁目1番地1 オークパレス101号、前住所千葉県八千代市萱田2234番地67
破産者 大澤 雅俊

- 1 決定年月日 令和7年7月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第235号

千葉県松戸市高塚新田156番地の2 ディアコート信合
破産者 和家 一弘

- 1 決定年月日 令和7年7月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第315号

千葉県松戸市稔台7丁目5番地の3 ハーベストコート201号
破産者 森本 優

- 1 決定年月日 令和7年7月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第320号

千葉県松戸市小金252番地の11 エクラシア松戸小金
破産者 澤口 康則

- 1 決定年月日 令和7年7月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第334号

千葉県松戸市新松戸2丁目150番地の1
破産者 柏原 魁斗

- 1 決定年月日 令和7年7月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第66号

鹿児島県霧島市隼人町内1429番地 ユーミー日当山203号室
破産者 長野 君枝(旧姓富満)

- 1 決定年月日 令和7年7月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第234号

千葉県松戸市松戸1430番地の1 サンライズ201号
破産者 石川 潤

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第276号

千葉県松戸市河原塚111番地の1 グレースレジデンス東松戸3-303号
破産者 石川 直生

- 破産者 石川 直生

1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第282号

千葉県我孫子市布佐西町70番地の6 (102号)
リビングS
破産者 豊島 勝彦

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第294号

千葉県柏市松ヶ崎496番地16
破産者 高田 幸治

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第313号

千葉県我孫子市湖北台7丁目22番70-402号
破産者 佐久間 努

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第314号

千葉県我孫子市湖北台7丁目22番70-402号
破産者 佐久間衣永(旧姓川野)

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第318号

千葉県我孫子市南新木3丁目5番地の2 (1-104号) クレストM壱番館
破産者 楠 麻里

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第324号

千葉県柏市中新宿2丁目7番24号 パレス南柏101号
破産者 和田 康一

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第335号

千葉県柏市篠籠132番地23
破産者 梶川 莉沙

- 破産者 梶川 莉沙

1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第352号

千葉県松戸市新松戸7丁目508番地 ジュネバレス松戸第518-101号
破産者 横山 永吉

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第358号

千葉県柏市今谷上町48番地の2
破産者 佐々木博英

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第363号

千葉県柏市篠籠728番地12
破産者 伊藤 明

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第364号

千葉県流山市西初石4丁目112番地の110 グランディヴィラおおたかの森206
破産者 小野川沙希

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第367号

千葉県松戸市新松戸7丁目191番地 新松戸第2市営住宅2-202
破産者 黒田 孝子

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第377号

千葉県松戸市小金原8丁目23番地の9 レオパレスカームヒルズ204号
破産者 皆川 有貴

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第379号	千葉県松戸市千駄堀1484番地の39 美輪コート102号 破産者 木下 真路 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第14号	北海道標津郡標津町北2条西3丁目5番1—45号 破産者 遊佐 真彦 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所根室支部
令和7年(フ)第63号	茨城県牛久市牛久町3190番地1 (コーポ藤田201)、前住所東京都府中市晴見町1丁目29番地の14 シャンブル野口301 破産者 高橋 由紀 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第66号	茨城県取手市中原町1番8—105号、前住所東京都日野市大坂上1丁目18番地の2 サンヒルセブン202 破産者 粕川 晃二 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第69号	茨城県守谷市久保ヶ丘4丁目17番地4 K&Kパレス203 破産者 戸川 弘行 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第265号	栃木県下野市絹板562番地4 破産者 岩室 友亮 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第77号	山梨県甲府市西田町3番74号 ネオライフ西田2—1—C 破産者 松下 滋

1 決定年月日 令和7年7月30日	2 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第117号	山梨県甲府市塙部3丁目3番29号、前住所山梨県甲斐市富竹新田2209番地 リッチハウス鈴木202 破産者 伊藤 優人 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第341号	北九州市小倉北区東篠崎3丁目3番1—808号 破産者 後東 健吾 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第347号	北九州市小倉南区曾根北町2番22—302号 破産者 田村 茂和 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第115号	熊本市北区龍田7丁目10番2—302号 オリエンス龍田B 破産者 須恵 綾汰 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第125号	熊本市東区錦ヶ丘23番2—305号、異動前住所熊本市東区榎町1番2—304号 佐土原団地2C—1 破産者 鶴田千佐子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第133号	熊本市南区田井島3丁目11番25号 ルー・クロ15—1、異動前住所熊本市南区上ノ郷2丁目4番15号 破産者 下村まりん 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第20号	栃木県大田原市南金丸2298番地1 破産者 小林農園、小林製作所こと 小林 冬人 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(フ)第192号	熊本県上益城郡益城町大字安永899番地1 安永団地2棟105号 破産者 土田伊津雄 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第193号	熊本県上益城郡益城町大字安永899番地1 安永団地2棟105号 破産者 土田 朱美 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第28号	北海道滝川市東町8丁目295番地31 破産者 佐藤 昭枝 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所滝川支部破産係
令和7年(フ)第71号	秋田市新屋町字閑町後210番地56 コーポライフ202号 破産者 佐川八重子 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第69号	福島県伊達市保原町大柳字高森1番地54 破産者 實沢 豊和 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所
令和7年(フ)第116号	福島県郡山市緑ヶ丘東4丁目1番地の3 破産者 片岡 佑太 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第20号	栃木県大田原市南金丸2298番地1 破産者 小林農園、小林製作所こと 小林 冬人 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所大田原支部
令和7年(フ)第311号	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目8番48号 山本荘 102 破産者 梶谷明日香(旧姓森・三由) 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第328号

川崎市宮前区西野川3丁目8番2-405号
グリーンスペース野川台
破産者 酒井紀亞菜

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第339号

川崎市川崎区本町1丁目8番地3 東急ドエルアルス川崎 301
破産者 安田 海人

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第349号

川崎市高津区末長4丁目18番17-204号 モナークマンション武蔵新城第2
破産者 鈴木 圭一

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第367号

川崎市多摩区長沢3-8-6 アルク川崎長沢、住民票上の住所川崎市多摩区南生田3丁目5番12号 ロイヤルハイム 103
破産者 飯泉クニ子

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第227号

神奈川県座間市相模が丘3丁目52番23号 フォンテヌ相模原201号
破産者 三橋 弘樹

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第260号

相模原市中央区並木2丁目1番15号 メゾン篠原2F
破産者 大貫 知裕

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第266号

神奈川県座間市南栗原5丁目14番41号 ヒルズコート南栗原B103号
破産者 高堀奈々美(旧姓瀬尾)

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第268号

相模原市南区相武台1丁目1番4-503号
破産者 松本 亜樹

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第19号

山梨県富士吉田市向原1丁目8番19号
破産者 羽田 司

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。

甲府地方裁判所都留支部破産係

令和7年(フ)第26号

山梨県上野原市上野原1185 三生会病院、住民票上の住所山梨県上野原市川合3822番地
破産者 久島かつみ

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。

甲府地方裁判所都留支部破産係

令和7年(フ)第37号

岐阜県美濃加茂市太田町1882番地1 SSSビル205、前住所岐阜県関市富之保185番地3
破産者 古川 美香

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(フ)第91号

静岡県富士市石坂328番地の1 エスパシオ207号
破産者 小林麻里奈

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第102号

静岡県富士市久沢1076番地の1 ふるさとホーム富士久沢、前住所静岡県富士市川成島781番地の2 FUJI SKY TREE 105号
破産者 矢野美佐代

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第41号

滋賀県蒲生郡日野町大字松尾121番地 救護施設ひのたに園、住民票上の住所滋賀県甲賀市土山町前野427番地1-102号
破産者 岡本 道弥

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第42号

滋賀県犬上郡甲良町大字尼子777番地1
破産者 山本 竜龍

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第43号

滋賀県東近江市蒲生岡本町567-1、住民票上の住所滋賀県甲賀市水口町元町1番8-103号
破産者 中杉 好子

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第45号

滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上2911番地 びわこ寮13棟331号、前住所滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上2911番地 びわこ寮9棟302C
破産者 肇田 雄典(旧姓矢野)

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第50号

滋賀県東近江市上羽田町1410番地1
破産者 山本 英夫

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第53号

滋賀県近江八幡市安土町常楽寺581番地(106号)、前住所滋賀県近江八幡市宮内町94番地1
破産者 伊藤 充子

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第54号

滋賀県犬上郡豊郷町大字高野瀬488番地、前住所京都市西京区松室扇町20番地4 大橋方
破産者 塚本 清忠

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第62号

滋賀県東近江市きぬがさ町1365番地
破産者 森 恵子

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第68号

滋賀県東近江市佐野町384番地3 リヴィエール沢ノ上103号室
破産者 三上耀太郎

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第19号

滋賀県長浜市高月町高月1600番地5
破産者 諸見みどり(旧姓上原)

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和6年(フ)第1148号

堺市西区浜寺諭訪森町東3丁295番地 浜寺サニーハイツ201号
破産者 奥田 圭子

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第283号

堺市南区城山台2丁1番25-105号
破産者 石田 澄子(旧姓小林)

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第295号

堺市東区日置荘原寺町426番地11
破産者 上田 香澄

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第299号

堺市堺区中安井町1丁4番10-201号
破産者 小林 陽

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第328号
堺市堺区翁橋町1丁5番5号 ヒロブン翁橋ビル303号、前住所堺市堺区新町1番28-102号
破産者 東 佳宏
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第331号
堺市西区浜寺石津町東3丁6番19号
破産者 柳原 淳
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第337号
堺市西区上野芝町3丁11番13号
破産者 久保 美和(旧姓村上)
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第354号
堺市北区新金岡町3丁5番16-109号
破産者 志岐紀久子
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第366号
大阪府松原市柴垣1丁目19番18号
破産者 新田 充保
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第368号
堺市南区若松台2丁6番3-1307号
破産者 勝山 保宏
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第374号
堺市北区百舌鳥梅町3丁36番地1 大阪府営百舌鳥梅町住宅2-610号
破産者 大森由美子
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第377号
堺市東区引野町2丁133番地8
破産者 清水 愛蓮
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第385号
堺市西区鳳西町3丁8番地1 グランドヴィラ209号、前住所大阪市浪速区大國3丁目7番21-501号
破産者 川口 雄大
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第388号
大阪府南河内郡河南町大宝4丁目19番1号
3号
破産者 薩谷木乃香
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第403号
大阪府松原市上田8丁目7番3-104号
破産者 武本 章一
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第412号
堺市堺区東湊町4丁265番地1 けやきハウスマ101号
破産者 瀬屋 貴香
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第422号
堺市堺区協和町5丁481番地 塩穴団地10棟101号
破産者 木下 弥生
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第435号
堺市南区新檜尾台2丁2番4-411号
破産者 山元 舞
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第207号
大阪府和泉市伏屋町2丁目3番11-706号
破産者 小谷 勇介
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第219号
大阪府岸和田市小松里町2434番地 シャトレー小松里403号
破産者 山田 恵一
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第224号
大阪府岸和田市池尻町10番地の1 コモド・アンビエンテA-2
破産者 久保 俊夫
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第225号
大阪府岸和田市磯上町2丁目18番22号
破産者 高田 流唯
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第226号
大阪府阪南市下出353番地の5
破産者 お好み焼き屋義こと 阿部 和美
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第247号
大阪府和泉市富秋町1丁目4番22-206号
破産者 三谷 優子
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第249号
大阪府岸和田市田治米町380番地
破産者 小杉 澄子
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第258号
大阪府泉大津市助松町1丁目2番17号 プレミール201号
破産者 田中 直道
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第259号
大阪府岸和田市藤井町2丁目20番31号 ハイツ大宮103号
破産者 吉島さよこ
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第260号
大阪府貝塚市石才6番地4 アネックス近義の里203号、前住所大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺1081番地3
破産者 木下 紗彩(旧姓杉本)
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第262号
大阪府和泉市伏屋町5丁目11番9-302号
破産者 中井 光夫
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第47号
兵庫県加西市吉野町314番地の22市営住宅吉野団地3号棟2号
破産者 長岡 順子
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部
令和7年(フ)第27号
兵庫県たつの市龍野町日山395番地
破産者 濱井幸太郎
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部
令和7年(フ)第102号
福岡県久留米市津福今町477番地96 県営津福今町団地7棟302号
破産者 日吉 大貴(旧姓松枝)
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第136号	福岡県小郡市大保1364番地4 みゆきハイツ102号 破産者 服部以佐緒 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第137号	福岡県小郡市大保1364番地4 みゆきハイツ102号 破産者 服部 増美 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第143号	福岡県久留米市山川追分2丁目1番38号 第3塚本ハイツ102号 破産者 原口 恵子 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第145号	福岡県久留米市宮ノ陣6丁目1番8号 破産者 池尻 徹二 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第146号	福岡県久留米市宮ノ陣6丁目1番8号 破産者 池尻千恵子 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第298号	福岡県中間市松ヶ岡5番17-106号 破産者 高市 政美 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第330号	北九州市八幡西区養福寺町3番21号(207号) 破産者 加倉 大士 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第344号	北九州市小倉北区清水4丁目1番26-801号 破産者 月足慎太郎 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第356号	北九州市小倉南区上吉田6丁目15番13号(クレメント小倉南武番館101) 破産者 奈良良隆一 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第396号	北九州市八幡西区折尾4丁目15番18号(205)、前住所福岡県遠賀郡遠賀町大字別府3672番地の1 デスパシオⅠ203号 破産者 前田 彩香 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第24号	函館市東川町18番2-109号 であえ～る大森浜団地B棟 破産者 坂本 寿恵 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和7年(フ)第132号	盛岡市上堂3丁目2番3号 カサベルデ上堂102号、前住所岩手県花巻市石鳥谷町新堀第30地割37番地5 破産者 山本 哲 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第47号	宮城県石巻市水明北3丁目13番9-3号 破産者 石丸 宏幸 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所石巻支部破産係
令和7年(フ)第20号	山形県米沢市城西1丁目3番10号 ヴィレッヂノブ108号室、前住所山形県米沢市館山2丁目1番65-4号 ライフステージ天陽231号室 破産者 鈴木 星
1 決定年月日 令和7年8月1日	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第41号	山形県長井市成田3102番地の3 県営成田アパート101号 破産者 五十嵐真美(旧姓若井) 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所米沢支部
令和7年(フ)第48号	山形県米沢市花沢町1丁目2番50号 破産者 斎藤 里美 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所米沢支部
令和7年(フ)第6号	山形県鶴岡市新海町17番34号 破産者 中村 順也 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所鶴岡支部
令和7年(フ)第25号	山形県鶴岡市道形町1番14-29号 コーポアドバンスB棟 103号室、前住所山形県鶴岡市昭和町12番55号 破産者 阿部由美子 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所鶴岡支部
令和7年(フ)第59号	福島県いわき市小名浜花畑町20番地の7 タウンハウスグリーンC-202 破産者 木村 満広 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所いわき支部
令和7年(フ)第72号	茨城県龍ケ崎市佐貫町427番地2 キノッピの家龍ヶ崎I A203号室、前住所茨城県龍ヶ崎市川原代町1753番地4 破産者 沖本さやか 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年(フ)第118号	群馬県伊勢崎市八寸町4865番地9、旧住所群馬県伊勢崎市太田町298番地1 エスボーワール103 破産者 村上 直文 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第90号	群馬県高崎市中尾町778番地8 ローラン1A号 破産者 萩原 努 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第104号	群馬県高崎市福島町727番地2 アルファネクスト高崎第3 103号、前住所埼玉県狭山市祇園31番24-203号 破産者 酒井龍ノ介 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第114号	群馬県安中市上後閑1806番地1 破産者 宇佐美尚彰 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部
令和6年(フ)第668号	神奈川県厚木市飯山南2丁目3番1-810号 破産者 當間 誠 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第181号	神奈川県秦野市堀西359番地の11 アイクリスト-B 破産者 及川つぐみ 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第40号
新潟県新発田市真野原外1289番地6
破産者 花野 律子
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第71号
新潟県長岡市上除町甲105番地31 メゾンエスポート202号室
破産者 櫻井 琴音
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第36号
石川県加賀市山代温泉山背台2丁目96番地
破産者 高松 幸春
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

令和6年(フ)第89号
長野県佐久市勝間26番地1 城山荘1階
103号
破産者 土屋 裕子
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和7年(フ)第45号
岐阜県多治見市笠原町1264番地の55
破産者 平松 杏奈
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(フ)第35号
三重県松阪市大阿坂町315番地
破産者 本居 寛之
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所松阪支部

令和6年(フ)第491号
京都市中京区壬生相合町15番地1 シャルム四条大宮 207号、開始決定時の住所滋賀県草津市野路東4丁目13番19-107号 フィールドロードII
破産者 末次 一徳
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第71号
滋賀県栗東市安養寺7丁目5番51-102号
カーサグランベラノ
破産者 神山 圭次
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第85号
滋賀県栗東市小野15番地12 ハイツKITA O201
破産者 三浦 愛
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第128号
滋賀県甲賀市甲南町寺庄825番地1-101号
破産者 細木 匡亮
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第165号
滋賀県栗東市下鈎739番地(103号) メゾンセレーノ
破産者 上林 由実
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第433号
京都市右京区西京極新明町46番地1 ロイヤルハイツ西京極403
破産者 有岡 真里
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第461号
京都市伏見区深草山村町1028番地5 エクセルント墨染 605
破産者 松村 貴裕
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第465号
京都府城陽市寺田今堀52番地の72
破産者 北岡見奉子
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第513号
京都市山科区西野大鳥井町118番地107
破産者 関本由美子
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第522号
京都府長岡市井ノ内下印田16番地1 アサワハイツ407
破産者 辻 昌広
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第524号
京都府向日市寺戸町大牧14番地の52
破産者 南 理恵
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第528号
京都市北区衣笠氷室町33番地11
破産者 竹澤 沙恵
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第530号
京都府向日市上植野町地後5番地の1 竹園荘(第1) 205
破産者 大田 正
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第532号
京都市左京区岩倉中町592番地 コーポ藤本202
破産者 松本 勇
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第535号
京都市伏見区石田森西1番地 いわたの森市営住宅3-202
破産者 熊本 好孝
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第537号
京都市右京区太秦安井二条裏町11番地20
破産者 森川 健史
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第545号
京都市伏見区小栗栖中山田町50番地 府営住宅小栗栖西団地27-403
破産者 吹田 康
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第550号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水76番地の4
破産者 西川 憲二
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第553号
京都府長岡市天神2丁目26番49号 天神荘1F-A、前住所京都府長岡市長岡1丁目14番7号
破産者 北川 修
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第555号
京都市右京区西院西今田町9番地3 ヴィラ・サンシルク西大路207号室
破産者 藤本 崇
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第562号
京都市中京区壬生東高田町2番地1 プエリジエール西五条I 415号室、前住所京都市下京区西七条掛越町28番地1 グランドール西大路406号
破産者 NY英語研究社こと 竹内 秀行
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第563号	京都市伏見区醍醐岸ノ上町7番地6 VIP 一言寺 202 破産者 吉井 理恵 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第572号	京都市西京区大原野東竹の里町3丁目1番地61棟401号 破産者 志賀 里世 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第575号	京都市西京区松室中溝町31番地12 ハイツサンモア 402 破産者 池田瀬梨奈 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第14号	京都府舞鶴市字上福井562番地10 破産者 嵯峨根三恵子 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所舞鶴支部破産係
令和7年(フ)第963号	大阪市平野区加美東1丁目10番24-202号 破産者 山川 学 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1291号	大阪市西成区聖天下1丁目10番31号 丸栄マジシャン聖天下 301 破産者 松田 一哉 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1399号	大阪市港区波除2丁目2番19号 波除住宅1棟508号室 西川方、住民票上の住所大阪市住吉区苅田1丁目6番26号、(前住所)大阪府羽曳野市はびきの5丁目18番4号 破産者 山中 晃樹

1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1423号 大阪市平野区長吉川辺2丁目2番36号 二宮マンション 211号、前住所福岡市東区多の津5丁目4番18号 パシフィック多の津Ⅲ 211号 破産者 川島 浩平 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1574号 大阪市鶴見区茨田大宮3丁目3番5-401号 破産者 小野真由美こと 朴 真由美 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1580号 大阪市西淀川区佃5丁目12番2-1401号 破産者 麻田 崇太 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1445号 大阪府東大阪市上四条町23番7号 破産者 百石 昭仁 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1482号 大阪府茨木市総持寺2-1-4-304、住民票上の住所大阪府摂津市鳥飼下3丁目48番2-303号 破産者 野田 真弓(旧姓竹山) 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1607号 大阪府東大阪市近江堂1丁目1番7号 ジャルダン長瀬 203 破産者 米田 佳弘 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1616号 大阪府枚方市楠葉並木1丁目37番22-202号 破産者 高見雅史こと 高見 雅史 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1535号 大阪市天王寺区鳥ヶ辻1丁目1番21-306号 破産者 西川 将 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1539号 大阪市天王寺区鳥ヶ辻1丁目1番21-306号 破産者 西川 佳世 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1617号 大阪府門真市御堂町15番1-101号 破産者 坂本ヒロシゲこと HYUN KWE NG BUN 玄 宏繁 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1843号 大阪府四條畷市岡山4丁目17番11-405号、前住所大阪府四條畷市田原台3丁目22番16号 破産者 川島芳美こと KAWASHIMA AHUACTZIN JESSICA YO S SIMI 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1543号 大阪府高槻市津之江町1丁目9番13号 破産者 石倉すみえ 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1571号 大阪府枚方市伊加賀栄町3番2号 破産者 日高 慶都 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1701号 大阪府大東市朋来1丁目37番402号 破産者 藤原 和也 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1854号 大阪市此花区伝法5丁目3番36号 ハイツ万楽 302 破産者 三浦 英恵 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1871号
 大阪市西成区萩之茶屋1丁目13番4号 エスカルゴ 625号、前住所大阪市西成区萩之茶屋1丁目4番22号 アップルハウス 313号
 破産者 芝田 勝美
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1906号
 大阪府寝屋川市石津東町30番27号 (109号)
 破産者 野間川内正
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2013号
 大阪市西成区北津守3丁目9番3—205号
 破産者 たこ焼きてっふいこと松本光子こと KIM KWANG J A 金 光子
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2014号
 大阪府八尾市北久宝寺1丁目2番25号 プチジュエル103号、前住所大阪府八尾市山本町北7丁目7番25—302号
 破産者 柚木亜津沙
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2027号
 大阪市西成区千本中2丁目10番2—401号
 破産者 西原 千尋(旧姓松谷)
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2028号
 大阪市住吉区我孫子5丁目5番22—505号
 破産者 岩本 理栄
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2042号
 大阪市西成区天下茶屋北2丁目7番5号 じきょう
 破産者 岡田 和久
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2055号
 大阪府東大阪市花園西町1丁目9番29号 津田ハイツ 101号
 破産者 築地 里佳
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2061号
 大阪市鶴見区中茶屋1丁目4番1—204号
 破産者 橋本 正博
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2067号
 大阪市大正区鶴町4丁目3番3—908号
 破産者 磯谷 浩市
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2076号
 大阪市平野区長吉長原1丁目3番23号 201号
 破産者 出口 成子
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2079号
 大阪市東成区中道2丁目12番15—7007号
 トーエー第一森の宮ビル
 破産者 田中 裕樹
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2082号
 大阪府箕面市如意谷3丁目8番14—504号
 破産者 高橋 麻美
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2087号
 大阪市福島区福島7丁目7番22号 古高ビル503号
 破産者 宮川 柚汰
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2106号
 大阪府吹田市佐竹台1丁目5番4—204号
 破産者 川本 愛子
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2115号
 大阪府摂津市鳥飼上3丁目9番2号
 破産者 吉田 泰三
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2119号
 大阪市城東区成育4丁目5番2号 シティライズ城東 304、前住所大阪市城東区古市3丁目9番5—704号
 破産者 中村 健二
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2122号
 大阪府大東市灰塚3丁目7番1号
 破産者 平野 幸生
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2125号
 大阪市東成区大今里南4丁目9番6—208号
 破産者 谷山誠林こと 康 誠林
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2130号
 大阪市港区磯路2丁目12番1—218号、前住所大阪市此花区西島4丁目1番20—2302号
 破産者 古賀 朋孝
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2134号
 大阪府吹田市片山町1丁目30番20号
 破産者 金谷 貴志
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2140号
 大阪市北区長柄西2丁目3番12—206号
 破産者 小池 建三
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2187号
 大阪府守口市長池町2番11—601号
 破産者 戸上 伸二
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2238号
 大阪市鶴見区茨田大宮4丁目30番1—1218号
 破産者 上坂奈緒美
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2243号
 大阪府守口市梅園町9番1—516号
 破産者 中原美都紀
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2246号
 大阪府大東市諸福5丁目7番25号 105号
 破産者 馬屋原 正
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2258号
 大阪市東淀川区南江口1丁目2番103—506号
 破産者 西海こと 西海 渡
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2273号
 大阪市東住吉区東田辺2丁目25番2号
 破産者 松田 洋子
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2351号
 大阪府池田市東山町528番地の25
 破産者 吉田 侑子(旧姓沖)
 1 決定年月日 令和7年8月1日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2409号
大阪府吹田市東御旅町8番36号
破産者 石橋 昌之

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第67号

兵庫県川西市大和西3丁目16番地3、住民票上の住所兵庫県川西市花屋敷1丁目7番11号
破産者 比企こと 戸田祐賀子
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第18号

兵庫県豊岡市日高町日置87番地の1
破産者 川本 博美
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和7年(フ)第223号

岡山市北区下中野1224番地3 マユリカ3
101号、旧住所岡山市南区新保1155番地13
グランドア301
破産者 三宅 猛
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第231号

岡山市北区今4丁目8番10号 クイーンコープ406
破産者 升田 天珠
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第243号

岡山県倉敷市児島元浜町145番地、旧住所岡山県倉敷市水島川崎通1丁目1番地88
破産者 戸田 真理
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第249号

岡山市中区乙多見100番地3 株RITA、
旧住所岡山市北区上中野1丁目4番11号
破産者 藤井 恵輔
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第62号
広島県江田島市沖美町岡大王577番地
破産者 濑川 雅男

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所呉支部

令和7年(フ)第31号

山口県熊毛郡平生町大字佐賀927番地第1
破産者 生永 和敏
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第34号

山口県岩国市周東町下久原1333番地13
破産者 中村富三雄
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第144号

香川県さぬき市志度4150番地 県営住宅3-303
破産者 三角 陽子
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第151号

香川県高松市瀬戸内町10番7号
破産者 北岡 桂一
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第18号

愛媛県今治市大西町新町甲661番地6、前住所愛媛県西条市喜多川779番地5 スカル喜多川A棟603号
破産者 目見田美佐子
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所今治支部

令和7年(フ)第19号

高知県土佐清水市下川口1131番地28、旧住所高知県土佐清水市下川口1009番地2
破産者 神山 直美
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所中村支部

令和7年(フ)第24号

福岡県直方市大字上新入2127番地6 リシェスK102号 (前住所) 福岡県直方市大字下境2294番地
破産者 山口 武春

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所直方支部

令和7年(フ)第28号

福岡県直方市大字上新入2585番地67 グランドシャトーI-102号
破産者 河野 亮

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所直方支部

令和7年(フ)第29号

福岡県直方市大字感田1937番地42
破産者 奥平 邦男

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所直方支部

令和7年(フ)第31号

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2397番地5
破産者 増山 敬太
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所直方支部

令和7年(フ)第144号

福岡県久留米市荒木町荒木557番地7 ガーデンヒルズ荒木II101号
破産者 山本 茂雄
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第14号

福岡県柳川市東蒲池508番地1 サンファミール202号
破産者 阿部 健治
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和7年(フ)第15号

福岡県柳川市東蒲池508番地1 サンファミール202号
破産者 阿部 珠
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和7年(フ)第20号

福岡県みやま市瀬高町下庄1568番地
破産者 山田真一郎

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和7年(フ)第160号

熊本県菊池郡大津町大字大津947番地3 グラッドハイツ 202号
破産者 佐藤 遼芽

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第22号

宮崎県串間市大字本城7605番地4、前住所宮崎県串間市大字西方15148番地 市営橋之口住宅1-6
破産者 渡辺 里美

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第24号

宮崎県串間市大字西方15148番地 市営橋之口住宅3-7、前住所宮崎県串間市西浜2丁目8番地1
破産者 宮本 蓮

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第37号

宮崎県北諸県郡三股町稗田15番地1 山之内貸家5号、前住所宮崎県都城市志比田町4612番地1 ニューライフコーポ102
破産者 久保ゆかり

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第47号

宮崎県都城市五十町5173番地 永田病院、住民票上の住所宮崎県西諸県郡高原町大字西麓639番地の5
破産者 吉元 和弘

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所都城支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和6年(再イ)第19号

滋賀県近江八幡市小船木町721番地79

再生債務者 GLOW ATHLETEこと

藤澤 克至

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月1日 大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第13号

横浜市中区錦町5番地 本牧ポートハイツ8号棟406号室

再生債務者 合原由紀夫

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月31日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第285号

横浜市泉区中田北3丁目7番23号

再生債務者 安川 裕也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月31日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第194号

横浜市磯子区丸山1丁目5番5-203号

再生債務者 古謝 佑次

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月31日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第15号

神奈川県藤沢市辻堂西海岸2丁目3番5-

101号

再生債務者 平子 陽子(旧姓今井)

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月31日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第41号

横浜市泉区緑園4丁目2番地1 サンステージ緑園都市1番館301号

再生債務者 田中 司

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月31日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第294号

横浜市栄区鍛冶ヶ谷2丁目38番1号

再生債務者 宮崎 繁徳

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月31日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第6号

佐賀県伊万里市伊万里町乙85番地

再生債務者 古賀 和磨

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月1日

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和6年(再イ)第212号

神奈川県藤沢市辻堂太平台1丁目17番14号

再生債務者 大河原 昇

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月31日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第269号

横浜市鶴見区東寺尾中台2番5-1号

再生債務者 田中 純次

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月1日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第14号

静岡県熱海市下多賀90番地の8

再生債務者 川口 正樹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月31日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第6号

函館市堀川町4番20号 レオパレスマンデルプロ 105

再生債務者 原 正充

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年7月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月1日 函館地方裁判所

令和7年(再イ)第1号

群馬県桐生市新里町武井846番地7

再生債務者 大谷 康人

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年7月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月1日 前橋地方裁判所桐生支部

令和7年(再イ)第24号

川崎市高津区新作2丁目11番9-305号 パルテール梶ヶ谷

再生債務者 橋口 正美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月31日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第4号

山梨県南アルプス市徳永536番地2

再生債務者 青柳 貴

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月30日

甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(再イ)第65号

大阪府岸和田市箕土路町3丁目12番7号

再生債務者 西野 豊

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月30日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再イ)第34号

神戸市兵庫区雪御所町13番1号

再生債務者 横山 哲

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月31日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和6年(再イ)第36号

青森県上北郡野辺地町字船橋2番地16

再生債務者 鳴海 伸也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月1日

青森地方裁判所民事部再生係

- 令和7年(再イ)第17号**
静岡県磐田市岩井1907番地1700
再生債務者 伊東 風真
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月1日
静岡地方裁判所浜松支部再生係
- 令和7年(再イ)第2号**
京都府亀岡市宇津根町矢代出4番地4 ラ・ルミナーU21号
再生債務者 中永 博之
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月1日
京都地方裁判所園部支部再生係
- 令和7年(再イ)第25号**
大阪府阪南市尾崎町8丁目39番12号
再生債務者 副田 孝徳
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月30日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
- 令和7年(再イ)第9号**
東京都文京区大塚5-41-5 並木ビル
再生債務者 岡本 恭宏
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月31日
東京地方裁判所民事第20部
- 令和6年(再イ)第27号**
山梨県甲府市古府中町6022番地18
再生債務者 米山 政彦
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月30日
甲府地方裁判所民事部破産係

- 令和7年(再イ)第3号**
京都府南丹市園部町内林町5号45番地3
再生債務者 小林 遼威
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月1日
京都地方裁判所園部支部再生係
- 令和7年(再イ)第3号**
京都府綾部市上野町小倉18番地の2
再生債務者 寺崎 博信
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月31日
京都地方裁判所福知山支部個人再生係
- 令和7年(再イ)第8号**
長崎県長崎市東立神町28番22号
再生債務者 福嶋 昌範
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月1日
長崎地方裁判所民事部個人再生係
- 令和6年(再イ)第44号**
山梨県甲斐市宇津谷4119番地
再生債務者 大木 郁美
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月30日
千葉地方裁判所松戸支部民事部
- 令和7年(再イ)第20号**
堺市中区深阪4丁21番30号
再生債務者 北野 修司
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月31日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
- 令和7年(再イ)第2号**
北海道小樽市色内1丁目11番103号 メルクリウス
再生債務者 佐々木亮介
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月31日
横浜地方裁判所相模原支部
- 令和7年(再イ)第5号**
松江市上乃木2丁目17番12号コープI S H I K U R A 103(住民票上の前住所)島根県出雲市小山町86番地ラ・ガランシア203
再生債務者 烏山 浩二
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月1日
松江地方裁判所民事部
- 令和7年(再イ)第3号**
北海道登別市若山町3丁目27番地74
再生債務者 本田 勇
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月1日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係
- 令和7年(再イ)第8号**
北海道伊達市南黄金町68番地6
再生債務者 和田みどり
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月1日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係
- 令和7年(再イ)第3号**
山形県酒田市広野字中通5番地
再生債務者 小林 真里
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月1日
山形地方裁判所酒田支部

令和7年(再イ)第5号

栃木県那須郡那須町大字寺子丙3番地114
再生債務者 大賀 康

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月1日

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再イ)第7号

松江市雄賀町1515番地 メゾンサイカ501
再生債務者 川谷 健次

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月1日 松江地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第12号

徳島県徳島市名東町2丁目140番地の6

再生債務者 稲井 隆幸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月1日 徳島地方裁判所民事部

令和6年度裁判所共済組合の
決算に関する公告

令和7年8月18日

東京都千代田区隼町4-2
裁判所共済組合

1 短期経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	10,428	流動負債	470
固定資産	0	固定負債	1,481
合 計	10,428	合 計	10,428

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	20,546	経常収益	19,534
特別損失	5	特別利益	13
当期利益金	0	当期損失金	1,004
合 計	20,551	合 計	20,551

2 業務経理

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	172	流動負債	50
固定資産	19	剩 余 金	141
合 計	191	合 計	191

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	48	経常収益	52
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	4	当期損失金	0
合 計	52	合 計	52

3 保健経理

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	1,131	流動負債	12
固定資産	0	剩 余 金	1,119
合 計	1,131	合 計	1,131

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	459	経常収益	423
特別損失	4	特別利益	0
当期利益金	0	当期損失金	40
合 計	463	合 計	463

4 医療経理

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	696	流動負債	4
固定資産	3	固定負債	42
		剩 余 金	653

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	69	経常収益	37
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	0	当期損失金	32
合 計	69	合 計	69

5 貯金経理

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	921	流動負債	43
固定資産	2,046	固定負債	0
		剩 余 金	2,924

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	78	経常収益	143
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	65	当期損失金	0
合 計	143	合 計	143

6 貸付経理

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	1,405	流動負債	9
固定資産	945	固定負債	0
		剩 余 金	2,341

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	18	経常収益	28
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	10	当期損失金	0
合 計	28	合 計	28

7 財形経理

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	0	流動負債	0
固定資産	282	固定負債	282
		剩 余 金	0

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	2	経常収益	2
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	0	当期損失金	0
合 計	2	合 計	2

独立行政法人国際交流基金令和 6 事業年度決算公告

令和 7 年 8 月 18 日

東京都新宿区四谷 1 丁目 6 番 4 号

独立行政法人国際交流基金

理事長 黒澤 信也

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：円)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金	17,958,839,486
有価証券	4,695,988,620
前払金	42,818,421
前払費用	109,887,278
未収収益	266,939,852
未収金	1,272,680,853
賞与引当金見返 (注)	308,908,256
その他の流動資産	16,053,831

24,672,116,597

流動資産合計

II 固定資産

1 有形固定資産

建物	14,013,679,608
減価償却累計額	△ 8,063,531,054
	5,950,148,554
構築物	312,740,798
減価償却累計額	△ 310,361,795
	2,379,003
機械装置	56,678,236
減価償却累計額	△ 45,032,812
	11,645,424
車両運搬具	120,038,804
減価償却累計額	△ 96,639,539
	23,399,265
工具器具備品	1,927,033,038
減価償却累計額	△ 1,488,741,818
	438,291,220
美術品	553,097,821
減価償却累計額	△ 60,738,282
	492,359,539
土地	20,407,000
建設仮勘定	38,460,598
有形固定資産合計	6,977,090,603

2 無形固定資産

ソフトウェア	582,551,831
電話加入権	428,000
無形固定資産合計	582,979,831

3 投資その他の資産

投資有価証券	72,178,877,860
長期預金	17,700,000,000
敷金保証金	437,109,224
退職給付引当金見返 (注)	1,969,624,354
前払年金費用	503,695,346
投資その他の資産合計	<u>92,789,306,784</u>

100,349,377,218125,021,493,815

資産合計

負債の部

I 流動負債

運営費交付金債務 (注)	2,827,252,375
預り補助金等 (注)	4,834,592,000
預り寄附金 (注)	168,818,980
未払金	1,168,355,113
未払消費税	20,216,200
前受金	23,105,448
預り金	26,801,647
前受収益	7,718,362
リース債務	2,286,252
引当金	
賞与引当金	354,008,976
流動負債合計	<u>354,008,976</u>

9,433,155,353

II 固定負債

資産見返負債 (注)	
資産見返運営費交付金	1,599,443,199
資産見返補助金等	2,222,986
資産見返寄附金	1,699,149
建設仮勘定見返運営費 交付金	38,157,947
長期預り補助金等 (注)	32,715,960,435
引当金	
退職給付引当金	2,473,319,700
資産除去債務	<u>2,473,319,700</u>
固定負債合計	<u>93,893,434</u>
負債合計	<u>36,924,696,850</u>

46,357,852,203

純資産の部		
I 資本金		
政府出資金	<u>77,654,185,177</u>	
資本金合計	<u>77,654,185,177</u>	
II 資本剰余金		
資本剰余金	751,358,879	
その他行政コスト累計額 (注)	△ 8,639,798,746	
減価償却相当累計額 (△)	△ 7,682,612,331	
減損損失相当累計額 (△)	△ 126,000	
利息費用相当累計額 (△)	△ 7,984,775	
除売却差額相当累計額 (△)	△ 949,075,640	
民間出えん金　(注)	<u>909,682,018</u>	
資本剰余金合計	<u>△ 6,978,757,849</u>	
III 利益剰余金		
前中期目標期間繰越積立金 (注)	1,446,300,235	
積立金	<u>6,351,597,204</u>	
当期末処分利益	<u>174,464,504</u>	
(うち当期総利益 利益剰余金合計)	<u>174,464,504</u>	
	<u>7,972,361,943</u>	
IV 評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	<u>15,852,341</u>	
評価・換算差額等 合計	<u>15,852,341</u>	
純資産合計	<u>78,663,641,612</u>	
負債純資産合計	<u>125,021,493,815</u>	
注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。		
損 益 計 算 書		
(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)		
(単位：円)		
経常費用		
文化芸術交流事業費	1,764,824,493	
海外日本語事業費	8,244,696,878	
海外日本研究・国際対話事業費	2,144,491,428	
調査研究・情報提供等事業費	682,493,918	
在外事業費	4,962,796,301	
文化交流施設等協力事業費	4,514,093,161	
一般管理費	1,701,850,403	
財務費用	558,351	
雑損	<u>365,435,750</u>	
経常費用合計	<u>24,381,240,683</u>	

経常収益		
運営費交付金収益　(注)	11,688,472,336	
運用収益	878,760,843	
受託収入	62,887,998	
補助金等収益　(注)	2,611,155,907	
施設費収益　(注)	11,163,710	
寄附金収益　(注)		
寄附金収益	69,138,255	
特定寄附金収益	<u>4,503,929,486</u>	4,573,067,741
資産見返戻入　(注)		
資産見返運営費交付金戻入	428,330,965	
資産見返補助金等戻入	472,675	
資産見返寄附金戻入	<u>924,687</u>	429,728,327
賞与引当金見返に係る収益　(注)		
退職給付引当金見返に係る収益　(注)		
財務収益		
受取利息	<u>2,794,110</u>	2,794,110
雑益		
日本語能力試験受験料等収益	2,161,468,403	
その他の雑益	<u>1,443,557,075</u>	3,605,025,478
経常収益合計		
経常損失		
臨時損失		
固定資産除却損	17,064,387	
減損損失	19,962,210	
前期損益修正損	<u>12,220,301</u>	49,246,898
臨時利益		
資産見返運営費交付金戻入　(注)	37,026,596	
資産見返寄附金戻入　(注)	1	
固定資産売却益	1,871,542	
前期損益修正益	<u>12,671,900</u>	51,570,039
当期純損失		
前中期目標期間繰越積立金取崩額　(注)		
当期純利益		
注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。		
利益の処分に関する書類		
(令和 7 年 7 月 10 日)		
(単位：円)		
I 当期末処分利益		
当期純利益	174,464,504	
II 利益処分額		
積立金	174,464,504	
	<u>174,464,504</u>	

独立行政法人農林水産消費安全技術センター令和6事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第3項の規定に基づき、令和6事業年度独立行政法人農林水産消費安全技術センターの財務諸表について次のとおり公告します。

令和7年8月18日

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
理事長 木内 岳志

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金	836,017,290	
棚卸資産	2,191,576	
前払費用	148,413	
賞与引当金見返注	434,014,878	
未収金	32,208,307	
立替金	7,317	
流動資産合計	1,304,587,781	
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	6,210,528,157	
減価償却累計額	4,006,038,077	
減損損失累計額	594,781	2,203,895,299
構築物	176,190,238	
減価償却累計額	145,452,221	30,738,017
機械及び装置	1,407,159,869	
減価償却累計額	1,350,691,077	56,468,792
車両運搬具	6,961,603	
減価償却累計額	6,961,598	5
工具器具備品	3,024,002,612	
減価償却累計額	2,628,664,655	395,337,957
土地	4,124,415,917	
建設仮勘定	59,534,560	
有形固定資産合計	6,870,390,547	

2 無形固定資産		
商標権	195,536	
ソフトウェア	1,524,226	
無形固定資産合計	1,719,762	
3 投資その他の資産		
敷金・保証金	8,400,000	
退職給付引当金見返注	4,614,164,651	
預託金	46,660	
投資その他の資産合計	4,622,611,311	
固定資産合計	11,494,721,620	
資産合計		12,799,309,401
負 債 の 部		
I 流動負債		
未払金	700,996,767	
未払消費税等	1,173,200	
前受金	466,267	
預り金	27,995,447	
引当金（短期）		
賞与引当金	434,014,878	
その他の流動負債	740	
流動負債合計		1,164,647,299
II 固定負債		
資産見返負債注		
資産見返運営費交付金	524,462,064	
資産見返補助金等	22,360,250	
資産見返物品受贈額	68	
建設仮勘定見返施設費	59,534,560	606,356,942
退職給付引当金	4,614,164,651	
環境対策引当金	756,800	
資産除去債務	299,547,958	
固定負債合計		5,520,826,351
負債合計		6,685,473,650

純資産の部	
I 資本金	
政府出資金	<u>10,110,145,328</u>
資本金合計	10,110,145,328
II 資本剰余金	
資本剰余金	5,116,670,952
その他行政コスト累計額 <small>注</small>	△ 9,252,147,624
減価償却相当累計額（-）	△ 5,550,814,838
減損損失相当累計額（-）	△ 6,272,000
利息費用相当累計額（-）	△ 58,703,193
除売却差額相当累計額（-）	△ 3,636,357,593
資本剰余金合計	△ 4,135,476,672
III 利益剰余金	
前事業年度繰越積立金 <small>注</small>	398,919
当期未処分利益	
(うち当期総利益 138,768,176)	<u>138,768,176</u>
利益剰余金合計	<u>139,167,095</u>
純資産合計	<u>6,113,835,751</u>
負債純資産合計	<u>12,799,309,401</u>

注 これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行政コスト計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

I 損益計算書上の費用	
調査指導業務費	5,658,481,985
一般管理費	1,181,876,703
臨時損失	<u>288,206</u>
損益計算上の費用合計	6,840,646,894

II その他行政コスト	
減価償却相当額 <small>注</small>	99,548,012
利息費用相当額 <small>注</small>	244,446
除売却差額相当額 <small>注</small>	<u>3</u>
その他行政コスト合計	<u>99,792,461</u>
III 行政コスト	
	<u>6,940,439,355</u>

注 これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損益計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

I 経常費用	
調査指導業務費	
給与、賞与及び諸手当	3,715,582,282
給与及び諸手当	2,682,898,697
賞与	666,809,043
賞与引当金繰入	365,874,542
法定福利費・福利厚生費	524,342,377
退職金費用	347,312,320
退職金	2,488,052
退職給付費用	344,824,268
雑給	63,435,673
外部委託費	62,456,219
検査試料費	5,815,513
支払リース料	2,172,133
賃借料	12,974,801
減価償却費	131,726,079
保守・修繕費	327,445,946
水道光熱費	117,838,075
旅費交通費	71,715,793
消耗品費	208,913,772
備品費	15,686,235
諸謝金	3,335,864
支払手数料	2,386,748
その他業務経費	<u>45,342,155</u>
	5,658,481,985

一般管理費			
役員報酬	54,902,070		
給与、賞与及び諸手当	669,431,286		
給与及び諸手当	482,601,967		
賞与	118,688,983		
賞与引当金繰入	68,140,336		
法定福利費・福利厚生費	98,800,043		
退職金費用	65,290,815		
退職金	1,070,874		
退職給付費用	64,219,941		
雑給	12,377,536		
外部委託費	32,940,275		
支払リース料	262,690		
賃借料	9,866,699		
減価償却費	9,096,151		
保守・修繕費	134,284,930		
水道光熱費	72,403,050		
旅費交通費	3,481,139		
消耗品費	2,195,418		
備品費	296,556		
諸謝金	6,254,460		
支払手数料	4,452,636		
その他管理経費	5,540,949	1,181,876,703	
経常費用合計		6,840,358,688	
II 経常収益			
運営費交付金収益注)		5,937,184,502	
事業収益			
手数料収入	30,048,233		
検定手数料収入	4,761,000		
その他手数料収入	25,287,233		
その他事業収入	20,096,601	50,144,834	
受託収入			
政府等受託収入		936,208	
その他受託収入		2,792,203	3,728,411
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金戻入注)		135,113,230	
資産見返補助金等戻入注)		5,709,000	140,822,230
賞与引当金見返に係る収益注)			434,014,878
退職給付引当金見返に係る収益注)			409,044,209
財務収益			
受取利息			1,634
雑益			
生命保険手数料収入		346,092	
その他収入		954,823	1,300,915
経常収益合計			6,976,241,613
経常利益			135,882,925
III 臨時損失			
固定資産除却損			68,740
固定資産売却損			219,466
臨時損失合計			288,206
IV 臨時利益			
固定資産売却益			2,405,895
資産見返運営費交付金戻入注)			288,780
資産見返物品受贈額戻入注)			1
臨時利益合計			2,694,676
V 当期純利益			138,289,395
VI 前事業年度繰越積立金取崩額注)			478,781
VII 当期総利益			138,768,176
注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。			

純資產變動計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(单位: 亜)

	I 資本金	II 資本剩余额						III 利益剩余额					純資産合計	
	政府出資金	資本剩余额	その他行政コスト累計額				資本剩余额 合計	前事業年度継越積立金	積立金	当期末処分利益	うち当期総利益			
			減価償却相当累計額（-）	減損損失相当累計額（-）	利息費用相当累計額（-）	除売却差額相当累計額（-）								
当期首残高	10,110,145,328	5,068,816,196	△5,520,034,861	△6,272,000	△58,458,747	△3,567,589,555	△4,083,538,967	506,155	-	219,131,401	-	219,637,556	6,246,243,917	

当期変動額													
I 資本剰余金の当期変動額													
固定資産の取得		47,854,756					47,854,756					—	47,854,756
固定資産の除売却			68,768,035			△68,768,038	△3					—	△3
減価償却			△99,548,012				△99,548,012					—	△99,548,012
時の経過による資産除去債務の増加					△244,446		△244,446					—	△244,446
II 利益剰余金の当期変動額													
(1) 利益の処分													
前事業年度からの繰越し							877,700	△877,700				—	—
利益処分による積立							△506,155	219,637,556	△219,131,401			—	—
国庫納付金の納付								△218,759,856				△218,759,856	△218,759,856
(2) その他													
当期純利益									138,289,395	138,289,395	138,289,395	138,289,395	138,289,395
前事業年度繰越積立金取崩額							△478,781		478,781	478,781	—	—	—
当期変動額合計	—	47,854,756	△30,779,977	—	△244,446	△68,768,038	△51,937,705	△107,236	—	△80,363,225	138,768,176	△80,470,461	△132,408,166
当期末残高	10,110,145,328	5,116,670,952	△5,550,814,838	△6,272,000	△58,703,193	△3,636,357,593	△4,135,476,672	398,919	—	138,768,176	138,768,176	139,167,095	6,113,835,751

キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	△	1,991,000
人件費支出	△	5,317,929,581
その他の業務支出	△	1,163,230,233
運営費交付金収入		7,020,014,000
受託収入		3,757,283

検定手数料収入	4,761,000
その他事業収入	44,980,602
その他収入	1,156,853
補助金等収入	28,545,000
小計	620,063,924
利息の受取額	1,634
国庫納付金の支払額	△ 218,759,856
業務活動によるキャッシュ・フロー	401,305,702

II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△	213,362,273
有形固定資産の売却による収入		2,406,470
施設費による収入		60,568,560
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	150,387,243
III 資金増加額		250,918,459
IV 資金期首残高		585,098,831
V 資金期末残高		836,017,290

利益の処分に関する書類

(令和7年6月13日)

(単位:円)

I 当期末処分利益	138,768,176
当期総利益	138,768,176
II 積立金振替額	398,919
前事業年度繰越積立金	398,919
III 利益処分額	
積立金	139,167,095 139,167,095

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書紛失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第6条第2項により、事故発生の日以後無効とします。

令和7年8月18日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備考
京博A第2896号	平成4年7月16日	荒木 康文	令和7年7月12日	

産業標準化法第57条の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第491号

産業標準化法(昭和24年法律第185号)第57条第1項の規定に基づき、次に掲げる試験事業者を登録したので、同法第71条第6号の規定に基づき公告する。

令和7年8月18日 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長 長谷川史彦
(令和7年7月4日登録分)

登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分(限定内容は省略)
000134JP	一般財団法人秋田県建設・工業技術センター 秋田県秋田市川尻町字大川反170番地177	一般財団法人秋田県建設・工業技術センター 工業材料試験センター 秋田県秋田市新屋町字砂奴寄4番地の11	金属材料引張試験 ブリネル硬さ試験

企業年金基金変更公告

アイシン企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第9条の規定により次のように公告する。

1. 新事務所の所在地 愛知県安城市藤井町丸山202番地1

2. 旧事務所の所在地 愛知県安城市三河安城東町二丁目8番地1

3. 変更年月日 令和7年8月18日

令和7年8月18日 アイシン企業年金基金
理事長 伊藤慎太郎

税理士登録者公告

税理士法(昭和26年法律第237号)第27条の規定により令和7年7月23日税理士名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和7年7月23日 日本税理士会連合会

登録番号	氏名	登録番号	氏名
156715	伊藤 七海	156716	高橋 徳磨
156717	田中 彩恵	156718	酒井日奈子
156719	池脇 浩徳	156720	北島 文音
156721	島田 邦洋	156722	笛島千津子
156723	山本 剛史	156724	井上 博国
156725	佐藤 真仁	156726	福田 桃子
156727	尾花布佐子	156728	秋葉 有香
156729	吉成 壽芳	156730	清水 奈緒
156731	星野 隆広	156732	上田 誠
156733	田頭 正子	156734	向後 朋哉
156735	工藤 快也	156736	幸徳 芳
156737	西村 正道	156738	川名 啓文
156739	植竹 珠理	156740	岡崎 祥一
156741	斎藤 知里	156742	小川 直希
156743	東江杜羅布	156744	小林菜奈子
156745	神谷 武志	156746	中野 祐子
156747	相澤 愛	156748	高嶺 将太
156749	中山 裕介	156750	沼崎 康展
156751	高木翔太朗	156752	塙崎 陽子
156753	山川 光成	156754	藤原 智明
156755	清友 洋平	156756	占部 彩花

156757	小口 裕太	156758	松本 伸宏
156759	本永 綾奈	156760	飯田 美保
156761	夏井 勝	156762	手島 直哉
156763	相京 俊信	156764	牧田友梨香
156765	小林里紗子	156766	保坂 聰
156767	大木 憲	156768	近馬 俊洋
156769	村石 英之	156770	日高 淳
156771	小川 俊介	156772	渡邊 直人
156773	中山 亮	156774	中尾 日哉
156775	小檜山千恵子	156776	渡邊 海月
156777	神宮 厚彦	156778	佐々木 貴
156779	齊藤 勇飛	156780	南 充昭
156781	島 進	156782	北山 史朗
156783	立川 大海	156784	小川 永次
156785	佐藤 一寿	156786	森谷 満佳
156787	河上 敦俊	156788	佐藤 良介
156789	渡邊 康夫	156790	照井遼太朗
156791	榎本 功	156792	鈴木凜太郎
156793	曾田 尚宏	156794	天沼 晃
156795	中戸 秀樹	156796	中舘 康
156797	星 哲男	156798	織田 秀剛
156799	太田 玲華	156800	鈴木 悠斗
156801	清水 昇済	156802	高橋恵理子
156803	宮山 韓知	156804	大塚 健一
156805	吉田 尚史	156806	林 幸一
156807	田代 遼汰	156808	江黒 沙世
156809	大川 和次	156810	植野 功三
156811	衣笠 昌孝	156812	川口 直人
156813	原 進	156814	池田 計彦
156815	山下 紀昭	156816	井村 全伸
156817	山田 穂祐	156818	大井 岳平
156819	曾根 務	156820	奥 茂子
156821	井上なつみ	156822	関山 輝
156823	堂園多久美	156824	山田 博史
156825	植村 知郎	156826	中川 信男
156827	梶本 貴雅	156828	伊豆 隼人
156829	高尾 義典	156830	桂 雄一郎
156831	岡咲 邦夫	156832	二村 敦子
156833	久次米 萌	156834	斎藤 由美
156835	平野 智基	156836	江口 亮
156837	萩原 康平	156838	川崎 聖訓

156839	利根川 亮	156840	上塙 未来 (山下 未来)
156841	清水宗一郎	156842	丹羽 聰美
156843	櫻井 優平	156844	柏倉幸一郎
156845	丹羽 岳宏	156846	大橋智佐子
156847	熊田 純子	156848	近藤 美里
156849	伊藤 陽子	156850	山本 実希
156851	水野 治	156852	澤崎 飛翼
156853	倉橋 佑多	156854	米倉 大志
156855	新井 勇太	156856	早川 明
156857	太田 道直	156858	伊藤 正隆
156859	杉山 敏弘	156860	石田 卓也
156861	飯塚 匠真	156862	松浦 安生
156863	久米 勝	156864	城川 徳浩
156865	平蔵 誠	156866	高田 哲好
156867	坂本 知久	156868	片山 卓
156869	田中 浩二	156870	山本 秀樹
156871	伊藤 明文	156872	金澤 利彦
156873	藤橋 桂子	156874	平田 光司
156875	東 遼平	156876	伊東 彩芽
156877	小倉 和美	156878	瀬戸 淳二
156879	古賀 恭平	156880	三村 愛美
156881	栗屋 久徳	156882	堤 慶朗
156883	黒田 舞	156884	宮本 吉久
156885	兼子 智之	156886	本田 義樹
156887	佐藤 政文	156888	野口 直希
156889	吉川さやか	156890	滝本 康治
156891	古見 智隆		

弁理士登録公告

令和7年7月30日に行なった弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登録

月 日	登録番号	氏 名	事 由
7月30日	23748	山本 信平	
7月30日	23749	渡辺 裕子	登録抹消
年月日	登録番号	氏 名	事 由
令和7年 1月21日	22550	市川 健一	死亡抹消
令和7年8月18日		日本弁理士会	

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により次の免許状は失効した。

令和7年8月18日 北海道教育委員会

1 失効した免許状

(1) 氏名 坂本 哲昭 本籍地 北海道
免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日

① 幼稚園教諭1種免許状、平2幼一種第0062号、北海道教育委員会、平成3年3月15日

② 幼稚園教諭専修免許状、平24幼専修第1号、北海道教育委員会、平成24年11月30日

③ 小学校教諭2種免許状、平2小二種第0209号、北海道教育委員会、平成3年3月15日

④ 養護学校教諭2種免許状、平2養学二種第0083号、北海道教育委員会、平成3年3月15日

(2) 氏名 里見 正人 本籍地 北海道
免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日

高等学校教諭1種免許状、工業、平29高1第948号、北海道教育委員会、平成30年3月16日

2 失効年月日 令和7年7月24日

3 失効の事由 (1)は、教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号イ)該当、(2)は、教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号イ)該当

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。

令和7年8月18日 岐阜県教育委員会

1 対象者の氏名、本籍地、生年月日

新家 邦男、岐阜県、昭和42年10月1日

2 免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者

① 高等学校教諭専修免許状(工業)、平12高専第110号、平成13年3月31日、岐阜県教育委員会

② 高等学校教諭一種免許状(工業)、平1高1第4929号、平成2年3月31日、愛知県教育委員会

③ 高等学校教諭一種免許状(理科)、平1高1第4901号、平成2年3月31日、愛知県教育委員会

④ 中学校教諭一種免許状(理科)、平1中1第3854号、平成2年3月31日、愛知県教育委員会

3 失効年月日 令和7年7月23日

4 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号イ)該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60~70歳代位の男性、身長172センチメートル位、白髪混じり、茶色ジャンバー等、紺色スラックス等、衣類及び現金等在中の手提げバッグ、着衣のポケット等に人定を示す身分証等なし

上記の者は、令和6年12月27日午後4時33分頃、群馬県吾妻郡長野原町大字川原煙121番地31八ツ場ダム堰堤直下もみじ橋右詰で発見されたもので身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しております。心当たりの方は、当町健康福祉課まで申し出てください。

令和7年8月18日

群馬県 長野原町長 萩原 瞳男

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、60歳代、男性

上記の者は、令和7年2月12日午後0時15分頃、東京都江東区大島3丁目30番4号で死亡しているところを発見されました。死亡日は令和6年2月中旬頃と推定されます。

遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しております。心当たりの方は、当区生活支援部保護第二課まで申し出てください。

令和7年8月18日

東京都 江東区長 大久保朋果

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和7年7月21日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月18日

北海道釧路市鳥取北四丁目10番1五号

有限会社詩留絵鑑 清算人 敷口 邦男

解散公告

当社は、令和7年7月21日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月18日

札幌市白石区菊水11条1丁目6番111号1
〇〇一号

m a i n i c h i h a p p y 合同会社

清算人 チヨイ ミング ライ ティ ジャイ

解散公告

当社は、令和7年7月21日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月18日

北海道上川郡比布町西町四丁目11番1号

ブルーシリコン合同会社

清算人 合田 晋二

解散公告

当社は、令和7年6月21日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月18日

札幌市白石区川北11条11丁目1〇番1号

有限会社丸箭北欧サービス

清算人 箭内 秀明

解散公告

当社は、令和7年7月21日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月18日

青森県八戸市大字櫻塚字大門1番地八

株式会社森林コーディネート

代表清算人 工藤 義治

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年八月十八日

仙台市若林区遠見塚東一番四六号

明和食品工業有限会社

清算人 佐々木和雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

茨城県ひたちなか市高場二丁目一一番地一五
有限公司 KA T S U T A

清算人 高林健一郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

茨城県水戸市千波町二九九番地の六
有限公司 A I R E

清算人 橋 憲一

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

群馬県前橋市岩神町二丁目九番一二号
有限公司 小林理工

清算人 小川 淳

解散公告

当社は、令和七年六月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

有限公司 小林理工

清算人 小川 淳

解散公告

当社は、令和七年六月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

有限公司 小林理工

清算人 小川 淳

令和七年八月十八日

埼玉県さいたま市南区鹿手袋六丁目一四番

埼玉県さいたま市緑区古市場町四七四番地五六

一ー一三〇八号

パリューサーチ投資顧問株式会社

代表清算人 松野 實

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年八月十八日

明和食品工業有限会社

清算人 佐々木和雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

埼玉県さいたま市緑区大字間宮九七三番地一

株式会社ムサシ工業

代表清算人 大城 廣正

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

埼玉県川口市柳崎一丁目二一番九号

有限公司 小宮貴代美

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

埼玉県川口市柳崎一丁目二一番九号

有限公司 小宮貴代美

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

茨城県水戸市千波町二九九番地の六
有限公司 A I R E

清算人 橋 憲一

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

有限公司 小宮貴代美

清算人 小宮貴代美

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

有限公司 小宮貴代美

清算人 小宮貴代美

令和七年八月十八日

東京都中央区日本橋三丁目二番二四号

オトガル株式会社

代表清算人 藤井 征志

代表清算人 大橋信太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年八月十八日

東京都港区赤坂七丁目二番二一号草月会館

代表清算人 奥田 洪

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

株式会社カーワン

代表清算人 奥田 洪

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

東京都港区赤坂七丁目二番二一号草月会館

代表清算人 奥田 洪

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

株式会社アルアイ

代表清算人 奥田 洪

令和七年八月十八日

千葉市中央区松ヶ丘町六〇九番地一

株式会社草野商事

代表清算人 藤井 征志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年八月十八日

株式会社オトガル

代表清算人 大橋信太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

株式会社オトガル

代表清算人 大橋信太郎

解散公告

当社は株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月18日

東京都足立区竹の塚五丁目三六番一八一二

○五号 代表清算人 胡 忠麒 深海株式会社

解散公告

当社は、令和7年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月18日

東京都中央区銀座三丁目一一番一八号

有限会社北斗商事 清算人 松田 好文

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月18日

東京都文京区千石四丁目四四番八号

有限会社アイティーフーム 清算人 佐藤 裕章

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月18日

東京都文京区千石四丁目四四番八号

有限会社アイティーフーム 清算人 佐藤 裕章

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月18日

株式会社建築設計エスカルゴ 代表清算人 鈴木 照男

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月18日

令和7年8月18日 東京都新宿区愛住町一四番地一

株式会社山行 代表清算人 熊田 新平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月18日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー三四階 代表清算人 二川 夏希

解散公告

当社は、令和7年三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月18日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー三四階 株式会社M&P研究所 代表清算人 二川 夏希

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月18日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー三四階 代表清算人 二川 夏希

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年七月十九日解散。債権者は本公
告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。期間
内に申出なきときは清算から除斥します。

令和7年8月18日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー三四階 代表清算人 二川 夏希

当社は、令和七年七月十九日解散。債権者は本公
告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。期間
内に申出なきときは清算から除斥します。

令和7年8月18日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー三四階 代表清算人 二川 夏希

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月18日

東京都渋谷区神南一丁目一一番五号ダイネス
スモール五〇五号室 代表清算人 長坂 宗之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月18日

東京都渋谷区神南一丁目一一番五号ダイネス
スモール五〇五号室 代表清算人 長坂 宗之

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月18日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 合同会社広行 清算人 鄭 武壽

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月18日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 合同会社広行 清算人 鄭 武壽

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月18日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 一般社団法人広行ホールディングス 清算人 鄭 武壽

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月18日

東京都港区北青山二丁目一二番四二号 有限会社MLC 清算人 溝邊 節子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月18日

東京都港区北青山二丁目一二番四二号 有限会社MLC 清算人 溝邊 節子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月18日

東京都港区北青山二丁目一二番四二号 有限会社MLC 清算人 溝邊 節子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月18日

東京都港区北青山二丁目一二番四二号 有限会社MLC 清算人 溝邊 節子

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

東京都新宿区富久町一八番五号

株式会社新富商事
代表清算人 小黒 博

解散公告

当法人は、令和七年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

東京都港区赤坂六丁目一三番一三号

株式会社 SNS
代表清算人 井伊 秀樹

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

横浜市港北区新吉田東八丁目五〇番八号

株式会社タカバ電機
代表清算人 竹迫 慎二

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

神奈川県横浜市都筑区見花山一丁目三〇番

魚沼綜合ビル管理株式会社
代表清算人 大平 敏夫

解散公告

お申し出下さい。

令和七年八月十八日

福井県福井市城東四丁目八番二五号

有限会社すら田
修

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

東京都中央区京橋一丁目一一番一号

イブシロン合同会社
清算人 中尾 篤史

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

東京都葛飾区四つ木五丁目二三番一二号

株式会社美保建築事務所
代表清算人 金子美智夫

解散公告

当法人は、令和七年七月二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

東京都千代田区五番町六番地二

一般社団法人施設環境評価機構
代表清算人 重廣 健

解散公告

当社は、令和七年八月十四日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

東京都港区麻布台一丁目三番一號

ルズ森 J P タワー

有限会社千代田住宅ローン債権保証
清算人 落合 幸隆

解散公告

当社は、令和六年十月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

東京都江戸川区西一之江三丁目一九番八号

新潟県南魚沼市浦佐四六三〇番地七

魚沼綜合ビル管理株式会社
代表清算人 大平 敏夫

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

福井県福井市城東四丁目八番二五号

有限会社すら田
修

解散公告

当法人は、令和七年六月二十一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

長野県松本市蟻ヶ崎一丁目三一七

特定非営利活動法人まつもと子ども留学基金

清算人 橋本 俊彦

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

岐阜県安八郡神戸町大字和泉二〇番地の九

有限会社研造製作
代表清算人 布施 豊治

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

岐阜県岐阜市鷺山一二五四番地一六

株式会社FORT
代表清算人 市川 智也

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

岐阜県飛騨市古川町杉崎一六八番地一ピ
レッジハウス古川一号棟二〇一号

合同会社T.Lトレーディング
清算人 芳賀 勇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本一四〇五番地

株式会社伊豆ライフ
代表清算人 小柴 和馬

解散公告

当社は令和四年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

愛知県尾張旭市西大道町六兵衛前三九一一番地

株式会社ABSOLUTE F R E E D
O.M. 7 代表清算人 谷口 可愛

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

愛知県名古屋市西区市場木町三〇八番地

株式会社山川商事
清算人 山川 裕

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

岐阜県岐阜市鷺山一二五四番地一六

株式会社FORT
代表清算人 市川 智也

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

愛知県安城市小堤町一二番一六号

株式会社林電工
代表清算人 林 重義

解散公告

当社は、令和七年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

アリスビルディング一八F二号

大阪府大阪市此花区島屋六丁目二番八九号
合同会社モテル
清算人 藤田 大地

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

三重県四日市市生桑町八五三番地

有限会社宇佐美工業
清算人 宇佐美悦男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

三重県いなべ市大安町石榑東一八九六番地

合同会社レガール西田
清算人 西田 信哉

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

愛知県名古屋市西区市場木町三〇八番地

株式会社山川商事
清算人 山川 裕

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

大阪市城東区永田二丁目二番二号

株式会社K2
代表清算人 濱田 弘美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

アリスビルディング一八F二号

合同会社モテル
清算人 藤田 大地

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

大阪市中央区安土町二丁目二番一五号

株式会社O J F プロパティ1号
代表清算人 清算人 扇澤 洋至

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の臨時株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

大阪府摂津市東別府二丁目七番二三号

株式会社淀川プランツ
代表清算人 新田信一朗

解散公告

当法人は、令和七年六月二十一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

長野県松本市蟻ヶ崎一丁目三一七

特定非営利活動法人まつもと子ども留学基金

清算人 橋本 俊彦

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

岐阜県安八郡神戸町大字和泉二〇番地の九

有限会社研造製作
代表清算人 布施 豊治

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

岐阜県岐阜市鷺山一二五四番地一六

株式会社FORT
代表清算人 市川 智也

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

岐阜県飛騨市古川一号棟二〇一号

合同会社T.Lトレーディング
清算人 芳賀 勇

解散公告

当法人は、令和七年六月二十一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

長野県松本市蟻ヶ崎一丁目三一七

特定非営利活動法人まつもと子ども留学基金

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

岐阜県安八郡神戸町大字和泉二〇番地の九

有限会社研造製作
代表清算人 布施 豊治

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

岐阜県岐阜市鷺山一二五四番地一六

株式会社FORT
代表清算人 市川 智也

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

岐阜県飛騨市古川一号棟二〇一号

合同会社T.Lトレーディング
清算人 芳賀 勇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

兵庫県たつの市揖西町南山三丁目二七番

株式会社あきあかね
代表清算人 藤原 美香

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

神戸市中央区熊内町五丁目二番六号
有限会社福永トレーディング
清算人 福永 武雄

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

兵庫県西宮市甲子園口北町六番二二号
有限会社井本ウォーターテクニカル
清算人 黒川 敦子

解散公告

当社は、令和七年七月二十四日開催の臨時株主総会の決議により令和七年七月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

島根県出雲市灘分町五三三番地一
株式会社フイリア

代表清算人 尾添 和子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

高知県高知市追手筋二丁目五番一一号
株式会社フレスコ
代表清算人 森沢 宣広

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散しました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

岡山県浅口市鴨方町六条院東二七四番地
有限公司大光興業
清算人 大源 光春

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

広島市中区小町八番四号つくねビル二F
有限公司安芸津久根島
清算人 吉田実世子

解散公告

当社は、令和七年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

徳島県板野郡藍住町笠木字中野一三〇番地
F V 人材 Search 株式会社

代表清算人 西田 時彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目一七
九番地
株式会社フレスコ
代表清算人 森沢 宣広

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散しました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

福岡市博多駅前一丁目三番一号 Park Front 博多駅前一丁目五F-B
GREEN MEDIA 合同会社
清算人 藤瀬 聖也

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

福岡市中央区御所ヶ谷一番六一〇五号
D, グランセ御所ヶ谷 F B M C 株式会社
代表清算人 ファウルクス ポール
エドワード

解散公告

当社は、令和六年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十八日

佐賀市鍋島町大字蛎久二〇八八番地
有限公司鍋島電化センター
清算人 大籠 敏江

代表清算人 松田 直行

解散公告(第一回)

当組合は、令和七年七月三十日さいたま市長の認可により解散しましたので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目一七
九番地
株式会社フレスコ
代表清算人 森沢 宣広

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年七月四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

大宮駅西口第3-B 地区市街地再開発組合
代表清算人 斎藤壽美子

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年七月四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

富山県高岡市下牧野一四一三番地の三
福岡県田川郡香春町大字香春二二五番地
五德土地改良区
代表清算人 松田 直行

解散公告(第二回)

当法人は、令和五年九月十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年八月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十八日

東京都町田市つくし野四丁目九番地八
医療法人社団東八雲会
清算人 門脇 和臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市山科区厨子奥矢倉町三三番地、最後の住所京都府南丹市美山町又林寺ノ本一五番地
右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し

ます。

令和七年八月十八日
京都市中京区塙町通御池下る吉岡御池ビル
八階 弁護士法人みやこ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 片山 美紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍京都市石京区太秦桂ヶ原町一七番地、最後の住所京都市右京区太秦桂ヶ原町一七番地
被相続人 亡 井川 雅夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十八日
京都市中京区中町通夷川上ル鉢田町二八八番地
相続財産清算人 弁護士 橋本弥江子
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍福井県大野市中野第三〇号一九番地、最後の住所京都市中京区壬生下溝町二一
被相続人 亡 小池昭治郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十八日
京都市中京区中町通夷川上ル鉢田町二八八番地
相続財産清算人 弁護士 橋本弥江子
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍福井県大野市中野第三〇号一九番地、最後の住所京都市中京区壬生下溝町二一
被相続人 亡 小池昭治郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十八日
神戸市中央区栄町通四丁目一番二一号エタ
ニティ栄町ビル三〇一号 みなと元町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山口 達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍兵庫県姫路市平野町二四番地、最後の住所兵庫県姫路市平野町二四番地
被相続人 亡 木南 一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十八日
兵庫県姫路市北条口二丁目六三番地 谷林 一憲
相続財産清算人 弁護士 谷林 一憲
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍島県美郡つるぎ町半田字紙屋一三一番地、最後の住所兵庫県尼崎市昭和通四丁目一七番地エスティ尼崎ビル五〇二号上野
司法書士事務所 被相続人 亡 岡本 俊二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十八日
兵庫県芦屋市大原町五一四竹内ビル二〇四号
相続財産清算人 弁護士 小倉 清嗣
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍兵庫県赤穂郡上郡町上郡一三四八番地、最後の住所兵庫県赤穂郡上郡町上郡一三四八番地
被相続人 亡 寺本紀美代
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十八日
兵庫県芦屋市大原町五一四竹内ビル二〇四号
相続財産清算人 弁護士 小倉 清嗣
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍奈良県御所市大字柏原一八九番地、最後の住所奈良県御所市大字柏原一八九番地
被相続人 亡 中川健一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十八日
奈良市油阪町四五六番地第二森田ビル三階
相続財産清算人 弁護士 小城 達
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍兵庫県赤穂市東有年二八〇番地、最後の住所神戸市中央区港島一丁目一番地の九イ番地
トーピア神戸ポートアイランド一四〇六号
被相続人 亡 池尾 勇
被相続人 亡 池尾 勇

令和七年八月十八日

兵庫県姫路市忍町一〇三番地アドバンス工
イトビル

相続財産清算人 弁護士 友久 康弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十八日
相続財産清算人 弁護士 藤井 武志
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍高知県土佐清水市以布利八五四番地、最後の住所高知県土佐清水市以布利八五四番地
被相続人 亡 山本千千子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十八日
相続財産清算人 弁護士 稲葉 三好 登志行
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍兵庫県明石市藤江一六五番地四五、最後の住所兵庫県明石市大久保町西島八六番地
の一プレステージ明石大久保V-121〇号
被相続人 亡 中村 健一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十八日
相続財産清算人 弁護士 三好 登志行
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍奈良県御所市大字柏原一八九番地、最後の住所奈良県御所市大字柏原一八九番地
被相続人 亡 中川健一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十八日
相続財産清算人 弁護士 福島 茂雄
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍山口県光市大字浅江二六五四番地第二、最後の住所山口県防府市大字台道五二二番地
被相続人 亡 山本 博
被相続人 亡 山本 博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十八日
相続財産清算人 弁護士 藤井 武志
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍高知県土佐清水市以布利八五四番地、最後の住所高知県土佐清水市以布利八五四番地
被相続人 亡 山本千千子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十八日
相続財産清算人 弁護士 稲葉 三好 登志行
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍兵庫県明石市藤江一六五番地四五、最後の住所兵庫県明石市大久保町西島八六番地
の一プレステージ明石大久保V-121〇号
被相続人 亡 中村 健一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十八日
相続財産清算人 弁護士 三好 登志行
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍奈良県御所市大字柏原一八九番地、最後の住所奈良県御所市大字柏原一八九番地
被相続人 亡 中川健一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十八日
相続財産清算人 弁護士 福島 茂雄
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍山口県光市大字浅江二六五四番地第二、最後の住所山口県防府市大字台道五二二番地
被相続人 亡 山本 博
被相続人 亡 山本 博

令和6年度決算公告

令和7年6月26日

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
オクサリスケミカルズ株式会社
代表取締役 桐谷 大助

貸借対照表(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	11,731	7,890	
固定資産	1,106	655	
形態別	15	4,291	
有形固定資産	268	250	
無形固定資産	822	1,159	
投資その他の資産		2,881	
		62	
		2,819	
		(492)	
資産合計	12,838	負債・純資産合計	12,838

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する認証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和7年8月18日

東京都千代田区紀尾井町3番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年 度 番 号	商号又は 名 称	免 許 番 号	(代表者 の)氏名	主たる事務所 の所在地	営業保証金 相当額
令7不保597	株式会社やま せんホームズ	国土交通大臣 (4)7429	代表取締役 前野千代子	三重県桑名市多度町下 野代900	2000万円
令7不保598	トウモロービ ルズ株式会社	北海道知事 石狩(1)9101	代表取締役 木戸省吾	北海道札幌市西区琴似 4条1-1-1	1000万円
令7不保599	株式会社セブ ン不動産	岩手県知事 (4)2326	代表取締役 向川原美穂	岩手県盛岡市仙北2- 10-17	1000万円
令7不保600	小松住研株式 会社	秋田県知事 (1)2372	代表取締役 小松久男	秋田県秋田市牛島東 6-3-1	1000万円
令7不保601	株式会社フェ リーチェ	埼玉県知事 (2)23237	代表取締役 長谷部宏昭	埼玉県ふじみ野市上福 岡6-3-1	1000万円
令7不保602	株式会社大和 コーポレー ション	千葉県知事 (5)14796	代表取締役 本間敏弘	千葉県浦安市日の出 1-3-2	1000万円
令7不保603	有限会社オーピット	東京都知事 (4)87167	代表取締役 金井久司	東京都杉並区下井草 3-4-20	1000万円
令7不保604	サイオン株式 会社	東京都知事 (2)97617	代表取締役 亀田是統	東京都港区赤坂2- 8-14	1000万円
令7不保605	株式会社ラビ リンクス	東京都知事 (2)99546	代表取締役 太田祐子	東京都港区北青山1- 4-6	1000万円
令7不保606	株式会社X G ジャパン	東京都知事 (2)102462	代表取締役 謝元軍	東京都豊島区北大塚 2-17-4	1000万円
令7不保607	株式会社3 K コーポレー ション	東京都知事 (2)103006	代表取締役 高橋幸輝	東京都武蔵野市中町 1-9-5	1000万円
令7不保608	株式会社ピー エイチプラン	東京都知事 (1)104566	代表取締役 太田繁男	東京都北区王子2- 24-1	1000万円
令7不保609	株式会社ファ ミリアパート ナーズ	東京都知事 (1)104594	代表取締役 平塚照	東京都中央区日本橋兜 町19-8	1000万円
令7不保610	東建エンター ープライズ株式 会社	東京都知事 (1)107130	代表取締役 林憲一	東京都府中市浅間町 2-8-7	1000万円
令7不保611	株式会社クレ ア	東京都知事 (1)107649	代表取締役 五十嵐敏	東京都渋谷区猿楽町 18-8	1000万円
令7不保612	株式会社ピー ファイバー	東京都知事 (1)107744	代表取締役 石田桂一	東京都港区芝大門2- 1-16	1000万円

令7不保613	株式会社S t ee r 4 6	神奈川県知事 (4)26668	代表取締役 大場浩玲	神奈川県横浜市戸塚区 深谷町575-4	1000万円
令7不保614	株式会社タッ チ	石川県知事 (3)4011	代表取締役 橘富雄	石川県金沢市八日市 3-586	1000万円
令7不保615	エイトホーム 株式会社	石川県知事 (2)4260	代表取締役 大島淳	石川県金沢市野町2- 13-8	1000万円
令7不保616	株式会社伊豆 の郷	静岡県知事 (5)12188	代表取締役 藤井久明	静岡県三島市芝本町 6-24	1000万円
令7不保617	宝島	静岡県知事 (4)12571	半田光生	静岡県三島市川原ヶ谷 224-3	1000万円
令7不保618	有限会社青砥 工務店	静岡県知事 (3)13246	代表取締役 青砥安正	静岡県沼津市上香貫檜 島町1336-5	1000万円
令7不保619	有限会社エテ ルノ	愛知県知事 (6)18658	代表取締役 宮崎宏	愛知県名古屋市北区浪 打町2-41-2	1000万円
令7不保620	株式会社アブ ロワールド	三重県知事 (1)3685	代表取締役 前野一馬	三重県桑名市多度町下 野代900	1000万円
令7不保621	ジャパンハウ ジング株式会 社	京都府知事 (4)12721	代表取締役 三谷知行	京都府京都市伏見区肥 後町380	1000万円
令7不保622	南紀不動産	大阪府知事 (8)41632	南原正夫	大阪府泉南郡岬町淡輪 山中881-1	1000万円
令7不保623	大輝住建株式 会社	大阪府知事 (6)47413	代表取締役 藤井本貴司	大阪府大阪市阿倍野区 阪南町4-17-3	1000万円
令7不保624	株式会社明来	大阪府知事 (5)47476	代表取締役 藤田精	大阪府大阪市中央区南 本町2-1-1	1000万円
令7不保625	ライズトラス ト株式会社	大阪府知事 (1)61776	代表取締役 上田直樹	大阪府高槻市庄所町 1-21	1000万円
令7不保626	株式会社パシ フィック・イ ノベーションズ	大阪府知事 (1)62269	代表取締役 伴場明貴	大阪府大阪市浪速区恵 美須西2-14-32	1000万円
令7不保627	Hous e p er t不動産 株式会社	大阪府知事 (1)62170	代表取締役 孫熙鴻	大阪府大阪市淀川区西 中島4-6-19	1000万円
令7不保628	ワツツーエム ツー株式会社	大阪府知事 (1)63829	代表取締役 西谷雄介	大阪府大阪市中央区本 町橋2-23	1000万円
令7不保629	ビッグホーム 流通有限会社	兵庫県知事 (5)451038	代表取締役 早柏克則	兵庫県姫路市青山3- 10-2	1000万円
令7不保630	株式会社リバ ンク	岡山県知事 (1)5980	代表取締役 中村友哉	岡山県岡山市北区西古 松2-17-10	1000万円
令7不保631	ユーキ・コン サルティング 株式会社	愛媛県知事 (1)5754	代表取締役 中山勇希	愛媛県松山市紅葉町 6-5	1000万円
令7不保632	今吉ハウジ ング	福岡県知事 (4)15610	岡部志津子	福岡県遠賀郡遠賀町松 の本2-19-23	1000万円
令7不保633	株式会社シ アーズエス テート	福岡県知事 (2)18395	代表取締役 橋本葵	福岡県大野城市大城 2-23-30	1000万円
令7不保634	プラネット・ アカデミー株 式会社	福岡県知事 (2)18591	代表取締役 伊藤一晃	福岡県福岡市早良区城 西2-5-27	1000万円

第45期決算公告		
令和7年8月18日		
群馬県伊勢崎市三室町5229番地1		
株式会社伊勢崎運輸		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	2,006,364 1,136,521 3,142,885
負純 資産 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 合計	755,394 1,228,686 1,158,804 11,000 1,147,804 1,147,804 (106,060) 3,142,885

第46期決算公告		
2025年6月12日		
栃木県真岡市大和田1番地20		
株式会社マルシンフーズ		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	1,322,956 1,989,558 3,312,514
負純 資産 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 評価・換算差額等 合計	1,223,323 471,971 1,605,990 100,000 61,055 1,444,934 9,000 1,435,934 (70,361) 11,230 3,312,514

第54期決算公告		
2025年6月24日		
栃木県鹿沼市さつき町13番地の2		
株式会社チューオー		
科 目	金額(百万円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	6,179 1,403 7,583
負純 資産 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 合計	1,420 77 6,085 180 5,905 45 5,860 (521) 7,583

令和6年度決算公告		
令和7年6月27日		
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号		
エヌ・シー・ユー物流株式会社		
科 目	金額(百万円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	1,671 712 2,383
負純 資産 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 合計	1,229 81 1,073 100 973 25 948 (65) 2,383

第36期決算公告		
令和7年6月30日		
千葉県千葉市中央区川崎町1		
ケープラシート株式会社		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	2,986,255 598,984 3,585,239
負純 資産 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 負債・純資産合計	835,774 98,275 2,651,190 150,000 286,947 286,947 2,214,242 37,500 2,176,742 (361,499) 3,585,239

第33期決算公告		
2025年6月12日		
埼玉県戸田市水川町三丁目7番8号		
戸田フーズ株式会社		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	2,966,186 5,246,110 8,212,296
負純 資産 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 負債・純資産合計	4,443,419 473,163 3,295,714 349,837 249,837 249,837 2,696,039 1,999 2,694,040 (258,469) 8,212,296

2025年3月期決算公告		
令和7年8月18日		
東京都武蔵野市御殿山一丁目5番6号		
株式会社ブルズアイ		
科 目	金額(円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 延資産 合計	11,425,142 16,479,500 70,000 27,974,642
負純 資産 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 負債・純資産合計	10,469,326 15,600,000 1,905,316 3,000,000 △1,094,684 △1,094,684 (7,573,091) 27,974,642

第6期決算公告		
令和7年8月18日		
東京都新宿区西新宿三丁目3番13号		
Berkshire Grey Japan株式会社		
科 目	金額(円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	11,437,615 11,437,615
負純 資産 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 負債・純資産合計	70,331 11,367,284 10,000,000 1,367,284 1,367,284 (85,292) 11,437,615

第77期決算公告		
令和7年8月18日		
東京都中央区日本橋浜町二丁目24番1号		
株式会社スタンダードメタル商會		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	23,150 60,257 83,407
負純 資産 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 負債・純資産合計	126,127 △42,720 30,000 △72,720 2,600 △75,320 (4,585) 83,407

第1期決算公告		
令和7年8月18日		
東京都千代田区大手町一丁目4番2号		
エメラルドガス輸送株式会社		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	33,243 863,274 896,517
負純 資産 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 負債・純資產合計	638 908,222 △12,343 5,000 △17,343 △17,343 (17,343) 896,517

第31期決算公告		
令和7年8月18日		
東京都港区赤坂七丁目1番1号		
アルベマール日本株式会社		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	20,775,191 96,014 20,871,206
負純 資産 及の び部	流動負債 固定負債 退職給付引当金 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 負債・純資產合計	7,443,857 10,136 48,852 13,378,496 101,000 13,277,496 25,250 13,252,246 (3,250,877) 20,871,206

2024年10月期決算公告		
令和7年8月18日		
東京都武蔵野市御殿山一丁目5番6号		
株式会社ジャストマネジメント		
科 目	金額(円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	13,346,134 1,802,218 15,148,352
負純 資産 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 負債・純資產合計	24,237,788 22,996,702 △32,086,138 3,000,000 △35,086,138 △35,086,138 (3,018,600) 15,148,352

第11期決算公告

2025年6月23日

東京都港区六本木一丁目6番1号

SBI Buyout10株式会社

代表取締役 登輝久

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 86,926
	固定資産 287
	資産合計 86,926
負純 資産 及の び部	流动負債 1,841,838
	株主資本 △1,754,912
	資本剰余金 0
	資本準備金 △1,754,912
	利益剰余金 △1,754,912
	その他利益剰余金 (うち当期純損失) △1,754,912 (11,958)
	負債・純資産合計 86,926

第2期決算公告 令和7年6月30日

東京都港区虎ノ門一丁目10番5号

Carbon EX株式会社

代表取締役 西和田浩平

代表取締役 竹田峻輔

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 299,635
	固定資産 287
	資産合計 299,922
負純 資産 及の び部	流动負債 45,226
	賞与引当金 3,245
	株主資本 254,695
	資本剰余金 200,000
	資本準備金 200,000
	利益剰余金 △145,304
	その他利益剰余金 △145,304
	(うち当期純損失) (113,165)
	負債・純資産合計 299,922

第9期決算公告

令和7年6月25日

東京都千代田区神田須田町一丁目3番33号

アイディルートコンサルティング株式会社

代表取締役 石川耕

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	流動資産 500
	固定資産 20
	資産合計 521
負純 資産 及の び部	流动負債 301
	株主資本 219
	資本剰余金 73
	資本準備金 8
	利益剰余金 138
	その他利益剰余金 138
	(うち当期純損失) (100)
	負債・純資産合計 521

第24期決算公告

2025年6月27日

東京都大田区平和島五丁目2番28号

丸大ミート株式会社

代表取締役社長 秋山直弘

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 4,823,114
	固定資産 101,122
	資産合計 4,924,236
負純 資産 及の び部	流动负债 3,530,333
	株主資本 36,815
	資本剰余金 1,357,088
	資本準備金 30,000
	利益剰余金 1,327,088
	その他利益剰余金 1,327,088
	(うち当期純利益) (240,197)
	合 計 4,924,236

第4期決算公告

2025年6月19日

東京都港区六本木一丁目6番1号

SBI大学発ベンチャー育成支援株式会社

代表取締役 後藤健

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 25,249
	固定資産 64
	資産合計 25,313
負純 資産 及の び部	流动负债 11,706
	株主資本 13,606
	資本剰余金 5,000
	資本準備金 5,000
	利益剰余金 3,606
	その他利益剰余金 3,606
	(うち当期純利益) (3,585)
	負債・純資産合計 25,313

第9期決算公告

2025年6月23日

東京都港区六本木一丁目6番1号

Aviation Ventures株式会社

代表取締役 登輝久

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 700,669
	資産合計 700,669
負純 資産 及の び部	流动负债 3,542
	株主資本 697,127
	資本剰余金 10,000
	資本準備金 1,402,000
	その他資本剰余金 706,000
	利益剰余金 696,000
	△714,872
	その他利益剰余金 △714,872
	(うち当期純損失) (1,408)
	負債・純資産合計 700,669

第137期決算公告

令和7年8月18日

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

株式会社ニシカ

代表取締役 田中芳郎

貸借対照表の要旨

(令和7年5月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 701,712
	固定資産 456,815
	資産合計 1,158,528
負純 資産 及の び部	流动负债 7,476
	株主資本 93,002
	資本剰余金 1,058,050
	資本準備金 40,889
	利益剰余金 1,017,160
	利益準備金 10,000
	その他利益剰余金 1,007,160
	(うち当期純利益) (27,603)
	合 計 1,158,528

第1期決算公告

令和7年6月30日

東京都港区六本木一丁目9番9号

ミライウェルスマネジメント株式会社

代表取締役社長 八角大輔

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 149,555
	資産合計 149,555
負純 資産 及の び部	流动负债 156
	固定負債 130,000
	負債合計 130,156
株主資本	19,399
資本剰余金	20,000
△600	△600
△600	(600)
	純資産合計 19,399
	負債・純資産合計 149,555

第3期決算公告

2025年6月12日

東京都江東区枝川二丁目23番2号

株式会社丸大フードサプライ

代表取締役社長 谷角慎司

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 1,109,209
	固定資産 18,152
	資産合計 1,127,361
負純 資産 及の び部	流动负债 653,332
	株主資本 474,029
	資本剰余金 90,000
	△384,029
	△384,029
	(181,214)
	合 計 1,127,361

第8期決算公告

2025年7月17日

神奈川県横浜市西区

みなとみらい二丁目3番5号

イソムラホールディングス株式会社

代表取締役 磯村欽三

貸借対照表の要旨(2025年4月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 82,642
	固定資産 2,167,177
	資産合計 2,249,819
負純 資産 及の び部	流动负债 1,260
	固定负债 410,815
	株主資本 1,837,744
	資本剰余金 70
	資本準備金 1,876,624
	利益剰余金 214,838
	自己株式 214,820
	(72,278)
	△253,788
	合 計 2,249,819

第67期決算公告

令和7年8月18日

東京都中央区銀座7丁目4番14号光ビル

光不動産株式会社

代表取締役社長 村田龍二

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 478,982
	固定資産 1,406,995
	資産合計 1,885,977
負純 資産 及の び部	流动负债 73,738
	固定负债 704,285
	株主資本 1,107,954
	資本剰余金 50,000
	△1,057,954
	△12,500
	△1,045,454
	(35,721)
	負債・純資産合計 1,885,977

第16期決算公告

令和7年6月25日

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社リジョブ

代表取締役社長 大貫祐輝

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 3,843,436
	固定資産 3,030,008
	資産合計 6,873,444
負純 資産 及の び部	流动负债 1,652,896
	固定负债 42,374
	株主資本 5,178,174
	資本剰余金 100,100
	△5,078,074
	△25,025
	△5,053,049
	(1,408,185)
	合 計 6,873,444

令和6年度決算公告

令和7年3月25日

横浜市中区山下町70番地3

旭日通産株式会社

代表取締役 上野 孝

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部 固定 資産	647,911
合 計	647,911
負純 資産 及の び部 流動 負債	509,819
株主 資本	410
資本 利益	137,681
その他の利益	30,000
利益 剰余金	107,681
(うち当期純利益)	107,681
合 計	647,911

令和6年度決算公告

令和7年3月18日

川崎市川崎区小島町6番3号

エム・シー・ユートラントスポーツ株式会社

代表取締役 甲斐田 透

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部 流動 資産	212,070
資の 産部 固定 資産	280
合 計	212,350
負純 資産 及の び部 流動 負債	172,868
株主 資本	39,482
資本 利益	10,000
その他の利益	29,482
利益 剰余金	2,500
(うち当期純利益)	26,982
合 計	212,350

令和6年度決算公告

令和7年6月12日

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

上野バーチ・ロジスティクス・

ソリューションズ株式会社

代表取締役 鳥居 敬三

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部 流動 資産	171,480
資の 産部 固定 資産	6,939
合 計	178,419
負純 資産 及の び部 流動 負債	102,877
株主 資本	36,000
資本 利益	39,542
その他の利益	10,000
利益 剰余金	29,542
(うち当期純利益)	29,542
合 計	178,419

令和6年度決算公告

令和7年6月27日

横浜市中区山下町70番地3

株式会社エドモンド

代表取締役 柳川 岳

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部 流動 資産	15,313
資の 産部 固定 資産	20,767
合 計	36,080
負純 資産 及の び部 流動 負債	10,809
株主 資本	25,271
資本 利益	10,000
その他の利益	15,271
利益 剰余金	15,271
(うち当期純利益)	(728)
合 計	36,080

令和6年度決算公告

令和7年6月19日

横浜市中区山下町70番地3

エコバンカーシッピング株式会社

代表取締役 山口 一喜

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部 流動 資産	505,137
資の 産部 固定 資産	2,409,961
合 計	2,915,098
負純 資産 及の び部 流動 負債	1,213,230
株主 資本	1,701,868
資本 利益	100,000
その他の資本	1,700,000
資本 利益	900,000
その他の資本	800,000
資本 利益	△98,131
その他の資本	△98,131
利益 剰余金	(9,898)
合 計	2,915,098

令和6年度決算公告

令和7年6月26日

横浜市中区山下町70番地3

アクトシッピング株式会社

代表取締役 佐藤 典彦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部 流動 資産	316,644
資の 産部 固定 資産	13,076
合 計	329,721
負純 資産 及の び部 流動 負債	205
株主 資本	947
資本 利益	328,568
その他の資本	25,000
資本 利益	25,000
その他の資本	25,000
資本 利益	278,568
その他の資本	278,568
利益 剰余金	(27,086)
合 計	329,721

令和6年度決算公告

令和7年6月27日

横浜市中区山下町70番地3

上野ロジケム株式会社

代表取締役 上野 孝

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部 流動 資産	1,288,890
資の 産部 固定 資産	1,003,507
合 計	2,292,398
負純 資産 及の び部 流動 負債	818,262
株主 資本	661,813
資本 利益	812,321
その他の利益	100,000
資本 利益	90,000
その他の利益	90,000
資本 利益	622,321
その他の利益	622,321
利益 剰余金	(280,981)
合 計	2,292,398

令和6年度決算公告

令和7年6月27日

横浜市中区山下町70番地3

上野グリーンソリューションズ株式会社

代表取締役 上野 孝

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部 流動 資産	407,982
資の 産部 固定 資産	1,234,202
合 計	1,642,184
負純 資産 及の び部 流動 負債	584,641
株主 資本	572,957
資本 利益	484,586
その他の資本	50,000
資本 利益	90,000
その他の資本	50,000
資本 利益	40,000
その他の資本	344,586
利益 剰余金	344,586
その他の利益	(25,823)
合 計	1,642,184

令和6年度決算公告

令和7年6月27日

横浜市鶴見区安善町2番地4号

サンライスオイルサービス株式会社

代表取締役 田中 哲

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部 流動 資産	566,506
資の 産部 固定 資産	71,848
合 計	638,354
負純 資産 及の び部 流動 負債	306,030
株主 資本	35,544
資本 利益	296,779
その他の資本	10,000
資本 利益	286,779
その他の資本	2,500
資本 利益	284,279
その他の資本	(73,870)
合 計	638,354

第169期決算公告

令和7年7月25日

横浜市鶴見区生麦2丁目3-29

株式会社横浜工作所

代表取締役 二宮 一也

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部 流動 資産	4,913
資の 産部 固定 資産	1,432
合 計	6,345
負純 資産 及の び部 流動 負債	2,321
株主 資本	161
資本 利益	3,863
その他の利益	50
資本 利益	3,821
その他の利益	12
資本 利益	3,809
その他の利益	(135)
自己 株式	△8
合 計	6,345

第47期決算公告

令和7年8月18日

横浜市鶴見区鶴見中央4丁目36番1号

ナイスコンピュータシステム株式会社

代表取締役 平井 勉

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動 資産	527,204
資の 産部 固定 資産	154,037
合 計	681,241
負純 資産 及の び部 流動 負債	399,265
株主 資本	67,000
資本 利益	114,586
その他の資本	114,586
資本 利益	167,390
その他の資本	60,000
資本 利益	107,390
その他の資本	15,000
資本 利益	92,390
その他の資本	(82,378)
合 計	681,241

令和6年度決算公告

令和7年6月27日

横浜市中区山下町70番地3

東栄海運株式会社

代表取締役 尾山 和夫

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動 資産	47,340
資の 産部 固定 資産	2,697
合 計	50,037
負純 資産 及の び部 流動 負債	20,170
株主 資本	29,867
資本 利益	10,000
その他の資本	19,867
資本 利益	2,500
その他の資本	17,367
資本 利益	(4,848)
合 計	50,037

第5期決算公告 令和7年7月22日
岐阜県安八郡神戸町大字末守字長池
377-1
株式会社KODAMAホールディングス
代表取締役社長 児玉 栄一
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動 資産	11,841
固定 資産	10,213
合 計	22,055
負純 資産 及びの び部	
流動 負債	9,338
固定 負債	4,407
株主 資本	7,921
資本 余金	90
利益 剰余金	7,831
その他 利益 剰余金	7,831
(うち 当期 純利益)	(717)
その他の 包括 利益 累計額	387
合 計	22,055

第2期決算公告 2025年8月18日
福井市日出五丁目3番30号
株式会社福井RIDEコーポレーション
代表取締役 須々木 淳
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	99,295
固定 資産	109,514
合 計	208,810
負純 資産 及びの び部	
流動 負債	80,712
固定 負債	39,174
株主 資本	88,923
資本 余金	10,000
利益 剰余金	210,000
その他 利益 剰余金	210,000
利益 剰余金	△ 131,076
その他 利益 剰余金	△ 131,076
(うち 当期 純損失)	(54,762)
合 計	208,810

第55期決算公告 2025年6月17日
新潟県上越市大潟区土底浜字高芝
1779番地3
信越丸大食品株式会社
代表取締役社長 丹下 浩次
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	149,221
固定 資産	14,217
合 計	163,438
負純 資産 及びの び部	
流動 負債	66,202
固定 負債	82,957
株主 資本	14,279
資本 余金	10,000
利益 備金	4,279
その他 利益 備金	2,500
利益 備金	△ 1,779
その他 利益 備金	(4,185)
合 計	163,438

第18期決算公告 令和7年8月18日
名古屋市中村区亀島二丁目20番2号
株式会社ミカドグローバル
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	378,744
固定 資産	964,369
合 計	99
合 計	1,343,213
負純 資産 及びの び部	
流動 負債	601,779
固定 負債	883,505
株主 資本	△ 142,071
資本 余金	10,000
資本 準備金	△ 311,605
利益 剰余金	200,383
その他 資本 準備金	△ 511,988
利益 剰余金	159,534
その他 利益 剰余金	159,534
(うち 当期 純利益)	(2,805,178)
合 計	1,343,213

第28期決算公告 令和7年8月18日
名古屋市中村区亀島二丁目20番2号
株式会社キャリアネット
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	187,779
固定 資産	2,950,538
合 計	63
合 計	3,138,381
負純 資産 及びの び部	
流動 負債	535,341
固定 負債	1,260,042
株主 資本	1,342,997
資本 余金	10,000
利益 剰余金	△ 64,460
その他 資本 余金	△ 64,460
利益 剰余金	1,397,458
その他 利益 剰余金	1,397,458
(うち 当期 純利益)	(2,482)
合 計	3,138,381

第52期決算公告 令和7年8月18日
名古屋市中村区亀島二丁目20番2号
ミカド観光株式会社
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	786,541
固定 資産	4,657,829
合 計	5,444,371
負純 資産 及びの び部	
流動 負債	563,477
固定 負債	245,273
株主 資本	4,635,621
資本 余金	100,000
利益 備金	823
資本 準備金	823
利益 備金	4,534,797
その他 利益 備金	4,534,797
(うち 当期 純利益)	(326,618)
合 計	5,444,371

令和6年度決算公告 令和7年6月27日
三重県鳥羽市安楽島町1100番地
鳥羽ドック株式会社
代表取締役 尾山 和夫
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	87,928
固定 資産	100,049
合 計	187,977
負純 資産 及びの び部	
流動 負債	42,040
固定 負債	27,817
株主 資本	118,119
資本 余金	10,000
資本 準備金	26,000
利益 剰余金	26,000
その他 利益 剰余金	82,119
(うち 当期 純利益)	(32,922)
合 計	187,977

令和6年度決算公告 令和7年6月27日
三重県四日市市霞二丁目1番地の1
伊勢湾マリン・サービス株式会社
代表取締役 尾山 和夫
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	205,698
固定 資産	41,783
合 計	247,482
負純 資産 及びの び部	
流動 負債	94,539
固定 負債	63,155
株主 資本	89,787
資本 余金	10,000
利益 備金	79,787
利益 準備金	2,500
その他 利益 備金	77,287
(うち 当期 純利益)	(2,499)
合 計	247,482

第65期決算公告 令和7年8月15日
名古屋市中区丸の内三丁目22番1号
中央コンサルタンツ株式会社
代表取締役社長 藤本 博史
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動 資産	4,603
固定 資産	1,496
合 計	6,099
負純 資産 及びの び部	
流動 負債	2,561
固定 負債	258
株主 資本	3,279
資本 余金	360
利益 準備金	2,919
その他 利益 備金	90
(うち 当期 純利益)	2,829
合 計	6,099

第45期決算公告 令和7年8月18日
三重県伊勢市西豊浜町141番地1
伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社
代表取締役 鈴木 健一
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	39,198
固定 資産	1,178,568
合 計	1,217,766
負純 資産 及びの び部	
流動 負債	183,338
固定 負債	127,800
株主 資本	906,628
資本 余金	100,000
利益 剰余金	700,000
その他 利益 剰余金	106,628
(うち 当期 純利益)	106,628
合 計	1,217,766

第53期決算公告 2025年6月19日
三重県松阪市上川町小楠1905番地1
中部丸大食品株式会社
代表取締役社長 小瀬川竜哉
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	53,656
固定 資産	2,538
合 計	56,194
負純 資産 及びの び部	
流動 負債	24,614
固定 負債	43,591
株主 資本	△ 12,011
資本 余金	10,000
利益 備金	△ 22,011
利益 準備金	2,500
その他 利益 備金	△ 24,511
(うち 当期 純利益)	(293)
合 計	56,194

第33期決算公告 令和7年8月18日
三重県四日市市未広町8番10号
中部シティフレイト株式会社
代表取締役 木下 守
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	238,783
固定 資産	135,995
合 計	374,778
負純 資産 及びの び部	
流動 負債	102,107
固定 負債	44,774
合 計	146,881
株主 資本	227,897
資本 余金	50,000
利益 傷余金	177,897
その他 利益 傷余金	177,897
(うち 当期 純利益)	(16,337)
合 計	227,897
純 資産 合計	374,778
負債・純資産合計	374,778

第59期決算公告

令和7年7月25日
大阪市北区南森町2丁目4番5号
キンキ道路株式会社
代表取締役 甲藤 聖二

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	2,859
固定資産	2,043
合 計	4,902
負純 資産 及の び部	
流動負債	369
固定負債	664
株主資本	3,869
資本剰余金	85
利益剰余金	15
利益剰余金	3,769
利益剰余金	17
その他利益剰余金	3,751
(うち当期純利益)	(127)
合 計	4,902

第18期決算公告

2025年6月19日
大阪府高槻市緑町21番3号
株式会社ミートサプライ
代表取締役社長 野際 晃彦

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	2,299,162
固定資産	2,559,256
合 計	4,858,418
負純 資産 及の び部	
流動負債	2,737,941
固定負債	1,617,661
株主資本	502,816
資本剰余金	30,000
利益剰余金	472,816
利益剰余金	7,500
その他利益剰余金	465,316
(うち当期純損失)	(106,964)
合 計	4,858,418

第6年度決算公告

令和7年6月12日
大阪市中央区北浜1丁目1番14号
大光船舶株式会社
代表取締役 小松 泰三

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	290,386
固定資産	112,932
合 計	403,319
負純 資産 及の び部	
流動負債	84,774
固定負債	59,722
株主資本	258,822
資本剰余金	20,000
資本準備金	126,606
利益剰余金	126,606
利益準備金	112,215
利益剰余金	600
その他利益剰余金	111,615
(うち当期純利益)	(923)
合 計	403,319

第6年度決算公告

令和7年6月11日
大阪市中央区北浜1丁目1番14号
UYEST MARINE株式会社
代表取締役 小松 泰三

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	32,892
固定資産	2,210
合 計	35,102
負純 資産 及の び部	
流動負債	28,701
固定負債	6,401
株主資本	6,100
資本剰余金	301
資本準備金	126
利益剰余金	175
その他利益剰余金	(166)
合 計	35,102

令和6年度決算公告

令和7年6月27日
神戸市長田区苅藻通六丁目7番10号
互恵海運株式会社
代表取締役 尾山 和夫

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	42,276
固定資産	911
合 計	43,187
負純 資産 及の び部	
流動負債	10,027
株主資本	33,159
資本剰余金	10,000
利益剰余金	23,159
利益準備金	2,500
その他利益剰余金	20,659
(うち当期純利益)	(4,639)
合 計	43,187

第42期決算公告

2025年6月16日

丸大フード株式会社

代表取締役社長 藤本 要

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	3,123,766
固定資産	877,403
合 計	4,001,169
負純 資産 及の び部	
流動負債	2,570,503
固定負債	668,245
株主資本	762,421
資本剰余金	80,000
利益剰余金	682,421
利益準備金	20,000
その他利益剰余金	662,421
(うち当期純利益)	(388,682)
合 計	4,001,169

第35期決算公告

2025年6月16日

ホルンマイヤー株式会社

代表取締役社長 坂本 時雄

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	58,513
固定資産	2,658
合 計	61,171
負純 資産 及の び部	
流動負債	800,996
固定負債	45,576
株主資本	785,401
資本剰余金	△ 340,000
利益剰余金	△ 1,125,401
利益準備金	△ 1,125,401
その他利益剰余金	(2,594)
合 計	61,171

第53期決算公告

2025年6月17日
広島県三次市栗屋町3185番地の2
中四国丸大食品株式会社
代表取締役社長 丹下 浩次

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	72,832
固定資産	7,236
合 計	80,068
負純 資産 及の び部	
流動負債	31,504
株主資本	48,564
資本剰余金	10,000
利益剰余金	38,564
利益準備金	2,500
その他利益剰余金	36,064
(うち当期純利益)	(3,686)
合 計	80,068

第59期決算公告

令和7年6月20日

甲神電機株式会社

代表取締役 五味 賢三

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	8,523
固定資産	3,988
合 計	12,511
負純 資産 及の び部	
流動負債	4,215
固定負債	426
株主資本	7,870
資本剰余金	100
利益剰余金	753
利益準備金	753
その他資本剰余金	7,017
利益剰余金	25
利益準備金	6,992
その他利益剰余金	(278)
合 計	12,511

第72期決算公告

2025年6月17日

株式会社梅屋

代表取締役社長 西林 要

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	1,210,621
固定資産	380,329
合 計	1,590,950
負純 資産 及の び部	
流動負債	275,666
固定負債	134,923
株主資本	1,180,361
資本剰余金	37,000
利益剰余金	1,202,220
利益準備金	9,250
その他利益剰余金	1,192,970
(うち当期純利益)	(53,028)
自己株式	△ 58,860
合 計	1,590,950

第45期決算公告 令和7年6月23日
福岡県直方市中泉今林885番地26
株式会社はせがわ美術工芸
代表取締役社長 堀尾 淳美
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	424,487
固定資産	51,032
合 計	475,520
負純 資産 及の び部	
流動負債	313,108
固定負債	131,933
株主資本	30,478
資本剰余金	30,000
資本準備金	16,000
利益剰余金	16,000
利益準備金	△ 15,521
その他利益剰余金(うち当期純損失)	7,500
△ 23,021	
(8,735)	
合 計	475,520

第50期決算公告 2025年6月20日
香川県観音寺市出作町959番地の1
八幡食品株式会社
代表取締役社長 大西 靖彦
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	609,197
固定資産	222,370
合 計	831,567
負純 資産 及の び部	
流動負債	743,926
固定負債	14,414
株主資本	73,227
資本剰余金	50,000
資本準備金	23,227
利益剰余金	900
利益準備金	△ 22,327
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(21,256)
合 計	831,567

令和6年度決算公告 令和7年6月16日
山口県山陽小野田市西沖5番地
小野田マリン株式会社
代表取締役 山木 志仁
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	135,332
固定資産	25,956
合 計	161,288
負純 資産 及の び部	
流動負債	74,335
固定負債	39,402
株主資本	47,550
資本剰余金	10,000
資本準備金	37,550
利益剰余金	2,500
利益準備金	△ 35,050
その他利益剰余金(うち当期純損失)	(992)
合 計	161,288

第52期決算公告 令和7年8月18日
鹿児島市鴨池新町15番地
鹿児島くみあい食品株式会社
代表取締役社長 柚木 弘文
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,932,233
固定資産	3,311,721
緑延資産	1,120
合 計	3,245,074
負純 資産 及の び部	
流動負債	1,572,705
固定負債	1,129,600
株主資本	542,769
資本剰余金	90,000
資本準備金	200,000
利益剰余金	252,769
利益準備金	15,500
その他利益剰余金(うち当期純損失)	237,269
合 計	(255,743)

第70期決算公告 令和7年7月29日
熊本市西区田崎一丁目4番28号
不二電気工業株式会社
代表取締役 岩崎 勤
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	2,077,902
固定資産	736,198
合 計	2,814,100
負純 資産 及の び部	
流動負債	587,057
固定負債	50,000
株主資本	2,177,043
資本剰余金	60,000
資本準備金	12,200
利益剰余金	12,200
利益準備金	2,104,843
その他利益剰余金(うち当期純利益)	8,750
合 計	2,814,100

第56期決算公告 2025年6月17日
佐賀県唐津市中瀬通10番地8
九州丸大食品株式会社
代表取締役社長 丹下 浩次
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	176,006
固定資産	10,258
合 計	186,264
負純 資産 及の び部	
流動負債	102,510
固定負債	40,559
株主資本	43,195
資本剰余金	10,000
資本準備金	33,195
利益剰余金	2,500
利益準備金	30,695
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(6,840)
合 計	186,264

第73期決算公告 令和7年6月27日 東京都東村山市恩多町五丁目35番5号
興和化成株式会社
代表取締役社長 大沢 聰
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	6,444
固定資産	1,504
合 計	7,948
負の 産部	
流動負債	1,666
固定負債	426
株主資本	5,654
資本剰余金	50
資本準備金	5,604
利益剰余金	12
利益準備金	5,592
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(728)
評価・換算差額等	202
その他有価証券評価差額金	202
合 計	7,948

令和6年度決算公告 令和7年6月25日 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
平和汽船株式会社
代表取締役 上野 善
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	1,262,203
固定資産	266,960
合 計	1,529,164
負の 産部	
流動負債	302,520
固定負債	171,368
株主資本	1,055,274
資本剰余金	100,000
資本準備金	87,461
その他資本剰余金	72,636
利益剰余金	14,825
利益準備金	867,813
その他利益剰余金(うち当期純利益)	28,706
合 計	1,529,164
負債・純資産合計	1,529,164

第25期決算公告 2025年6月23日 東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIキャピタル株式会社
代表取締役 丸山 純治
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	1,688,789,082
固定資産	1,287,247,107
合 計	2,976,036,189
負の 産部	
流動負債	61,394,656
固定負債	2,895,442,206
株主資本	10,000,000
資本剰余金	297,712,635
資本準備金	112,906,497
その他資本剰余金	184,806,138
利益剰余金	2,587,729,571
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(10,630,353)
評価・換算差額等	19,199,327
その他有価証券評価差額金	19,199,327
合 計	2,976,036,189

第54期決算公告 2025年6月19日 東京都港区六本木一丁目6番1号
SBI-HIKARI P. E. 株式会社
代表取締役 登 輝久
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	328,603
固定資産	0
合 計	328,603
負の 産部	
流動負債	358
固定負債	0
株主資本	328,246
資本剰余金	10,000
資本準備金	310,614
その他資本剰余金	10,000
利益剰余金	300,614
利益準備金	7,632
その他利益剰余金(うち当期純損失)	(3,390)
評価・換算差額等	0
その他有価証券評価差額金	0
合 計	328,603
負債・純資産合計	328,603

決算公告

令和7年8月18日

オランダ王国 1181 L E、アムステルフェーン、ファン・
フーフェン・グートハルトラン11a、パルクトレン6階
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ
日本における代表者 ベンジャミン・ランバーグ

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	7,331,975	流动負債	7,282,043
固定資産	1,630	固定負債	2,216
引当金		当期純利益	3,630
資本		資本	14,683
利益		利益	1,286
(うち当期純利益)		(うち当期純利益)	29,317
評価差額金		評価差額金	(405)
資産合計	7,333,605	負債・純資産合計	7,333,605

第10期決算公告

2025年6月23日 東京都港区六本木一丁目6番1号

SBI Ventures Two株式会社

代表取締役 中野 幸二

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債・純資産の部	
流动資産	49,186,638	流动負債	7,643,850
固定資産	34,406,984	株主資本	68,082,069
		資本準備金	10,000
		資本剰余金	82,992,000
		資本準備金	41,501,000
		その他資本剰余金	41,491,000
		利益剰余金	△14,919,930
		その他利益剰余金	△14,919,930
		(うち当期純損失)	(1,817,502)
		評価・換算差額等	7,867,701
		その他有価証券評価差額金	7,867,701
資産合計	83,593,622	負債・純資産合計	83,593,622

第128期決算公告

2025年7月17日

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
磯村産業株式会社

代表取締役 磯村 欽三

貸借対照表の要旨 (2025年4月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	360,214	流动負債	40,743
固定資産	2,273,970	固定負債	5,959
繰延資産		株主資本	2,587,482
		資本準備金	100,000
		資本剰余金	276
		利益剰余金	2,522,786
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	2,497,786
		(うち当期純利益)	(86,051)
		自己株式	△35,580
資産合計	2,634,184	負債・純資産合計	2,634,184

第21期決算公告

令和7年8月18日

東京都千代田区三番町1番13号ワールド・ワイド・

センタービル2階

株式会社Amazing Sports Lab Japan

代表取締役 濱田 満

貸借対照表の要旨 (令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	429,633	流动負債	248,088
固定資産	763,745	固定負債	664,154
繰延資産	283	負債合計	912,242
		株主資本	281,419
		資本準備金	90,000
		資本剰余金	80,000
		資本準備金	80,000
		利益剰余金	111,419
		その他利益剰余金	111,419
		(うち当期純利益)	(46,878)
		純資産合計	281,419
資産合計	1,193,661	負債・純資産合計	1,193,661

第26期決算公告

令和7年8月18日

宮城県東松島市川下字内響132番17

株式会社タッグ

代表取締役 青山 美和

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	328,513
固定資産	222,035
繰延資産	3,554
資産合計	554,103
流动負債	127,261
賞与引当金	2,360
その他の固定負債	124,901
役員退職慰労引当金	137,101
その他の固定負債	9,075
株主資本	128,026
資本準備金	289,740
資本剰余金	30,000
利益準備金	259,740
利益剰余金	300
その他利益剰余金	259,440
(うち当期純利益)	(70,742)
負債・純資産合計	554,103

令和6年度決算公告

令和7年6月16日

山口県山陽小野田市西沖5番地

西部マリン・サービス株式会社

代表取締役 上野 善

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	303,832
固定資産	254,136
負債合計	310,103
株主資本	246,555
資本準備金	20,000
資本剰余金	226,555
利益準備金	5,000
その他利益剰余金	221,555
(うち当期純損失)	(5,505)
評価・換算差額等	1,310
その他有価証券評価差額金	1,310
純資産合計	247,866
負債・純資産合計	557,969

第4期決算公告

令和7年7月28日 愛知県尾張旭市旭前町新田洞5050番地

旭サナック株式会社

代表取締役社長 服部 修一

貸借対照表の要旨 (令和7年5月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	7,920,498
固定資産	7,578,044
資産合計	15,498,542
流动負債	3,484,172
1年内返済長期借入金	480,000
固定負債	5,111,765
長期借入金	4,320,000
株主資本	6,895,895
資本準備金	255,000
資本剰余金	3,545,000
利益剰余金	3,095,895
繰越利益剰余金	3,095,895
(うち当期純利益)	(1,113,381)
評価・換算差額等	6,709
負債・純資産合計	15,498,542

第43期決算公告

令和7年8月18日

茨城県つくば市東新井36番地11

株式会社ジョイパック

代表取締役 金 剛石

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	14,413
固定資産	12,565
繰延資産	32
合計	27,011
流动負債	3,691
固定負債	3,318
株主資本	20,001
資本準備金	80
資本剰余金	10
その他資本剰余金	10
利益剰余金	19,911
利益準備金	20
その他利益剰余金	19,891
(うち当期純利益)	(323)
合計	27,011

第42期決算公告

令和7年8月18日
鹿児島県いちき串木野市大里1001番地
鹿児島協同食品株式会社
代表取締役社長 柚木 弘文
貸借対照表の要旨

(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
流動資産	398,040
固定資産	1,007,299
合 計	1,405,339
負純資産	639,022
固定負債	381,309
主資本	385,008
資本剰余金	55,000
利益剰余金	330,008
利益準備金	12,500
その他利益剰余金(うち当期純利益)	317,508 (55,093)
合 計	1,405,339

第6期決算公告

令和7年7月31日 東京都中央区日本橋一丁目4番1号
川西2特定目的会社
取締役 田渕 安春

貸借対照表の要旨

(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
科 目	金 額
特 定 資 産	24,758,559
固 定 資 産	24,758,559
有 形 固 定 資 産	24,758,559
そ の 他 の 資 産	4,723,344
流動資産	4,608,906
固 定 資 産	94,365
無 形 固 定 資 産	2,864
投資その他の資産	91,500
繰延資産	20,073
合 計	29,481,904
科 目	金 額
流動負債	2,895,176
固定負債	18,245,000
負 債 合 計	21,140,176
社員資本金	8,341,727
特 定 資 本 金	5,000
優 先 資 本 金	8,812,900
剩 余 金	△476,172
当期未処理損失	476,172
純 資 産 合 計	8,341,727
合 計	29,481,904

損益計算書の要旨

(自 令和7年1月1日)
(至 令和7年4月30日)

科 目	金 額
営業収益	1,497
営業費用	224,344
営業外収益	222,846
営業外費用	1,693
営業外損失	1,186
経常引前当期純損失	222,339
法人税、住民税及び事業税	222,339
当期純損失	403
前期繰越損失	222,742
当期未処理損失	253,429
合 計	476,172

第54期決算公告 令和7年8月18日
鹿児島市西別府町3200番地9
株式会社エーコープ鹿児島
代表取締役 宮後 信一

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金 額(千円)
流動資産	6,606,738
固定資産	1,634,597
合 計	8,241,335
流動負債	5,571,042
固定負債	605,767
主資本	2,064,526
資本剰余金	50,000
資本準備金	590,000
資本剰余金	590,000
利益剰余金	1,424,526
利益準備金	1,800
その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,422,726 (114,928)
合 計	8,241,335

令和6年度決算公告

令和7年6月27日 横浜市中区山下町70番地3
上野グループホールディングス株式会社
代表取締役 上野 孝

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
流動資産	13,044
固定資産	20,799
有形固定資産	8,713
無形固定資産	153
投資その他の資産	11,933
合 計	33,844
流動負債	11,476
固定負債	8,392
株主資本	11,991
資本剰余金	100
資本準備金	50
利益剰余金	12,483
利益準備金	25
その他利益剰余金	12,458
自己株式	△641
評価・換算差額等	1,984
その他有価証券評価差額金	1,984
負債・純資産合計	33,844

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

科 目	金 額
売上高	4,682
売上原価	1,235
売上総利益	3,446
販売費及び一般管理費	2,242
営業外収益	1,203
営業外費用	114
営業外利益	69
経常特別損失	1,248
税引前当期純利益	303
法人税、住民税及び事業税	22
当期純利益	1,529
法人事業税等調整額	1
当期純利益	△119
合 計	1,648

第52期決算公告 令和7年8月18日
鹿児島市鴨池新町15番地
株式会社JA食肉かごしま
代表取締役社長 北村 裕司

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金 額(千円)
流動資産	6,060,412
固定資産	2,130,006
合 計	8,190,418
流動負債	4,988,261
固定負債	473,119
株主資本	2,729,038
資本剰余金	452,000
資本準備金	150,000
資本剰余金	150,000
利益剰余金	2,127,038
利益準備金	42,500
その他利益剰余金(うち当期純利益)	2,084,538 (116,998)
合 計	8,190,418

令和6年会計年度決算公告

令和7年8月18日 大阪府大阪市平野区背戸口1丁目18番13号
社会医療法人緑風会
理事長 杉本 瑞生

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
科 目	金 額
流動資産	1,856,044
固定資産	459,788
合 計	2,315,832
流動負債	95,473
固定負債	117,689
負債合計	213,162
設立時積立金	1,083,461
繰延純利益	1,019,209
純資産合計	2,102,670
負債・純資産合計	2,315,832

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

科 目	金 額
事業収益	1,656,088
事業費用	1,665,739
営業外収益	9,651
営業外費用	21,682
営業外利益	874
経常特別損失	11,157
税引前当期純利益	—
法人税、人税等調整額	—
当期純利益	11,157
法人事業税等調整額	70
当期純利益	11,087

第51期決算公告
令和7年8月18日
鹿児島市谷山港二丁目3番2
株式会社JA物流かごしま
代表取締役社長 貝崎 勉
貸借対照表の要旨

(令和7年4月30日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
流動資産	3,491,736
固定資産	877,416
合 計	4,369,152
流動負債	2,176,224
固定負債	132,012
株主資本	2,060,916
資本剰余金	90,000
利益剰余金	1,970,916
利益準備金	22,500
その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,948,416 (2,389)
合 計	4,369,152

第28期決算公告

2025年8月18日 福岡市中央区天神1丁目4番2号
双日九州株式会社
代表取締役社長 泉谷 幸児

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
流動資産	6,132
固定資産	1,459
有形固定資産	102
無形固定資産	53
投資その他の資産	1,302
合 計	7,591
流動負債	4,518
固定負債	165
株主資本	2,887
資本剰余金	500
その他資本剰余金	1,600
利益剰余金	787
利益準備金	125
その他利益剰余金	662
評価・換算差額等	19
その他有価証券評価差額金	28
繰延ヘッジ損益	△9
負債・純資産合計	7,591

告

損益計算書の要旨

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

科 目	金 額
収益	10,270
原価	8,857
上場費用	1,412
販売費及び一般管理費	1,199
営業外収益	213
営業外費用	35
営業外利益	12
経常特別損失	235
税引前当期純利益	235
法人税、住民税及び事業税	70
当期純利益	2
法人税等調整額	163
当期純利益	163

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第30期決算公告

2025年6月23日
埼玉県八潮市大字西袋3番地3
埼玉サービス株式会社
代表取締役 内藤 武治

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	652
固定資産	103
合 計	755
負純 資産 及の び部	
流動負債	233
固定負債	522
資本	10
資本剰余金	10
資本準備金	10
利益剰余金	502
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(78)
合 計	755

第34期決算公告

令和7年8月18日
東京都荒川区町屋七丁目12番11号
岸澤運輸株式会社
代表取締役 岸澤 武春

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	38,308
固定資産	232,224
合 計	270,532
負純 資産 及の び部	
流動負債	79,219
固定負債	197,454
資本	△6,141
資本剰余金	40,000
資本準備金	△46,141
利益剰余金	△46,141
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(4,909)
合 計	270,532
負債・純資産合計	

第40期決算公告 令和7年8月18日

東京都新宿区市谷仲之町3番17号
アークレジデンス谷仲之町101
株式会社ゲートウェイアーチ
代表取締役 小林 英輔

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	353,219
固定資産	31,073
合 計	384,292
負純 資産 及の び部	
流動負債	18,712
固定負債	8,115
株主資本	357,464
資本剰余金	10,000
資本準備金	347,464
利益剰余金	1,500
利益準備金	345,964
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(11,274)
合 計	384,292
負債・純資産合計	

第20期決算公告 令和7年8月18日

長野県下伊那郡豊丘村大字神福9088番地2
株式会社エムケーセラ
代表取締役 松田 学

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	232,199
固定資産	206,755
合 総延	1,041
合 計	439,996
負純 資産 及の び部	
流動負債	72,166
固定負債	91,218
株主資本	276,612
資本剰余金	10,000
資本準備金	266,612
利益剰余金	200
利益準備金	266,412
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(12,457)
合 計	439,996
負債・純資産合計	

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に参画することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司

お問い合わせ下さい。

左記のとおりです。

左記のとおりです。

左記のとおりです。

左記のとおりです。

左記のとおりです。

第77期決算公告

2025年6月24日
東京都中央区新川一丁目29番8号
東菱企業株式会社
代表取締役 折原素一郎

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	552
固定資産	194
合 計	746
負純 資産 及の び部	
流動負債	213
固定負債	335
株主資本	197
資本剰余金	12
資本準備金	185
利益剰余金	3
利益準備金	182
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(41)
合 計	746
負債・純資産合計	

第9期決算公告 令和7年8月18日

京都市伏見区横大路下三栖東の口町1の3
株式会社むすびの
代表取締役 津村 元英

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	5,880
固定資産	5,282
合 計	11,162
負純 資産 及の び部	
流動負債	12,462
固定負債	140,072
株主資本	141,372
資本剰余金	17,495
資本準備金	12,505
利益剰余金	12,505
利益準備金	171,372
その他利益剰余金(うち当期純損失)	(4,085)
合 計	11,162
負債・純資産合計	

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司

お問い合わせ下さい。

左記のとおりです。

第46期決算公告 令和7年8月18日
広島県東広島市福富町
上竹仁字貞末207番地
株式会社中村基礎
代表取締役 鈴木 寿則
貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	955,200
	固定資産	848,928
	合計	1,804,129
負純 資產 及の び部	流动負債	631,685
	固定負債	747,460
	資本	424,983
自 己 株 式	資本	20,000
	剰余金	412,833
	準備金	920
自 己 株 式	その他利益	411,913
	利益剰余金	(1,530)
	(うち当期純利益)	△ 7,850
合計		1,804,129

吸収分割公告
の貸貸貸及び管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
令和七年八月十八日
広島県安芸郡府中町本町一丁目一二番二号
（甲）NJKサービス株式会社
代表取締役 鈴木寿則
広島県東広島市福富町上竹仁字貞末三
○七番地
（乙）株式会社中村基礎
代表取締役 鈴木寿則

第16期決算公告
令和7年8月18日
徳島県徳島市西新浜町一丁目5番38
株式会社永翔
代表取締役 新居 健一
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月十八日
徳島県徳島市西新浜町一丁目五番三八

(甲) 株式会社 井上翔
代表取締役 新居 健
徳島県徳島市丈六町丈領一六四番地五

(乙) 口イイヤル商事有限会社
代表取締役 新居 健

第 11 期

決算公告		
損益計算書の要旨		
(自 令和6年4月1日) (至 令和7年3月31日)		
(単位：百万円)		
科	目	金額
売上高		0
売上原価		0
売上総損失		0
販売費及び一般管理費		49
営業損失		49
営業外損失		4
常勤社員損失		44
特別損失		1
税引前当期純損失		44
法人税、住民税及び事業税		1
法人税等調整額		△ 0
当期純損失		44
合計	505	

第9期決算公告 令和7年8月18日
山形県東根市大字蟹沢字下縄目1863番地12
株式会社 RAY
代表取締役 奥山 剛史
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目		金額(百万円)
資の 産部	流動資産	146
	固定資産	777
	合 計	924
負純 資產 及の び部	流動負債	28
	固定負債	791
	株主資本	103
	資本剰余金	6
	その他資本剰余金	50
	その他の利益剰余金	50
利 益 剰 余 金		47
その他の利益剰余金(うち当期純利益)		47
合 計		924

準備金の額の減少公告
当社は、令和七年八月二十七日を効力発生日とする奥山建設株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額に加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十八日
山形県東根市大字蟹沢字下繩目一八六
三番地一二

代表取締役 株式会社 RAY
奥山 剛史

第3期決算公告
2025年8月18日

東京都港区芝大門2丁目11番16号			
一般社団法人大規模飲食店環境整備協会			
代表理事 鈴木 亘			
貸借対照表の要旨			
(2025年4月30日現在)		(単位：千円)	
科	目	金額	
資の 産部	流動資産 繰延資産 合計	8,449 314 8,764	
負純 資産 債及 の び部	流動負債 利益 その他利益 (うち当期純利益) 合計	7,700 1,064 1,064 (1,064) 8,764	

第7期決算公告 2025年6月26日
東京都港区虎ノ門三丁目22番1号
ヴェンキ・ジャパン株式会社
代表取締役 柴垣 律雄
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	628,966
	固定資産	139,133
	資産合計	768,099
負純 資產 及の び部	流动負債	621,906
	賞与引当	14,598
	固定負債	1,707,795
	株主資本	△1,561,602
	資本剰余金	100,000
	資本その他	400,000
	資本剰余金	400,000
	利益剰余金	△2,061,602
	繰越利益剰余金 (うち当期損失)	△2,061,602 (103,725)
負債・純資産合計		768,099

第12期決算公告
令和7年8月18日
東京都渋谷区広尾五丁目8番14号

株式会社通報サポートセンター			
代表取締役 前田 志保			
貸借対照表の要旨			
(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)			
科 目		金額	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	119 2 121	
負純 資産 及の び部	流動負債 株主資本 資本益 その他利益 (うち当期純利益)	83 37 2 35 35 (4)	
	合計	121	

第12期 決算公告
令和7年8月18日 東京都渋谷区広尾五丁目8番14号
株式会社通報サポートセンター・アメリカ

貸借対照表の要旨		代表取締役 久米いづみ
(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)		
科	目	金額
資の 産部	流動資産	7
	合計	7
負純 資産 及の び部	流動負債	3
	株主資本	4
	資本利益	1
	益余金	3
	その他利益	3
	(うち当期純利益)	(0)
	合計	7

第40期決算公告 令和7年6月24日
新潟県佐渡市河原田諏訪町80番地
新潟交通佐渡株式会社
代表取締役社長 村山 優樹
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	372,727
流動資産	99,751
固定資産	
資産合計	472,478
負純 資産 及の び部	
流動負債	116,181
固定負債	523,985
株主資本	△ 167,688
資本剰余	77,500
資本準備金	2,500
資本剰余金	2,500
利益剰余金	△ 247,688
その他の利益剰余金	△ 247,688
(うち当期純利益)	(48,815)
負債・純資産合計	472,478

**第78期決算公告 令和7年8月18日
愛知県犬山市字林吾塚50番地
株式会社マンツネパッケージ
代表取締役 關野江佐夫
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)**

科 目		金額(千円)
資の部	資産	735,316
	資産	743,533
	合計	1,478,849
負純資産及び部	負債	1,227,682
	負債	760,864
	資本	△509,697
	資本	74,145
	余剰金	6,425
	剰余金	△590,268
	準備金	17,640
	その他利益	△607,908
	(うち当期純損失)	(37,244)
	合計	1,478,849

第74期決算公告
令和7年8月18日
茨城県神栖市波崎6437番地
光和デリカ株式会社
代表取締役 吉田 幸児
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

貢信内外式の要旨(令和6年3月30日現在)			
科 目	金額(千円)		
資の 産部	流動資産	614,247	
	固定資産	821,595	
合計			1,435,842
負純 債資 産及 び部	流动負債	1,620,248	
	固定負債	4,600	
株主資本	定資本	△189,005	
	股本	10,000	
資本剰余金	資本剰余金	70,000	
	その他資本剰余金	70,000	
その他の利益	その他の利益	△269,005	
	(うち当期純損失)	△269,005	
合計			1,435,842

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三千五百万円、資本
準備金の額を三千五百万円減少し、それぞれ
一千万円、一円に減らすことにいたしました。
ただし、同時に株式の発行により増額致し
ますので、効力発生日後の資本金の額は同日
前を下回ることはございません。
効力発生日は、令和七年九月三十日であり、
株主総会の決議は令和七年七月三十一日に終
了しております。この決定に対し異議のある
債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内
にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。
令和七年八月十八日
赤穂興業株式会社
代表取締役社長
中西行八

第21期決算公告
令和7年8月18日
愛知県田原市中山町北松渕16番地
株式会社オフィスモリシタ
代表取締役 森下 寛
貸借対照表の要旨
(会和6年9月30日現在)(単位:百万円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	12,103
	固定資産	1,103
負純 資産 及の び部	合計	1,116
	負債	20
資本	流動負債	803
	固定負債	292
益金	定資本	10
	株主資本	282
余剰金	利息	282
	その他の利益	(29)
純利益	当期純利益	
	うち当期純利益	
合計		1,116
	計	

第6期決算公告
令和7年8月18日
東京都中央区銀座七丁目3番5号
ロジH R株式会社
代表取締役 菅野 成和
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	60,189
	固定資産	238
合 計		60,428
負純 資產 及の び部	流动負債	15,026
	株主資本	45,401
合 計		60,428
負純 資產 及の び部	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
合 計		40,000
負純 資產 及の び部	利益剰余金	5,401
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	5,401 (14,436)
合 計		60,428

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を二千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第74期決算公告 2025年8月18日
京都市中京区三条通寺町東入石橋町11番地
株式会社十字屋
代表取締役 西村 昌史
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

資本増加額		金額(百万円)
科 目		
資の 産部	流動資産	1,442
	固定資産	2,380
	合計	3,822
負純 資 産 及 び部	流动負債	1,467
	(内償還引当金)	(46)
	固定負債	2,333
	(内退職給付引当金)	(121)
	株主資本	22
	資本剰余金	30
	△ 利益準備金	7
	△ 利益準備金	7
	△ その他利益剰余金	15
	(内当期純損失)	(27)
	合計	3,822

第3期決算公告 令和7年8月18日
埼玉県三郷市東町287番地
深沢工業株式会社
代表取締役 藤木 大吾

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 429,614
	固定資産 89,823
	資産合計 519,437
負純 資産 及の び部	流动負債 42,341
	固定負債 15,000
	負債合計 57,341
資 産 部	株主資本 462,096
	資本剰余金 28,000
	利益剰余金 434,096
	その他利益剰余金 434,096
	(うち当期純利益) (26,494)
純資産合計 462,096	
負債・純資産合計 519,437	

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。左記のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月十八日
埼玉県三郷市東町二八七番地

(甲) 深沢工業株式会社
代表取締役 藤木 大吾
辰沼二丁目 八番一八一
(乙) 有限公司 F K I
代表取締役 小林 由佳
一三〇七号 東京都足立区

第74期決算公告

令和7年8月18日
東京都台東区日本堤二丁目33番5号
株式会社タルカス
代表取締役 町田佳代子
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	36,786
固定資産	53,146
合 計	89,933
負純資産及び部	
流動負債	80,237
株主資本	9,695
資本剰余金	46,000
利益剰余金	△36,304
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△36,304
合 計	(4,574)
	89,933

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三千六百万円減少し一千円とするにいたしました。
この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月18日

東京都台東区日本堤二丁目三番5号
株式会社タルカス

代表取締役 町田佳代子

第77期決算公告

令和7年7月24日
大阪市北区堂島浜二丁目2番28号
角一株式会社
代表取締役社長 阿部 元彦
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	3,287
固定資産	3,129
合 計	6,416
負純資産及び部	
流動負債	71
株主資本	321
資本剰余金	6,024
利益剰余金	100
その他利益剰余金(うち当期純利益)	5,924
合 計	25
	5,899
	(259)
	6,416

第7期決算公告 令和7年8月18日
神奈川県厚木市下依知一丁目7番24号
V U I L D 株式会社

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	268,869
固定資産	210,641
合 計	22,803
負純資産及び部	
流動負債	141,060
株主資本	347,743
資本剰余金	11,814
資本準備金	100,000
利益剰余金	508,635
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△596,820
新株予約権	△596,820
合 計	(140,373)
	1,696

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億千七百五十九万五千五百円減少することにいたしました。

令和7年8月18日

神奈川県厚木市下依知一丁目七番24号
V U I L D 株式会社

代表取締役 秋吉 浩気

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
なお、減少する一億千七百五十九万五千五百円は資本準備金とします。

令和7年8月18日

神奈川県厚木市下依知一丁目七番24号
V U I L D 株式会社

代表取締役 秋吉 浩気

この決定に対し異議のある債権者は、本公司

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月18日

神奈川県綾瀬市早川城山五丁目2番18号
サスダホールディングス株式会社

代表取締役 佐須田大作

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を四億二千八百六十万七千九百三十九円減少し零円とするにいたしました。株主総会の決議は令和七年七月二十九日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公司

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月18日
静岡県浜松市中央区和地山三丁目1番7号
S-Bridges株式会社
代表取締役 長門 貴
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	18,293,829
固定資産	78,829,634
合 計	97,123,463
負純資産及び部	
流動負債	32,711,621
株主資本	54,119,508
資本剰余金	10,292,334
資本準備金	11,500,000
利益剰余金	△1,207,666
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△1,207,666
合 計	(4,273,844)
	97,123,463

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五千二万八百円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和7年8月18日
静岡県浜松市中央区和地山三丁目1番7号
S-Bridges株式会社
代表取締役 長門 貴

第69期決算公告 令和7年8月18日
神戸市西区井吹台東町七丁目三番五号

株式会社福原精機製作所
代表取締役社長 山田 剛
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	15,870,294
固定資産	3,763,217
合 計	19,633,511
負純資産及び部	
流動負債	2,098,778
株主資本	199,806
資本剰余金	17,334,926
利益剰余金	72,576
その他資本剰余金	15,272
利益準備金	15,272
その他利益剰余金(うち当期純損失)	17,247,077
利益準備金	30,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	17,217,077
合 計	(553,061)
	19,633,511

第62期決算公告 令和7年8月18日
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2753-1

福原二ードル株式会社
代表取締役 福原 裕司
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	3,131,878
固定資産	3,050,048
合 計	6,181,926
負純資産及び部	
流動負債	2,174,761
株主資本	2,995,162
資本剰余金	1,012,003
利益剰余金	96,000
その他資本剰余金	916,003
利益準備金	32,000
その他利益剰余金(うち当期純損失)	884,003
合 計	(151,241)
	6,181,926

第1期決算公告

2025年8月18日 東京都足立区辰沼一丁目6番14号
パラマウントケアサービス東京株式会社
代表取締役 宇田川達也

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	357	流动負債	209
固定資産	1,156	賞与引当金	19
		その他	189
		固定負債	41
		退職給付引当金	1
		その他	39
		株主資本	1,262
		資本剰余金	1
		その他資本剰余金	1,251
		利益剰余金	1,251
		その他利益剰余金	10
		(うち当期純利益)	10
資産合計	1,513	負債・純資産合計	1,513

合併左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、下記のとおり。最終貸借対照表の開示状況は次のようにお申し出下さい。最終貸借対照表の開示状況は次のようにお申し出下さい。

(甲) 揭載官報
(乙) 揭載の日付
令和七年六月三十日
令和七年八月十八日
東京都墨田区太平二丁目九番四号
パラマウントケアサービス株式会社
代表取締役 宇田川達也

(甲) 揭載官報
(乙) 揭載の日付
令和七年六月三十日
令和七年八月十八日
東京都足立区辰沼一丁目六番一四号
パラマウントケアサービス株式会社
代表取締役 宇田川達也

第2期決算公告

令和7年8月18日 東京都新宿区新宿四丁目3番15号
レイフラット新宿2F

アディクシィ株式会社

代表取締役 金沢 大輝

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	218,642
流動資産	4,486
合 計	223,129
負純資産及び部	
流動定主資本	89,232
固定負債	46,658
資本剰余金	37,239
利益剰余金	9,990
その他利益剰余金	27,249
(うち当期純利益)	27,249
新株予約権	(26,589)
合 計	50,000
	223,129

合併及び資本金の額の減少公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。また、甲は、資本金の額を一億四千三百九十八万八千三百二十五円減少し、その全額を十八万八千三百二十五円減少し、その全額を資本準備金とするにいたしました。
この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 左記のとおりです。
(乙) <https://establish.moneyforward.com/announcement/132177>

決算公告

令和7年8月18日 東京都中央区八丁堀三丁目22番13号PMO八丁堀
株式会社タス

代表取締役 堂免 拓也

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	519,687	流动負債	202,301
固定資産	200,816	賞与引当金	14,085
		工事損失引当金	50,191
		固定負債	60,632
		退職給付引当金	41,469
		役員退職慰労引当金	9,762
		株主資本	457,570
		資本剰余金	180,000
		利益準備金	277,570
		その他利益剰余金	45,000
		(うち当期純利益)	232,570
資産合計	720,503	負債・純資産合計	(25,146)

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を八千万円減少する」とにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年八月十八日 東京都中央区八丁堀三丁目二二番一三号PMO八丁堀 株式会社タス 代表取締役 堂免 拓也

第39期決算公告 令和7年8月18日
横浜市瀬谷区目黒町6番地62
株式会社サスダ
代表取締役 佐須田大作
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金 額(円)
資の産部	712,260,629
流動資産	807,586,305
合 計	1,519,846,934
負純資産及び部	
流動定主資本	403,598,451
固定負債	687,550,544
資本剰余金	428,697,939
利益剰余金	81,000,000
別途積立金	392,697,939
その他利益剰余金	800,000
(うち当期純利益)	50,000,000
自己株式	341,897,939
	(38,776,874)
合 計	△45,000,000
	1,519,846,934

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙のとび、土工工事の請負事業・足場の組立、施工・監理、販売及びレンタル事業及び建築用足場資材のリース、レンタル及び販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
効力発生日は令和七年十月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年七月二十九日に終了しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 左記のとおりです。
令和七年八月十八日 横浜市瀬谷区目黒町六番地六二一
株式会社サスダ 横浜 代表取締役 佐須田大作
(甲) 株式会社サスダ 横浜 代表取締役 佐須田大作
(乙) 株式会社サスダ 横浜 代表取締役 佐須田大作

第37期決算公告 令和7年8月18日
東京都小平市鈴木町二丁目621番地の12
マルゴ商事株式会社
代表取締役 延近 尚子
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	300,015
固定 資産	53,026
資産合計	353,041
負純 資産 及び部	
流動 負債	277,604
固定 負債	10,290
負債合計	287,894
株主資本	65,146
資本剰余金	10,000
利益剰余金	55,146
利益準備金	500
その他利益剰余金	54,646
(うち当期純利益)	(2,378)
純資産合計	65,146
負債・純資産合計	353,041

第49期決算公告 令和7年8月18日
東京都小平市鈴木町二丁目621番地の12
末次興産株式会社
代表取締役 延近 尚子
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	573,890
固定 資産	355,635
資産合計	929,525
負純 資産 及び部	
流動 負債	187,733
固定 負債	249,751
負債合計	437,484
株主資本	492,041
資本剰余金	50,000
利益剰余金	442,041
利益準備金	1,000
その他利益剰余金	441,041
(うち当期純利益)	(21,737)
純資産合計	492,041
負債・純資産合計	929,525

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十八日

東京都小平市鈴木町二丁目六二一番地の一二
(甲) 末次興産株式会社
代表取締役 延近 尚子
(乙) マルゴ商事株式会社
代表取締役 延近 尚子

第59期決算公告 令和7年8月18日
長野県安曇野市豊科4724番地1
あづみ野管理株式会社
代表取締役 廉 羅允
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動 資産	1,076
固定 資産	535
合 計	1,611
負純 資産 及び部	
流動 負債	10,411
固定 負債	1,471
株主資本	△10,271
資本剰余金	3,000
利益剰余金	△13,271
その他利益剰余金	△13,271
(うち当期純損失)	(2,403)
合 計	1,611

第36期決算公告 令和7年8月18日
長野県安曇野市豊科4724番地1
タイラ不動産株式会社
代表取締役 廉 羅允
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動 資産	124,767
固定 資産	53,335
総 資産	1,723
合 計	179,826
負純 資産 及び部	
流動 負債	121,255
固定 負債	58,571
株主資本	10,000
資本剰余金	48,571
利益剰余金	48,571
その他利益剰余金	(4,674)
合 計	179,826

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和7年9月二十五日であり、両社の株主総会の承認決議は令和7年七月三十一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十八日

長野県安曇野市豊科四七二四番地の一二
(甲) タイラ不動産株式会社
代表取締役 あづみ野七二管理株式会社
(乙) 代表取締役 廉理一羅允社

決算公告 令和7年8月18日
静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12
株式会社 Y C F
代表取締役 吉田 立志
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	120,107
固定 資産	829,467
資産合計	949,574
負純 資産 及び部	
流動 負債	25,317
固定 負債	270,775
株主資本	653,481
資本剰余金	10,000
資本準備金	88,550
その他資本剰余金	39,900
利益剰余金	48,650
その他利益剰余金	554,931
(うち当期純損失)	554,931
負債・純資産合計	949,574

決算公告 令和7年8月18日
静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12
株式会社ワイシーシー
代表取締役 吉田 立志
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	674,803
固定 資産	92,238
資産合計	767,041
負純 資産 及び部	
流動 負債	38,640
(うち賞与引当金)	(36)
固定 負債	282,226
株主資本	446,174
資本剰余金	30,000
利益剰余金	416,174
利益準備金	630
その他利益剰余金	415,543
(うち当期純損失)	(32,082)
負債・純資産合計	767,041

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年八月十八日

静岡市葵区常磐町一丁目4番地の一二
(甲) 株式会社ワイシーシー
代表取締役 吉田 立志
(乙) 株式会社Y C F
代表取締役 吉田 立志

第16期決算公告 令和7年8月18日
名古屋市中村区靖国町二丁目110番地の3
株式会社ナットリアルエステート大阪
代表取締役 秋田 宏志
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	40,942,589
固定 資産	1,141,326
資産合計	42,083,915
負純 資産 及び部	
流動 負債	15,329,931
株主資本	26,753,984
資本剰余金	5,000,000
利益剰余金	21,753,984
その他利益剰余金	21,753,984
繰越利益剰余金 (うち当期純利益)	(18,842,141)
合 計	42,083,915

第8期決算公告 令和7年8月18日
名古屋市中村区靖国町二丁目110番地の3
株式会社ナットアセットマネジメント
代表取締役 秋田 宏志
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動 資産	7,556,583
固定 資産	22,382,363
合 計	29,938,946
負純 資産 及び部	
流動 負債	6,239,316
固定 負債	12,322,782
株主資本	11,376,848
資本剰余金	1,000,000
利益剰余金	10,376,848
その他利益剰余金	10,376,848
繰越利益剰余金 (うち当期純損失)	(423,229)
合 計	29,938,946

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和七年八月十八日

名古屋市中村区靖国町二丁目一一番
(甲) 株式会社ナットアセットマネジメント
代表取締役 秋田 宏志
(乙) 株式会社ナットリアルエスティート大阪
代表取締役 秋田 宏志

第9期決算公告

令和7年8月18日
徳島県徳島市問屋町77番地3
ペーパーストーリー株式会社
代表取締役 相原理和子

貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	9,411 726
	合計	10,137
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 合計	1,619 3,423 5,094 5,000 94 94 10,137
	資本 金 余 金 (うち当期純利益)	3,423 5,094 5,000 94 (876)
	合計	10,137

第19期決算公告

令和7年8月18日 徳島県徳島市問屋町77番地3

アイハラ貿易株式会社

代表取締役 相原 邦啓

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	115,210 18,983
	合計	134,194
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 合計	13,061 84,290 36,842 5,000 31,842 31,842 (392)
	資本 金 余 金 (うち当期純利益)	84,290 36,842 5,000 31,842 (392)
	合計	134,194

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第19期決算公告

令和7年8月18日 福岡市東区みなと香椎三丁目1番1号
株式会社サンイースト福岡
代表取締役 練谷 修司

貸借対照表の要旨

(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	132,185 16,064
	合計	148,250
負純 資産 及の び部	流动負債 株主資本 資本 利益 利益 準備金 その他利益 合計	15,276 132,973 10,000 122,973 276 122,697 (10,158)
	資本 金 余 金 (うち当期純利益)	132,973 10,000 122,973 276 122,697 (10,158)
	合計	148,250

第22期決算公告

令和7年8月18日 福岡市東区みなと香椎三丁目1番1号
株式会社サンリツチ福岡
代表取締役 高野 哲

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	351,318 84,380
	合計	435,698
負純 資産 及の び部	流动負債 株主資本 資本 利益 利益 準備金 その他利益 合計	55,391 380,307 10,000 370,307 536 369,770 (35,316)
	資本 金 余 金 (うち当期純利益)	380,307 10,000 370,307 536 369,770 (35,316)
	合計	435,698

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併の発生日は令和七年十月一日であり、九日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第83期決算公告 令和7年8月18日
新潟市中央区上所一丁目9番7号
株式会社山忠

代表取締役 綱中 裕城

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	326,684 517,645
	合計	844,329
負純 資産 及の び部	流动負債 株主資本 資本 利益 利益 準備金 その他利益 合計	662,948 181,381 10,000 171,381 2,400 168,981 (7,883)
	資本 金 余 金 (うち当期純損失)	181,381 10,000 171,381 2,400 168,981 (7,883)
	合計	844,329

第53期決算公告 令和7年8月18日
北九州市小倉北区東港二丁目5番1号
株式会社網中

代表取締役 綱中 裕城

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	4,001,533 2,151,702
	合計	6,153,235
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本 利益 利益 準備金 その他利益 合計	2,931,609 2,226,917 994,709 30,500 964,209 7,625 956,584 (188,327)
	資本 金 余 金 (うち当期純利益)	2,226,917 994,709 30,500 964,209 7,625 956,584 (188,327)
	合計	6,153,235

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第41期決算公告 令和7年8月18日
沖縄県糸満市西崎町一丁目6番地21
イーストマリン株式会社

代表取締役 パークソニー

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	69,089 41,521
	合計	110,611
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本 利益 利益 準備金 その他利益 合計	23,591 150,006 △62,986 10,000 △72,986 △72,986 (11,653)
	資本 金 余 金 (うち当期純損失)	150,006 △62,986 10,000 △72,986 △72,986 (11,653)
	合計	110,611

第7期決算公告 令和7年8月18日 沖縄県宮古島市平良字荷川取220-5
空と海の移動株式会社

代表取締役 松尾 礼

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	177,156 51,489
	合計	228,646
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本 利益 利益 準備金 その他利益 合計	16,265 370,000 △157,619 7,000 △164,619 △164,619 (16,345)
	資本 金 余 金 (うち当期純損失)	370,000 △157,619 7,000 △164,619 △164,619 (16,345)
	合計	228,646

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第29期決算公告 令和7年8月18日
札幌市北区新川二条三丁目1番14号
株式会社イチキ
代表取締役 中村 弘

貸借対照表の要旨(令和7年3月20日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	85,141
固定資産	38,772
合 計	123,913
負純資産及び部	
流動負債	78,323
固定負債	25,900
株主資本	19,690
資本利益	10,000
剩余金	11,040
利益準備金	1,525
その他利益	9,515
利益	(5,460)
自己株式	△1,350
合 計	123,913

第60期決算公告 令和7年8月18日
札幌市豊平区豊平一条三丁目1番14号
株式会社札商管材公社
代表取締役 中村 弘

貸借対照表の要旨(令和7年1月20日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	929,970
固定資産	319,930
合 計	1,249,901
負純資産及び部	
流動負債	546,330
貯金	480
固定負債	1,953
退職給付引当金	1,953
株主資本	701,617
資本利益	20,000
剩余金	681,617
利益準備金	3,800
その他利益	677,817
利益	(2,807)
合 計	1,249,901

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月18日

札幌市豊平区豊平一条三丁目1番14号
(甲) 株式会社札商管材公社
代表取締役 中村 弘札幌市北区新川二条三丁目1番14号
(乙) 株式会社イチキ
代表取締役 中村 弘

第17期決算公告 令和7年8月18日
東京都港区西新橋二丁目11番6号
株式会社日本利達
代表取締役 許 俊峰

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	30,770
固定資産	0
合 計	30,770
負純資産及び部	
流動負債	125
株主資本	30,645
資本利益	10,000
剩余金	20,644
その他利益	20,644
(うち当期純損失)	(233)
合 計	30,770

第16期決算公告 令和7年8月18日
東京都港区西新橋二丁目11番6号
株式会社利達ソフト
代表取締役 許 俊峰

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	456,311
固定資産	11,444
合 計	467,755
負純資産及び部	
流動負債	125,338
株主資本	342,417
資本利益	10,000
剩余金	332,417
利益準備金	2,500
その他利益	329,917
(うち当期純利益)	(17,155)
合 計	467,755

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月18日

東京都港区西新橋二丁目1番6号
(甲) 株式会社利達ソフト
代表取締役 許 俊峰東京都港区西新橋二丁目1番6号
(乙) 株式会社日本利達
代表取締役 許 俊峰

第8期決算公告 令和7年8月18日
神奈川県横浜市緑区三保町1108番地
トップアローズ株式会社
代表取締役 矢崎 克実

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	331,254
固定資産	1,863
合 計	341,393
負純資産及び部	
流動負債	272,962
株主資本	63,865
資本利益	4,565
剩余金	5,000
その他利益	△434
(うち当期純損失)	△434
合 計	341,393

第61期決算公告 令和7年8月18日
神奈川県横浜市緑区三保町1108番地
株式会社あおい運輸
代表取締役 矢崎 克実

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	287,211
固定資産	219,531
合 計	515,199
負純資産及び部	
流動負債	122,404
株主資本	353,110
資本利益	39,684
剩余金	10,000
その他利益	29,684
(うち当期純利益)	29,684
合 計	515,199

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月18日

神奈川県横浜市緑区三保町1108番地
(甲) 株式会社あおい運輸
代表取締役 矢崎 克実神奈川県横浜市緑区三保町1108番地
(乙) トップアローズ株式会社
代表取締役 矢崎 克実

官 報

「官報」は、法律、政令、条約、府省令、告示、公告等、様々な事項を掲載する国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前8時30分に官報発行サイトにおいて発行され、直近90日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることができます。「官報」には内閣府の電子署名とタイムスタンプを付与し、その真正性を確保しています。

<https://www.kanpo.go.jp>

内 閣 府

令和6年度決算公告

令和7年6月27日

川崎市川崎区小島町6番3号

上野輸送株式会社

代表取締役 柳川 岳

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,708	流动負債	4,115
固定資産	6,628	固定負債	2,662
		株主資本	1,416
		資本剰余金	100
		その他資本剰余金	882
		利益剰余金	882
		利益準備金	433
		その他利益剰余金	25
		(うち当期純損失)	408
		評価・換算差額等	(16)
		その他有価証券評価差額金	142
資産合計	8,336	負債・純資産合計	8,336

令和6年度決算公告

令和7年6月26日

横浜市中区山下町70番地3

上野トランステック株式会社

代表取締役 上野 孝

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,102	流动負債	3,778
固定資産	6,364	固定負債	3,011
		負債合計	6,789
		株主資本	6,026
		資本剰余金	480
		利益剰余金	5,546
		利益準備金	120
		その他利益剰余金	5,426
		(うち当期純利益)	(838)
		評価・換算差額等	651
		その他有価証券評価差額金	651
資産合計	13,467	純資産合計	6,678
		負債・純資産合計	13,467

第27期決算公告

2025年6月12日

長野県松本市大字笛賀5652番地

安曇野食品工房株式会社

代表取締役社長 大谷 俊介

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,009,470	流动負債	2,482,587
固定資産	3,178,816	固定負債	401,055
		株主資本	2,304,644
		資本剰余金	495,000
		資本準備金	485,000
		利益剰余金	2,764,644
		利益準備金	5,991
		その他利益剰余金	2,758,653
		(うち当期純利益)	(357,348)
資産合計	5,188,286	自己株式	△ 1,440,000
		負債・純資産合計	5,188,286

第69期決算公告

令和7年5月30日

神奈川県横浜市西区高島一丁目2番8号

株式会社エフ・クライミング

取締役社長 比留間一彰

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	822,241	流动負債	441,766
固定資産	890,629	賞与引当金	20,286
		その他の固定負債	421,480
		負債合計	548,928
		株主資本	722,176
		資本剰余金	10,000
		利益剰余金	712,176
		利益準備金	1,750
		その他利益剰余金	710,426
		(うち当期純利益)	(44,288)
資産合計	1,712,871	純資産合計	722,176
		負債・純資産合計	1,712,871

第53期決算公告

令和7年8月18日

愛知県岡崎市藤川町字境松西1番地

株式会社レッドバロン

代表取締役 石岡 直樹

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	100,421,994	流动負債	8,448,447
固定資産	35,696,500	賞与引当金	1,362,226
		固定負債	53,626,687
		退職給付引当金	2,624,544
		役員退職慰労引当金	253,863
		株主資本	74,043,019
		資本剰余金	12,147
		その他資本剰余金	628,407
		利益剰余金	628,407
		利益準備金	73,402,465
		その他利益剰余金	1,749
資産合計	136,118,494	負債・純資産合計	136,118,494

損益計算書の要旨

(自令和5年11月1日) (至令和6年10月31日) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
売上高	89,551,750	経常利益	5,702,928
売上原価	52,053,762	特別利益	254,496
売上総利益	37,497,988	特別損失	349,699
販売費及び一般管理費	31,784,088	税引前当期純利益	5,607,724
営業利益	5,713,900	法人税、住民税及び事業税	1,698,900
営業外収益	2,588,268	法人税等調整額	282,446
営業外費用	2,599,240	当期純利益	3,626,379

令和6年度決算公告

令和7年6月27日

三重県四日市市霞二丁目1番地の1

上野マリタイム・ジャパン株式会社

代表取締役 上野 善

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	3,482,567
固定資産	472,830
	流动負債
	賞与引当金
	その他の固定負債
	負債合計
	株主資本
	資本剰余金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
	評価・換算差額等
	その他有価証券評価差額金
資産合計	3,955,398
	負債・純資産合計

第74期決算公告

令和7年6月13日

岡山市北区岡南町2丁目3番1号

彦崎通運株式会社

代表取締役 山本 孝一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	92,679	流动負債	124,548
固定資産	98,533	(うち賞与引当金)	(2,100)
		固定負債	14,533
		(うち退職給付引当)	(14,533)
		負債合計	139,082
		株主資本	52,130
		資本剰余金	30,000
		利益準備金	22,130
		その他利益剰余金	7,500
		(うち当期純利益)	(14,630)
		評価・換算差額等	(26,459)
		その他有価証券評価差額金	54,326
資産合計	191,212	純資産合計	52,130
		負債・純資産合計	191,212

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、甲の評議員会の承認決議は令和七年三月二十六日に、乙の評議員会の承認決議は令和七年三月二十七日に終了しております。

また、合併に伴い、甲はその名称を社会福祉法人令和ふくし会と変更します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、両法人の最終貸借対照表の開示状況は下記のとおりです。

令和七年八月十八日

秋田市土崎港西三丁目一一番五号

(甲) 社会福祉法人昭和新秋会
理事長 杉山 和
秋田県潟上市昭和大久保字北野海老瀧沼
端七四番地三

(乙) 社会福祉法人昭和ふくし会
理事長 住谷 一男

第62期決算公告 令和7年8月18日
岡山県倉敷市北浜町6番1号
株式会社クラボウドライビングスクール
代表取締役 島山 貴之

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,761,673
	固定資産	1,646
	合計	1,763,319
負純 資 産 及 び部	流动負債	99,112
	固定負債	67,642
	資本金	1,596,565
	利益剰余金	30,000
	利益準備金	1,566,565
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	7,500
	合計	1,559,065
		(43,153)

第37期決算公告

令和7年8月18日
岡山県総社市井手793番地9
飛鳥ホンダ株式会社
代表取締役 戸田 保

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	972,551
	固定資産	776,290
	合計	1,748,841
負純 資 産 及 び部	流动負債	618,474
	固定負債	145,030
	資本金	37,392
	国庫補助金等特別積立金	62,549
	その他の積立金	1,371
	次期繰越活動増減差益	180,407
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	(△15,152)
	合計	476,590

乙の貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	162,099
	固定資産	314,491
	基本財産	259,295
	その他の固定資産	55,196
	合計	476,590
負純 資 産 及 び部	流动負債	49,841
	固定負債	145,030
	資本金	37,392
	国庫補助金等特別積立金	62,549
	その他の積立金	1,371
	次期繰越活動増減差益	180,407
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	(△15,152)
	合計	476,590

甲の貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	125,280
	固定資産	683,219
	基本財産	630,792
	その他の固定資産	52,427
	合計	808,499
負純 資 産 及 び部	流动負債	70,385
	固定負債	318,301
	資本金	76,874
	国庫補助金等特別積立金	141,605
	その他の積立金	0
	次期繰越活動増減差益	201,334
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	(△10,910)
	合計	808,499

第16期決算公告 令和7年6月26日
大分市豊海5丁目4番9号
株式会社豊海

代表取締役社長 松崎 順司

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	118,558
	固定資産	158,940
	資産合計	277,498
負純 資 産 及 び部	流动負債	91,941
	固定負債	0
	負債合計	91,941
株主資本	資本金	185,557
	利益剰余金	3,000
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	182,557
	純資産合計	185,557
	負債・純資産合計	277,498

第14期決算公告 令和7年8月18日

静岡県掛川市千羽403番地の2

株式会社アイム

代表取締役 加藤 亮

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	22,522
	固定資産	2,582
	合計	25,105
負純 資 産 及 び部	流动負債	48,987
	固定負債	△23,882
	資本金	25,000
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	△48,882
	合計	25,105

第16期決算公告 令和7年6月26日
大分市豊海5丁目4番9号
株式会社野津原

代表取締役社長 松崎 順司

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	195,096
	固定資産	84,116
	資産合計	279,212
負純 資 産 及 び部	流动負債	71,744
	固定負債	0
	負債合計	71,744
株主資本	資本金	207,468
	利益剰余金	3,000
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	204,468
	純資産合計	207,468
	負債・純資産合計	279,212

第21期決算公告 令和7年8月18日

静岡県掛川市領家735番地の1

株式会社ユーム

代表取締役 シンバニアリザミゲル

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	366,954
	固定資産	30,517
	合計	397,471
負純 資 産 及 び部	流动負債	85,480
	固定負債	23,780
	資本金	288,211
	利益剰余金	9,000
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	1,000
	合計	278,211
		1,250
		276,961
		(3,688)
	合計	397,471

第16期決算公告 令和7年8月18日

静岡県掛川市満水12番地の19

株式会社LIVE

代表取締役 加藤 亮

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	494,708
	固定資産	4,240
	合計	498,949
負純 資 産 及 び部	流动負債	386,061
	固定負債	63,225
	資本金	49,662
	利益剰余金	25,000
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	58,000
	合計	△33,337
		△33,337
		(55,278)
	合計	498,949

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月十八日

静岡県掛川市千羽四〇三番地の2

静岡県掛川市満水一二番地の2

静岡県掛川市領家七三五番地の1

静岡県掛川市領家七三五番地の1

株式会社アイム

代表取締役 加藤 亮

シンバニアリザミゲル

亮

第61期決算公告

令和7年8月18日

大阪市中央区本町三丁目5番7号

株式会社ジャバラ

代表取締役 藤中 理香

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	2,159,546
	固定資産	2,528,804
合 計		4,688,350
負債及び純資産の部		
流動負債	842,595	
役員賞与引当金	6,300	
賞与引当金	35,300	
固定負債	307,886	
退職給付引当金	90,204	
嘱託社員退職積立金	789	
補修費用引当金	87,969	
株主資本	3,524,000	
資本金	45,000	
資本剩余额	32,000	
資本準備金	32,000	
利益剰余金	3,447,000	
利益準備金	5,000	
その他利益剰余金(うち当期純利益)	3,442,000	
評価・換算差額等	(489,208)	
その他有価証券評価差額金	13,869	
合 計	4,688,350	

左記会社は吸収分割して甲は乙の本社部門、販売部門及び技術部門に関する権利義務を承継し乙はそれを承継されることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年8月18日
大阪市中央区本町三丁目5番7号
(甲) 株式会社ジャバラHD
代表取締役 藤中 理香
(乙) 株式会社ジャバラ
代表取締役 藤中 理香

第1期決算公告

令和7年8月18日

大阪市中央区本町三丁目5番7号

株式会社ジャバラHD

代表取締役 藤中 理香

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	固定資産	3,699,915
	合 計	3,699,915
負純資産及び部		
流動負債	17	
株主資本	3,699,898	
資本準備金	20,000	
その他資本剰余金	3,679,915	
利益剰余金	3,679,915	
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△17	
合 計	3,699,915	

第2期決算公告

令和7年6月29日

兵庫県宝塚市川面5-10-32-205

一般社団法人ワクチン問題研究会

代表理事 福島 雅典

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	16,008
	固定資産	255
合 計		16,263
負味債財及産		
流動負債	1,807	
固定負債	—	
合 計	1,807	
基定正味財産	—	
一般正味財産	14,456	
正味財産合計	14,456	
合 計	16,263	

第22期決算公告 令和7年8月18日

札幌市西区宮の沢2条2丁目11番36号

石屋商事株式会社

代表取締役 石水 創

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	5,427,116
	固定資産	3,211,583
資産合計		8,638,700
負純資産及び部		
流動負債(賞与引当金)	2,356,930	
固定負債(退職給付引当金)	(83,861)	
株主資本	1,581,708	
資本準備金	(86,760)	
その他利益剰余金	4,700,060	
利益剰余金	30,000	
利益準備金	4,670,060	
その他利益剰余金(うち当期純利益)	24	
合 計	4,670,036	
負債・純資産合計	(1,471,253)	
負債・純資産合計	8,638,700	

第75期決算公告

令和7年8月18日

兵庫県相生市那波野776番地の1

福助機工株式会社

代表取締役 井河原敬之

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	2,348
	固定資産	1,197
合 計		3,546
負債及び純資産の部		
流動負債	275	
役員賞与引当金	5	
その他の負債	270	
固定負債	239	
建物圧縮引当金	3	
その他資本	236	
株主資本	3,030	
資本準備金	62	
資本剰余金	642	
その他資本剰余金	31	
利益剰余金	610	
利益準備金	2,354	
その他利益剰余金(うち当期純利益)	7	
自己株式	2,346	
△27	(76)	
合 計	3,546	

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年8月18日
兵庫県相生市那波野776番地の1
(甲) 福助機工株式会社
代表取締役 井河原敬之
(乙) 福助マリン玉野株式会社
代表取締役 松尾 文寛

第5期決算公告

令和7年8月18日

兵庫県相生市那波野776番地の1

福助マリン玉野株式会社

代表取締役 松尾 文寛

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	690
	固定資産	32
合 計		722
負純資産及び部		
流動負債	625	
役員賞与引当金	1	
その他の負債	624	
株主資本	96	
資本準備金	30	
資本剰余金	66	
その他資本剰余金(うち当期純利益)	(51)	
合 計	722	

第24期決算公告

2025年6月27日

群馬県邑楽郡明和町大輪336番地1

株式会社アドバンテストアカデミー

代表取締役社長 山下 和宏

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	37,630
	固定資産	4,756
資産合計		42,386
負純資産及び部		
流動負債	26,211	
株主資本	16,175	
資本準備金	10,000	
その他利益剰余金	6,175	
利益準備金	2,500	
その他利益剰余金(うち当期純利益)	3,675	
合 計	(2,819)	
負債・純資産合計	42,386	

第21期決算公告 2025年6月25日

埼玉県加須市新利根1丁目5番地

株式会社アドバンテストグリーン

代表取締役社長 三ツ橋勝一

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	144,294
	固定資産	37,187
資産合計		181,481
負純資産及び部		
流動負債	90,371	
役員賞与引当金	2,849	
固定負債	9,217	
退職給付引当金	9,217	
株主資本	81,893	
資本準備金	10,000	
その他利益剰余金	71,893	
利益準備金	2,500	
その他利益剰余金(うち当期純利益)	69,393	
合 計	(16,361)	
負債・純資産合計	181,481	

第10期決算公告

令和7年6月30日 神奈川県川崎市幸区鹿島田1丁目1番2号

富士通クライアントコンピューティング株式会社

代表取締役社長 大隈 健史

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	136,414	流動負債	50,621
固定資産	16,019	製品保証引当金	1,750
		固定負債	4,660
		リサイクル費用引当金	2,515
		退職給付引当金	0
		役員退職慰労引当金	21
		負債合計	55,282
		株主資本	96,895
		資本金	400
		資本剰余金	6,927
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	6,827
		利益剰余金	89,567
		その他利益剰余金	89,567
		評価・換算差額等	256
		その他有価証券評価差額金	297
		繰延ヘッジ損益	△41
		純資産合計	97,151
資産合計	152,434	負債・純資産合計	152,434

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	250,808	営業外費用	250
売上原価	204,982	経常利益	24,348
売上総利益	45,825	税引前当期純利益	24,348
販売費及び一般管理費	21,667	法人税、住民税及び事業税	7,092
営業利益	24,158	法人税等調整額	215
営業外収益	440	当期純利益	17,040

第54期決算公告

令和7年7月28日 栃木県宇都宮市大通り5丁目3番9号

アルファクラブ株式会社

代表取締役 神田 昌毅

貸借対照表の要旨

(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,143,167	流動負債	5,315,688
固定資産	34,561,308	賞与引当金	71,486
繰延資産	484	その他の固定負債	5,244,202
		退職給付引当金	28,094,893
		雑収入復活引当金	116,050
		役員退職慰労引当金	54,937
		その他の固定負債	259,337
		負債合計	33,410,581
		株主資本	6,353,687
		資本金	100,000
		資本剰余金	25,000
		資本準備金	25,000
		利益剰余金	6,228,687
		その他利益剰余金	6,228,687
		評価・換算差額等	△ 59,308
		その他有価証券評価差額金	△ 59,308
		純資産合計	6,294,378
資産合計	39,704,959	負債・純資産合計	39,704,959

損益計算書の要旨

(自令和6年5月1日) (至令和7年4月30日) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
売上高	12,154,332	経常利益	1,599,776
売上原価	2,985,338	特別利益	12,333
売上総利益	9,168,994	特別損失	385,140
販売費及び一般管理費	8,216,685	税引前当期純利益	1,226,969
営業利益	952,310	法人税、住民税及び事業税	380,340
営業外収益	795,371	法人税等調整額	△ 10,489
営業外費用	147,904	当期純利益	857,119

第65期決算公告

令和7年8月18日 札幌市西区宮の沢2条2丁目11-36

石屋製菓株式会社

代表取締役 石水 創

貸借対照表の要旨 (令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,221,236	流動負債	3,557,029
固定資産	24,854,336	(賞与引当金)	(148,110)
		固定負債	6,868,809
		(退職給付引当金)	(236,682)
		株主資本	22,649,733
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	22,000
		利益剰余金	25,356,014
		利益準備金	7,750
		その他利益剰余金	25,348,264
		(うち当期純利益)	(2,401,498)
		自己株式	42,758,280
資産合計	33,075,572	負債・純資産合計	33,075,572

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社フー

ドクリエイションジャパン(乙、住所山形市松

町二丁目五番一八号)のレストラン事業にす

る権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司

掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおり

代表取締役
武田 良和令和七年八月十八日
山形市元木一丁目一三番二五号

決算公告

令和7年8月18日

山形市元木一丁目13番25号

株式会社ジョイン

代表取締役 武田 良和

貸借対照表の要旨 (令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,779,340	流動負債	1,427,378
固定資産	10,437,524	固定負債	12,866,128
		退職給付引当金	27,231
		雑収入復活引当金	7,968
		株主資本	1,923,357
		資本剰余金	60,000
		資本準備金	3,500
		利益剰余金	1,868,857
		利益準備金	11,500
		その他利益剰余金	1,857,357
		(うち当期純利益)	(191,706)
		自己株式	△9,000
資産合計	16,216,864	負債・純資産合計	16,216,864

決算公告

令和7年8月18日

山形市松町二丁目5番18号

株式会社フードクリエイションジャパン

代表取締役 武田 靖子

貸借対照表の要旨 (令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	88,221	流動負債	60,106
固定資産	90,419	固定負債	960,267
		退職給付引当金	3,160
		株主資本	△841,733
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	48,249
		その他資本剰余金	19,016
		利益剰余金	29,233
		その他利益剰余金	△909,982
		(うち当期純損失)	(57,878)
資産合計	178,640	負債・純資産合計	178,640

第26期決算公告

2025年6月18日

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

株式会社アドバンテスト プリオウンド ソリューションズ

代表取締役社長 久保田 肇

貸借対照表の要旨
(2025年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,781	流动負債	115
固定資産	94	役員賞与引当金	2
		株主資本	1,760
		資本金	310
		利益剰余金	1,450
		利益準備金	77
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,373 (225)
資産合計	1,875	負債・純資産合計	1,875

第50期決算公告

2025年6月25日

埼玉県加須市新利根1丁目5番地

株式会社アドバンファシリティーズ

代表取締役社長 板倉 航

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	384,459	流动負債	162,918
固定資産	102,048	役員賞与引当金	3,066
		固定負債	22,095
		退職給付引当金	22,095
		株主資本	301,494
		資本金	50,000
		資本剰余金	30,000
		その他資本剰余金	30,000
		利益剰余金	221,494
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	208,994 (25,613)
資産合計	486,507	負債・純資産合計	486,507

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議(会社法第三十九条第一項に基づく議決権を行使することができます)は令和七年八月十五日に終了しております。また、甲は乙の全株式を所有しています。この合併による甲の新株式の発行及び資本の金額の増加はいたしません。

乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。この合併に対する賃貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年八月十八日

兵庫県加古川市平岡町新在家一一七番地

(甲) 株式会社エルアンドジー
代表取締役 湖中 正泰

東京都中央区築地一丁目一二番二二号

(乙) SHOWA CORPORATION

ION株式会社
代表取締役 湖中 正泰

第33期決算公告

令和7年8月18日 兵庫県加古川市平岡町新在家117番地
株式会社エルアンドジー
代表取締役 湖中 正泰

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
科 目	金 額
流动資産	1,137,229
固定資産	384,431
資産合計	1,521,660
科 目	金 額
流动負債	229,417
固定負債	133,029
株主資本	1,149,463
資本剰余金	30,000
その他資本剰余金	546,000
利益剰余金	546,000
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	573,463 (106,937)
評価・換算差額等	9,751
その他有価証券評価差額金	9,751
負債・純資産合計	1,521,660

第21期決算公告

令和7年8月18日 東京都中央区築地一丁目12番22号
SHOWA CORPORATION株式会社
代表取締役 湖中 正泰

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
科 目	金 額
流动資産	128,681
固定資産	66,346
繰延資産	27,731
資産合計	222,758
科 目	金 額
流动負債	97,159
固定負債	62,560
株主資本	63,039
資本剰余金	10,000
その他資本剰余金	190,000
利益剰余金	190,000
利益準備金	△136,961
その他利益剰余金 (うち当期純損失)	10,800 △147,761 (64,270)
負債・純資産合計	222,758

第95期決算公告

令和7年8月18日

東京都渋谷区神宮前四丁目3番15号
HIE株式会社
代表取締役 廣瀬 弘忠

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	5,811,340
固定資産	4,821,370
資産合計	10,632,711
流动負債	358,914
固定負債	3,616,298
株主資本	6,657,498
資本剰余金	100,000
資本準備金	174,400
その他資本剰余金	68,750
利益剰余金	105,650
利益準備金	6,585,898
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	37,500 6,548,398 (530,352)
自己株式	△202,800
負債・純資産合計	10,632,711

第19期決算公告

令和7年8月18日

北海道釧路市錦町三丁目7番地

株式会社釧路ホテルマネジメント

代表取締役 廣瀬 弘忠

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	483,059
固定資産	131,752
資産合計	614,811
流动負債	48,430
固定負債	1,522,508
株主資本	30,608
資本準備金	△956,127
その他資本剰余金	3,000
利益剰余金	△959,127
利益準備金	△959,127 (232,063)
負債・純資産合計	614,811

第 22 期 決 算 公 告

令和7年8月18日

富山市黒瀬240番地40

株式会社ハウスコム

代表取締役 折戸 諭

貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	7,602
固定資産	724
合 計	8,327
負純資産及のび部	
流動負債	53,983
固定負債	20,132
株主資本	△65,788
利益	10,000
その他利益	△75,788
余剰金	△75,788
(うち当期純損失)	(4,992)
合 計	8,327

第 33 期 決 算 公 告

令和7年8月18日

富山市黒瀬240番地37

株式会社翔建工業

代表取締役 笹島 潔

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	285,569
固定資産	181,206
合 計	466,776
負純資産及のび部	
流動負債	232,631
固定負債	167,032
株主資本	67,111
利益	10,000
その他利益	57,111
余剰金	1,250
(うち当期純利益)	55,861
合 計	466,776

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第 45 期 決 算 公 告

令和7年8月18日

京都市西京区上桂御正町3番地1

株式会社平安ハウジング

代表取締役 関本 豊

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	34,274
固定資産	494,506
合 計	528,781
負純資産及のび部	
流動負債	494,915
固定負債	170,100
株主資本	△136,233
利益	10,000
その他利益	5,000
余剰金	5,000
(うち当期純損失)	△151,233
合 計	528,781

第 36 期 決 算 公 告

令和7年8月18日

京都市西京区上桂御正町3番地5

株式会社平安コーポレーション

代表取締役 関本 豊

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	997,782
固定資産	307,928
合 計	1,306,337
負純資産及のび部	
流動負債	186,851
固定負債	109,600
株主資本	1,009,886
利益	75,000
その他利益	934,886
余剰金	934,886
(うち当期純利益)	(82,852)
合 計	1,306,337

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第 42 期 決 算 公 告

令和7年8月18日

岩手県奥州市水沢佐倉河字沼田69番地

ホンダカーズ岩手南株式会社

代表取締役 渡邊健一郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	
流動資産	1,652
固定資産	1,770
合 計	3,423
負純資産及のび部	
流動負債	929
固定負債	82
株主資本	2,411
利益	10
その他利益	2,401
余剰金	4
(うち当期純利益)	2,397
合 計	3,423

地 の 四

(乙) 株式会社ホンダ販売秋田南
代表取締役 千葉 大助
地 の 四
秋田県由利本荘市石脇字尾花沢五七番地
の九五
(丙) 大内モーター株式会社
代表取締役 堀 義弘
二 二
秋田県男鹿市船越字内子二九四番地一六
秋田県男鹿市船越字内子二九四番地一六
(丁) 株式会社男鹿オート
代表取締役 鎌田 英俊

合併公告
左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。
また、この合併に伴い、甲はその商号を株式会社ホンダ四輪販売中央東北と変更します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年8月18日
岩手県奥州市水沢佐倉河字沼田六九番地

(甲) ホンダカーズ岩手南株式会社
代表取締役 渡邊健一郎
地 の 四
秋田県大仙市豊川字北村街道ノ上二三番地

第 34 期 決 算 公 告

令和7年8月18日

秋田県男鹿市船越字内子294番地1622

株式会社男鹿オート

代表取締役 鎌田 英俊

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	
流動資産	103
固定資産	142
合 計	245
負純資産及のび部	
流動負債	93
固定負債	76
株主資本	75
利益	10
その他利益	65
余剰金	2
(うち当期純利益)	63
合 計	245

第 51 期 決 算 公 告

令和7年8月18日

秋田県由利本荘市石脇字尾花沢57番地の95

大内モーター株式会社

代表取締役 堀 義弘

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	
流動資産	192
固定資産	223
合 計	415
負純資産及のび部	
流動負債	159
固定負債	20
株主資本	235
利益	20
その他利益	215
余剰金	20
(うち当期純利益)	195
合 計	415

第 62 期 決 算 公 告

令和7年8月18日

秋田県大仙市豊川字北村街道ノ上22番地の4

株式会社ホンダ販売秋田南

代表取締役 千葉 大助

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	
流動資産	706
固定資産	502
合 計	1,209
負純資産及のび部	
流動負債	354
固定負債	32
株主資本	821
利益	10
その他利益	811
余剰金	33
(うち当期純利益)	778
合 計	(46)
合 計	1,209

第48期決算公告 令和7年8月18日
東京都江東区亀戸五丁目38番31号
株式会社丸山製作所 智正
代表取締役 丸山
賃借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	529,406
	固定資産	655,074
	合 計	1,184,480
負純 資産 及の び部	流动負債	512,401
	固定負債	250,576
	定資本	421,502
	資本剰余	30,000
	資本準備	6,784
	資本剩餘	6,784
	資本準備	384,717
	利益剰余	314
	利益準備	384,402
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(49,066)
	合 計	1,184,480

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月十八日
東京都江東区亀戸五丁目三八番三一号
(甲) 株式会社丸山製作所
(代表取締役) 丸山智正

第35期決算公告

令和7年6月26日
埼玉県草加市高砂2丁目7番1号
アコス株式会社
代表取締役社長 瀬戸百合子

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)			
科	目	金額(百万円)	
資の 産部	流動資産	654	
	固定資産	1,671	
	合計	2,326	
負純 資 債 産 及 の び部	流動負債	254	
	固定負債	921	
	株主資本	1,149	
	資本剰余金	129	
	利益剰余金	1,038	
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,038	(25)
	自己株式	△18	
	合計	2,326	

			会社
静岡県掛川市千羽四〇三番地の二	(乙)	株式会社BENTON FAC	代表取締役 稲積 哲平
静岡県掛川市青葉台二〇番二〇号	T	TORY	
静岡県掛川市青葉台二〇番二〇号	(丙)	株式会社JOIN	代表取締役 稲積 哲平
静岡県掛川市青葉台二〇番二〇号	丁)	株式会社リク	代表取締役 棚葉 陸夫

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

第43期決算公告 2025年6月23日
北九州市八幡東区東田1丁目5番1号
株式会社アドバンテスト九州システムズ
代表取締役社長 佐々木 功

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)			
金額(千円)			
資の 産部	流動資産	固定資産	資産合計
	865,383	117,350	982,733
負純 資産 及の び部	流动負債	役員賞与引当金	303,933
	固定負債	退職給付引当金	5,164
	資本金	株主資本	140,586
	剰余金	利益準備金	40,587
	純資産合計	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	538,214
	488,214	12,500	50,000
負債・純資産合計			982,733

第8期決算公告 令和7年8月18日
静岡県掛川市千羽403番地の2
株式会社BENTON FACTORY

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)				
科 目				
資の 産部	流動資産	固定資産	合計	
			51,213 9,884 61,098	
負純 資産 及の び部	流动資本 固定資本 定資本 主資本 利益 その他利益	負債 負債 資本 剩余金 余金 うち当期純損失	53,793 12,200 △4,895 6,000 △10,895 △10,895 (19,562)	
	合計	合計		61,098

第6期決算公告 令和7年8月18日
静岡県掛川市千羽403番地の2
カクシンホールディングス株式会社
代表取締役 稲積 哲平
貸借対照表(四半期)令和7年7月16日現在

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)				
科 目	金額(千円)			
資の 産部	流動資産	資産	資産	44,804
	固定資産			3,784,430
	合計			3,829,235
負純 資産 及の び部	流動負債	負債	債権	1,476,810
	固定負債	負債	債権	1,508,842
	株主資本	資本	資本	843,582
	資本剰余金	剰余金	金	1,000
	その他資本	その他	資本	637,187
	利益剰余金	利益	剰余金	637,187
	その他の利益剰余金	その他の	利益	205,395
	(うち当期純損失)			205,395
	合計			(74,954)
				3,829,235

第6期決算公告 令和7年8月18日
静岡県掛川市青葉台20番20号

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	105,990
	固定資産	205
	合計	106,196
負 債 及 び 部	流动负债	
	株主資本	2,388
	利益剰余金	103,808
	その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	5,000
	合計	98,808
		98,808
		(5,682)
	合計	
		106,196

第22期決算公告 令和7年8月18日
静岡県掛川市青葉台20番20号
株式会社J o i n
代表取締役 シンバアナリザミゲル

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)						
科 目			金額(千円)			
資の 産部	流動資産	固定資産	資産合計	資産	資産	資産
	定延	固縁		資	資	資
				248,222	502,370	297
			合 計	750,891		
負純 資産 及の び部	流動資本	負債	負債	27,273		
	固株主	資本	資本	6,082		
	資本	資本	資本	717,535		
	その他	剩余金	剩余金	3,000		
	利益	資本	資本	1,000		
	その他	剩余金	剩余金	1,000		
	(うち	当期純損失)	(うち	713,535	713,535	(27,616)

第24期決算公告
2025年8月18日
京都市南区西九条東比永城町75
GRAND KYOTO 3F
コスメディ製薬株式会社
代表取締役 権 英淑
貸借対照表の要旨
(2025年4月30日現在) (単位:千円)

科 目		金 額
資の 産部	流 動 資 產	1,687,624
	固 定 資 產	3,330,098
負 債 及 び 純 資 產 の 部	資 產 合 計	5,017,723
	流 動 負 債	3,469,433
資の 産部	賞 与 引 当 金	76,541
	役 員 賞 与 引 当 金	2,372
負 債 及 び 純 資 產 の 部	製 品 保 証 引 当 金	3,667
	そ の 他 固 定 負 債	3,386,852
	負 債 合 計	1,004,334
負 債 及 び 純 資 產 の 部	株 主 資 本	543,955
	資 本 剰 余 金	95,000
資の 産部	資 本 準 備 金	503,376
	そ の 他 資 本 剰 余 金	65,003
負 債 及 び 純 資 產 の 部	利 益 剰 余 金	438,373
	そ の 他 利 益 剰 余 金 (うち 当 期 純 損 失)	△ 54,421
	純 資 產 合 計	△ 54,421
	負 債 ・ 純 資 產 合 計	(225,842)